

令和元年第3回定例会

むかわ町議会会議録

令和元年 9月10日 開会

令和元年 9月11日 閉会

むかわ町議会

令和元年第3回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月10日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長行政報告及び提出事件の概要説明	8
一般質問	13
野田省一議員	13
大松紀美子議員	28
中島勲議員	42
東千吉議員	58
舞良喜久議員	68
北村修議員	72
散会	85

第 2 号 (9月11日)

議事日程	87
本日の会議に付した事件	88

出席議員	88
欠席議員	89
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	89
事務局職員出席者	90
開 議	91
議事日程の報告	91
報告第12号の上程、説明、質疑	91
報告第13号の上程、説明、質疑	93
認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	96
諸般の報告	111
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
議案第69号から議案第74号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	131
意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
所管事務調査報告の件	176
閉会中の特定事件等調査の件	177
議員の派遣に関する件	177
閉議及び閉会	178

むかわ町告示第42号

令和元年第3回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月30日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和元年9月10日(火) 午前10時

2 場 所 穂別町民センター ツツジホール(2階)

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

令和元年第3回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年9月10日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1 番	東 千 吉 議 員	2 番	舞 良 喜 久 議 員
3 番	山 崎 満 敬 議 員	4 番	佐 藤 守 議 員
5 番	大 松 紀美子 議 員	6 番	三 上 純 一 議 員
7 番	野 田 省 一 議 員	8 番	三 倉 英 規 議 員
9 番	星 正 臣 議 員	10 番	津 川 篤 議 員
11 番	北 村 修 議 員	12 番	中 島 勲 議 員
13 番	小 坂 利 政 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹

総務企画課参	上坂 勇人	総務企画課主	梅津 晶
総務企画課主	柴田 巨樹	総務企画課主	西 幸宏
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課参	飯田 洋明
町民生活課主	菊池 恵美	健康福祉課長	高橋 道雄
健康福祉課主	今井 喜代子	健康福祉課主	藤田 浩樹
産業振興課長	酒卷 宏臣	産業振興課参	太田 剛雄
産業振興課主	東 和博	産業振興課主	松本 洋
建設水道課長	山本 徹	建設水道課主	江後 秀也
建設水道課主	佐藤 琢	地域振興課長	石川 英毅
地域振興課参	田所 隆	地域振興課主	長谷山 一樹
地域振興課主	菅原 光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤 英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井 和彦	地域経済課長	吉田 直司
地域経済課主	高木 龍一郎	地域経済課主	西村 和将
国民健康保険穂別診療所事務長	藤江 伸	教育 長	長谷川 孝雄
生涯学習課長	八木 敏彦	教育振興室長	田口 博
生涯学習課主	上田 光男	生涯学習課主	佐々木 義弘
選挙管理委員会事務局長	成田 忠則	農業委員会事務局長	鎌田 晃
農業委員会支局長	高木 龍一郎	監査委員	数矢 伸二

事務局職員出席者

事務局 長 今井 巧 主 査 長谷山 美香

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

冒頭、昨年9月6日に発生をいたしました胆振東部地震から1年が経過いたしました。

胆振東部地震で亡くなりました多くの方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々が一日も早く安心・安全な暮らしを取り戻せることを強く願うものであります。

議会といたしましても、復興計画の推進に当たり、行政と連携を図りながら、町民の期待に応えるよう努めてまいります。

ここで、議事に入ります前に、犠牲となられた多くの方々の御霊に対し、黙禱をささげたいと思います。御起立をお願いします。

黙禱。

黙禱を終了します。

ありがとうございました。御着席ください。

開会に当たりまして、議場が大変高温になっておりますので、あらかじめ申し上げます。上着の着用は自由とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、三上純一議員、7番、野田省一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、9月4日開催の第5回議会運営委員会での本定例会の運営に係る協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、9月4日に開催しました第5回議会運営委員会の経過と結果について報告をいたします。

委員会での協議は、第3回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は25件で、その内訳は、報告2件、認定7件、同意1件、議案15件であります。

提出審議案件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、認定第1号から認定第7号までの7件、議案第69号から議案第74号までの6件で、会期日程表に記載のとおりであります。

なお、認定第1号から認定第7号までの各会計歳入歳出決算に関する決算審査については、議長及び監査委員を除く全議員で構成する平成30年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は8件であり、その内訳は、意見書案5件、報告1件、その他2件であります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については4件であり、8月30日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号6番及び受理番号9番は所管の委員会構成委員で意見書案第10号及び意見書案第13号として、受理番号7番及び受理番号8番は意見書案第11号及び意見書案第12号として所定の賛成者をつけ提出されております。

また、陳情文書表の5件については、6月定例会締め切り日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

8月30日に開催された所管の各常任委員会協議会で協議の結果、受理番号21番は意見書案第14号として所管の委員会構成委員で提出されております。受理番号17番から受理番号20番の4件については、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会から調査終了に伴う報告書が、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から中間報告書が提出されております。

次に、一般質問については、野田省一議員ほか5名から13項目の通告があり、その取り扱いとは通告どおりといたします。

今回の一般質問につきましては、人口減少対策及び移住・定住対策関係で提出されております質問に類似する内容が想定されますことから、質問される方は質問事項が重複しないよう配慮願います。

以上の審議案件数とその取り扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から11日までの2日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問をされ、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

次に、本会議場における服装ですが、クールビズの励行によりネクタイの着用は自由とし、上着については議長の判断によることとさせていただきます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきましては、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和元年第5回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から11日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日までの2日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第97号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに令和元年第3回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

初めに、昨年9月6日に発生しました平成30年北海道胆振東部地震から丸1年が経過しました。改めまして犠牲となられた方々に対し哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それではまず、行政報告を申し上げます。

1点目は、J R北海道に対する地域支援に関する件について御報告を申し上げます。

北海道は、J R北海道の危機的な経営状況を踏まえ、法改正までの2年間に限り、交通政策総合指針で示した維持困難線区8線区における定時性や利便性、快適性の向上などの利用促進にかかわる緊急的かつ臨時的な経費に対し、地域独自の支援を行うことが必要と判断し、各沿線協議会等と速やかに協議を進めることとしたところであります。

日高線（苫小牧－鶴川間）につきましては、5月17日付で北海道から提案、要請があり、同月27日にJ R北海道の維持困難線区に関する東胆振首長懇談会（1市4町）を開催し、地域での支援、方向性について確認をしてきております。

負担額を含めた支援のあり方につきましては、8月19日の首長懇談会におきまして、1市2町、苫小牧、厚真、むかわで利用促進にかかわる経費の一部を支援することで合意しましたので、今定例会に必要な額を補正予算案として提案しているところでございます。

なお、白老町と安平町につきましては、日高線の鉄路がないため、負担を求めないこととしております。

今後におきましても、J R北海道に対しましては、徹底した経営改善を求め、利用促進の

ための整備を確実に実現するよう求めてまいります。また、国に対しましては、JRへの指導も含め、引き続き中心的な役割を果たすよう、北海道や他の自治体と連携しながら、提言、要請等を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、8月16日から17日にかけての台風10号におけます本町への影響について御報告を申し上げます。

台風10号につきましては、大雨警報などの発令はなかったものの、降り初めから24時間における雨量は、鶴川観測所で72.5ミリ、穂別観測所では57.5ミリを観測いたしました。鶴川地区におきましては1時間に18.5ミリの集中豪雨もあり、一部普通河川で氾濫が見られ、公共土木施設、農地などで冠水及び浸水の被害が発生したところでございます。普通河川で7河川7施設560万円、道路では10路線16カ所570万円、農業被害は水田、畑地で冠水、浸水により95万円の被害額が生じ、全体では約1,200万円となったところでございます。

3点目は、ことしの農作物の生育・販売状況について御報告申し上げます。

ことしの気象概況は、4月から7月中旬までは、気温は平年並みで、降水量が少なく、日照時間は多く経過しましたが、5月20日に寒冷前線の通過で強風が発生、ビニールハウスの破損や覆土飛散による播種子や定植苗に被害が発生しております。7月下旬以降から周期的に天候が変動し、特に8月上旬から中旬にかけては日最高気温が平年より高い日が続きました。また、台風10号接近による大雨の影響で一部冠水被害が発生しましたが、8月下旬からはおおむね平年並みといった概況となっております。

次に、農作物の生育状況についてであります。胆振農業改良普及センター東胆振支所公表の9月1日現在によりますと、水稻、小豆は平年並み、大豆は3日並びにてん菜は1日、サイレージ用トウモロコシは5日早い状況でございます。バレイショの収穫は断続的な降雨によりおこなっているものの、全般的に生育は順調に進んでおります。

水稻の作柄につきましては、農林水産省北海道事務所発表の8月15日現在の作柄概況は「やや良」に相当する公表で、対平年比105から102%が見込まれております。稔実歩合の調査結果は、鶴川地区90.2%、穂別地区93.8%となっており、両地区とも平年並みの収穫が見込まれ、もみの登熟が順調であることもあり、良質良品の出荷を期待しているところでございます。

畑作物は、小麦が既に収穫を終えておりますが、生育はやや早く進み、穂数が平年より多く、収穫作業の天候にも恵まれたことから、平年よりも増収でありました。これから収穫される小豆、大豆は、着莢数が小豆は平年並みであり、大豆がやや少ないものの、生育が順調

であることから、平年並みの収量になると予測されております。

次に、直近の各農協の農産物の取り扱いについて、特徴的な事項を報告いたします。

鵜川地区についてでございますが、春レタスにつきましては、2月の寒波などにより小玉傾向であり、生育おくれで出荷最盛期が平年よりおくれ、ゴールデンウィーク期間にかかり市場が飽和したため、やむなく出荷調整した影響により、計画対比90.3%で約2億6,700万円の販売実績となっております。

トマトにつきましては、共選は7月22日から始まり、出荷最盛期が平年よりもややおくれとなっております、平均単価は平年並みとなっております。

バレイショにつきましては、品質がよく、平均単価もよいことから、販売計画並みが見込まれております。

穂別地区につきましては、生育期間中の天候に恵まれ、全般的に品質や収量がよい傾向となっております。

穂別メロンは、糖度が高く大玉傾向で出荷数量が多かったことから、平均単価は低目でありながらも、販売計画並みが見込まれています。

カンロにつきましては、大玉傾向で2番果以降の着果がよいことから、販売額は前年より高く見込まれております。

カボチャにつきましては、8月中旬より出荷が始まり、10月下旬までを予定しておりますが、収穫作業は順調であり、平均価格が低く推移しておりますが、反収が平年よりも多目であることから、販売計画並みを期待しているところでございます。

以上、農作物の生育状況についての報告といたします。

4点目は、むかわ竜の学名とクラウドファンディングの実施、その他の動きについて御報告を申し上げます。

9月6日に報道発表されておりますが、このたび、むかわ竜の学名がカムイサウルス・ジャポニクスと命名され、英国のサイエンティフィック・レポート誌に9月5日に掲載されたところでございます。日本時間では9月6日でございます。この学名の意味につきましては、日本の竜の神、日本の神トカゲとされております。

御案内のとおり、北海道は昨年、命名150年を祝い、来年には白老町にアイヌ文化復興のナショナルセンターとして民族共生象徴空間「ウポポイ」の開設を目指しており、本町穂別地区から産出した恐竜化石の名称にアイヌ語を使用されましたことは、むかわ竜研究チームのリーダーでございます北海道大学総合博物館の小林快次教授の北海道に対する思いの深さ

をあらわしたものであり、大変感銘を受けているところでございます。

この名称に関し、このたび、小林教授とも協議の上、学名の財産権を守るため、商標登録をすることとしたところでもございます。

このたびの学術論文の記者会見におきましては、9月3日にむかわ町穂別町民センターで実施するとともに、翌日には東京上野公園の国立科学博物館の2会場において実施し、多くの報道関係者の方々が両会場に見えられ、全国的に広く紹介をされたところでございます。こうした宣伝活動が展開されることにより、本町に対する関心、関係人口の増加に大いに期待し、その創出につなげていきたいと考えております。

なお、本年6月に、恐竜化石を通じ日本の自治体と交流を望んでいる北欧のバルト三国の一つでもございますリトアニア国アクメネ地域市長から、本町に対する胆振東部地震のお見舞いと交流を提案する親書が届いております。10月に北海道町村会が主催します環境に配慮した再生エネルギーの活用、森林資源保護等に関する政策について先進的な取り組みをしている北欧の視察研修とあわせ、現在、現地日本大使館を通じ、今後の交流に向けた情報の収集を行う予定としております。

また、8月26日からスタートしましたむかわ竜レプリカ製作のためのクラウドファンディングにつきましては、9月9日現在、53件117万7,500円となっておりますが、委託業務として展開しておりますことから、さらに寄附を促す活動としてSNS等を活用した宣伝、情報発信を継続してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、第3回定例会に当たりまして、4件の行政報告といたします。

続いて、本定例会で御審議いただく事件につきましては、報告2件、認定7件、同意1件、議案15件でございます。

報告第12号 放棄した債権の報告に関する件につきましては、平成30年度に放棄した債権の内容について、むかわ町債権管理に関する条例第7条の規定により報告するものでございます。

報告第13号 平成30年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきましては、平成30年度各会計決算に基づく健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

認定第1号から認定第7号につきましては、平成30年度むかわ町各会計決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により関係書類を提出し、

議会の認定に付するものでございます。

同意第3号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件につきましては、任期満了による教育長の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

議案第60号から議案第62号、工事請負契約の締結に関する件につきましては、仁和地区戸村の沢排水路整備工事、普通河川オサネツ川災害復旧工事その1、普通河川オサネツ川災害復旧工事その2の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第63号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、住民基本台帳施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第64号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第65号 むかわ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第66号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第67号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第68号 むかわ町霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、共同墓の設置に伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

議案第69号から議案第74号、令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）、令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）、令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）、令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、いずれも事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長の行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の主要説明を終わります。

◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（小坂利政君） まず、7番、野田省一議員。

[7番 野田省一議員 登壇]

○7番（野田省一君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、人口減少対策に有効なアピール方法をとということで質問をさせていただきます。

人口減少は震災後に急激に進み、震災後、約300人減と予測を大きく上回り、喫緊の課題でもあります。

近隣町村はもとより、全国の人口減少対策の事例を調べてみたところ、ほんの一例ではありますが、島根県の邑南町では、人口1万639人の町で、8年間で町の相談窓口を通じて移住した人口は420人、近年でも毎年60人前後を維持しており、「日本一の子育て村を目指して」と移住・定住を実践されている町がございます。詳細を調べてみますと、「子育て支援ガイド」などで要約されており、本町でも実施されている内容と遜色のないものでありました。本町との差異としては、子育て支援、定住支援、住まいの情報、雇用支援とわかりやすく簡略化されて一覧されていること、ウェブ上に2クリック目で全てがわかるなど、大変ウェブ上でも工夫をされているところでございます。

第1点目の質問であります。移住・定住対策でいろいろな施策を実施しておりますが、子育て支援事業、移住支援、住まいの情報、雇用支援などを簡略化して取りまとめて、邑南町のように、よいものはまねをして作成してウェブ上に掲載することを提案しますが、見解を伺います。

2つ目として、現在、介護従事者の不足は事業者の自助努力では賄えない社会現象でもあり、従事予定者に奨学金制度を5年就労で免除するような制度、あるいは移住時の特別支援金制度、住宅の特別支援制度など他町にはあまりないような制度を創設して、人口減少対策として移住・定住促進、介護従事者の不足の解消につながる制度を提案しますが、見解を伺

います。

3つ目として、人口減少対策を総括してPR、広報、宣伝する専門部署、担当の設置、ウェブの更新を外部委託する必要があるのではないかと思います。見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、私のほうから、これまで進めてきております地方創生について申し上げをしたいと思います。

御承知のとおり、平成27年度から5カ年計画として、少子高齢化の進展に的確に対応、そして人口減少に歯どめをかけるとともに、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的として、まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートしているところでございます。

本町におきましても、平成27年12月にむかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、3つの基本戦略を柱に、4つの基本目標を定め、少子化・人口減少問題、持続可能なまちづくりの実現に向けてさまざまな施策を展開してきているところでございます。

昨年の地震の発災以降、人口減少に拍車がかかっているところでございます。過疎化が進行している状況ですが、2020年度、来年度から総合戦略が第2ステージ、国で言うところのセカンドステージの移行というのが始まるかと思えます。年内には第2期の総合戦略が閣議決定される予定と伺っておりますので、まず現在の第1期の総合戦略5年間の点検、検証というのをしっかりと行い、成果と課題も明らかにしながら、第2期の総合戦略の方向性、視点というものをしっかりと見定めていきたいと考えております。

以下、それぞれの質問に対する答弁については、副町長、そして担当のほうから申し上げたいと思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） まず、ウェブの関係でございますけれども、昨年、ホームページのリニューアルを行いました。このリニューアルで意識した部分は、ほとんどの情報が、従前、各課グループから検索をしていた、そういった部分を、子育てや移住・住まいといった出来事から検索できるように、見る側の目線にリニューアルをいたしました。

まだまだ内容等、不十分な部分もあるというふうに思っております。さらに見やすく、検索しやすいホームページ作成に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護従事者確保についてでありますけれども、町内の社会福祉法人の慶寿会、愛誠会におきましては、独自の修学資金や就職支援金を貸し付ける制度があります。利用者は少ない状況でございます。

町といたしましては、介護従事者確保に向けた対策を地域ケア推進会議等で町内事業所と協議を継続してきているところであります。

移住・定住促進に関しましては、まちづくり計画や地方創生総合戦略と連携、そして復興計画でお示しをしているとおり、住みたくなるまちの創造、その取り組みとして、町営住宅の整備促進や民間賃貸住宅建設に係る補助制度の研究などを進めてまいりたいと思います。

また、28年度から「は一とふる・ほ一む助成事業」と「は一とふる・ちんたい助成事業」、平成29年度からは「は一とふる・りふお一む助成事業」を創設しまして、住環境の向上による定住人口確保や地域経済の循環にも取り組んできておりますので、御理解をお願い申し上げます。

3番目の人口減少対策に関する業務につきましては、子育て、教育分野を含め、さまざまな施策を各課各グループで行う中で、定住される町になっていく必要があります。内容も多岐にわたりますので、現状で専属部署の設置を考慮はしておりませんが、人口減少対策は地方創生推進の大きな目標でございます。重要な施策だと認識しておりますので、さらに横の連携を密にしながら進めてまいりたいと考えております。

ウェブの更新の外部委託に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、外部委託によりリニューアルをしたばかりでございます。今後その検証を進めながら、内容の充実とあわせて行ってまいりますので、現段階での外部委託については考えていないところでございます。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） まず1つ目、うまく伝わっていなかったのかなと思うんですけども、一回、今回紹介した邑南町のページ見てもらえましたかね。まずは、やっていることをここにちょっと、邑南町というところのページから行くと、2クリック目でもうこれ出せます。3クリック目かな、出せるんですよ。持っていますよね。やはりやっていることはちょっと高度な次元のものもありますけれども、我々がちょっと手出せないような部分もありますけれども、やはりこういった例えば「子育て支援ガイド」、似たようなものをどこかに出しているのかもしれませんが、ネット上からはちょっとむかわ町では探せなかった。やはりこの世代を狙うのであれば、紙で印刷して1人ずつ渡すということも必要なのかもしれませんが、やはりこういう時代ですから、そこから非常に簡単にたどり着けるような、やっていることは変わっていないのに、本当に悔しいです、もったいないなというか。

それとPRの方法も、例えば子育て支援だけでなく、そのほかに例えば、恐らく見てい

ただけたからわかると思いますけれども、定住情報だって、それぞれほとんど2クリック目で定住情報や何かも表示されるようにできているんですよね。やはり同じことをやっているのに、PR不足というか、PR下手というか、紙で印刷、定住・移住に関しては町外の人に印刷物を配るということは、これはもう不可能ですから、あるいは子育て支援に関しては町内の人に全員に配るということは可能かもしれませんが、移住・定住を希望されている方というのは、やはり子育てがどれだけ充実しているかということが一覧で見られるということが一目でわかると。今の状況だと、探していて、条例は出てきます。あれは、条例読み込むというのは、ふだんから見えていない人にとっては、やっぱりそれ、ただ文字データで書かれてもなかなか理解できないというような状況です。やっぱり子育て支援などは、一回PRするために一覧して一元化する必要があると思うんですが、その辺についてはお考えありますか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 邑南町のホームページは見させていただきました。ホームページをまずめぐりまして、1ページ目ですけども、そこについては、本町、今リニューアルしましたので、そう大差はないというふうに思っております。前はうちもなかなか調べづらかったんですけども、先ほど申しあげましたように、出来事で調べるようになっておりますので、定住ですとか、そういうふうにもなっております。

ただ、若干差があるのは、2クリック目でさまざまな項目がぶら下がって出てきます。これも邑南町も大体同様です。ただ、今、議員が言われました子育てを全部まとめたような1つの冊子みたいなPDFで載っていますけれども、そういったのがちょっと私どものほうには載っていないということでもあります。ただ、本町でも「子育て支援ガイドブック」という冊子、同様のものは冊子ございます。これをばらばらの施策で全て子育てのところには載っているんですけども、それを1つずつ見なきゃならないということもございますので、せっかく私どももこういうブックがありますので、これをPDF化して載せていくといったようなことはすぐにでもかかれることであるというふうに思っておりますので、そういったところはしっかり学ばせていただきながら、ほかの定住施策についても、まとめられるところはまとめて、重複してもいいので、2クリック目でそういう情報がまとめて見られるようなページもちょっと今後考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

[7番 野田省一議員 登壇]

○7番(野田省一君) ぜひ一元化して一覧表に、ネットからでも閲覧できるようにしていただきたい。

今のは子育て支援ですけれども、例えば、これはまだやっていないと思いますけれども、無料の雇用情報を、移住する人たちにとっては雇用の問題、それから、まあ同じことですね、職業求人、それから住宅空き家情報、こういったものも多種多様なものがありますけれども、移住・定住を促進しようと、今、人口減少対策として、何百人も来てくれという話じゃないです。1人、2人、3人で、そこを目指してもいいと思うので、やはりそういったことを細やかにネット上に展開していくことが非常に重要だなと思っています。その辺まで含めて改善していく。既にやっていることはできると思うんですけれども、移住しようとして考えている方々にとって、インターネット、ウェブ上で魅力を伝えることがとても重要だと思うんですが、この1点だけ、どのように、これは重要だと思われませんか。

○議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事(大塚治樹君) ホームページ上のお話なんですけれども、私ども、このリニューアルするとき考えたのは、今、町の入り口というのが、本当に町の出入り口ではなくて、結構、移住・定住に関してはホームページが入り口になっているというふうに認識しております。ですから、ここが検索しづらいですとか、そういったことが町の親切さだとか、そういったところにもつながっているというふうに認識はしていますので、その辺ひっくるめて担当といろいろ今議論はしているんですけれども、もっともっと見やすい、情報が得やすいホームページにしていくように努めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長(小坂利政君) 野田議員。

[7番 野田省一議員 登壇]

○7番(野田省一君) わかりました。当然インターネットで閲覧することが重要だということとは認識されているというふうに理解しました。

その中で、2番目として、介護従事者の関係ですけれども、やはりちょっと先般、総務常任委員会で視察をさせていただいて、その中で介護従事者が大変、離職も含めて多くてなかなか大変だと、人がいなくて定数まで受け入れることができないんだという現状、これは町も当然認識されていることだと思うんですけれども、その中でちょっと出たことの中で、人間をリクルートというか、求人に行ったそういう催し物とかに行くと、むかわ町として今そ

ういう介護従事者に手厚い何か施策を前面に打ち出せないんだというようなお話をいただいたことがありました。現状、ちょっと先ほども答弁ありましたけれども、そういった制度というのを現状で今行われていることはどういうことなのか、ちょっともう一度正確にお伝えください。それはそこの介護施設というか事業者に伝わっているのかどうか、何かないような返事というか、何もPRすることができないんですよねというような言葉もありましたので、その辺うまくつながっているのかどうか確認させてください。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうから質問にお答えいたします。

介護従事者の不足に関しましては、町全体の課題として捉えているところです。数年前からその件につきましては課題ということで全庁的なところで話し合いをしているところで、地域ケア推進会議というところで各事業所の代表の方が集まった中で、いろいろとそのための方策というところについて話し合いを進めているところです。今回も7月に地域ケア推進会議を実施しまして、その中で今後の介護人材の確保対策につきまして、町のほうとしての考え方と、それから各事業所さんのほうでの実態というところを確認させていただいた上で、どのような形で対策をとれるかというところを話し合いをさせていただいております。今後につきましては、そこの部分をより深めた中で、事業所と一体となりながら対策を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） これからだということなんでしょうけれども、現実的に、先ほど、この中にも書きましたけれども、奨学金制度などというのは具体的に、奨学金制度、あるいはこちらに引っ越してくるときに、先ほど言いましたけれども、移住時の特別支援金制度、要は引っ越しに係る費用ぐらいは少し見てあげようとか、それから住宅の手当ても例えば5年間住めば特別支援するよとか、そういったような、やはりちょっと話を聞いてみると、やっぱり他町村でもやっているところもなきにしもあらずなので、ちょっと正確にわかりませんが、そういったような制度をするということがこれ必要だと思うんですよ。

なぜかという、これは人口減少対策に対して申し上げているんで、1名の方が、妻帯者がもし来られれば、1名就職していただければ入居者も、1名じゃすぐ園というか施設の入居者もプラスアルファになるでしょうし、もちろん妻帯者が来られれば、家族がいられて、子どもがいられてなんていう話になると、人口も3人も4人も1人来ることによって増える

わけですね。やっぱりそこにお金をかけていくという、これから協議するということなんですけれども、その辺いかがですか。町としての考え方、そういうものを施策というのは打っていくべきだと思うんですが、考え方があれば。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 介護福祉士になるための道というものが多種ありまして、専門学校のように通う場合もありますし、それ以外にも通信教育とかいろいろなパターンが考えられます。その中でどのような形で修学資金制度をつくっていくかというのは難しさがあります。ほかの町とかでは、町独自で持っているところもありますが、大体的場合は施設等で修学資金制度を持っているところが多くあるというところなんです。

むかわ町におきましても、慶寿会、愛誠会のほうで独自の修学資金制度を持っておりまして、月5万円で2年間分という形で、あとは入学準備金であったりとか、入学とか就職にかかわる支度金というところで20万円というような形のものを持っているところなんです。このようところで各事業所のほうで努力されている部分もありますし、あと住宅のほうの手当てにつきましても少し値上げをするなどで、各事業所のほうで工夫している部分がありますので、そういうところを町として事業所に対する支援という形をつくっていくという方向も今検討しているところですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

[7番 野田省一議員 登壇]

○7番（野田省一君） 今検討しているということで、福祉サイドからのそういう考え方というよりも、もう一つは、やはり人口減対策ということで一くくりの中で、やはり全体として、さっきの子育て支援もそうだし、今の介護従事者を求めるという、これ移住・定住のことで一くくりで、さっき言った話、子育て支援で一覧にしてという話もしましたけれども、そこはできるという話でしたけれども、移住・定住に関しても、今言ったような施策を就労の情報として上げていくということ、恐らくどこかに書いているのかもしれませんが、それをなるべく一覧、定住・移住したいと思う人たちが一回ですぐ見られるような対策を打っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 基本的な介護従事者の確保に対する考え方については、冒頭で副町長のほうから述べられたとおりでございます。問題は、情報交換はしています、今、町内事業者と。それも例として介護従事者確保に向けての地域ケア推進会議、この中での情報は発信

している、情報も交換している。問題は、情報がどう伝わっているかということをお聞きしているのかなと思っているところでございます。

具体的に申し上げますと、先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、令和元年度におきましては、介護の関係ですね、介護の仕事のPR事業だよと。それから、介護人材の養成、令和元年度以降どうということを人的に、研修の開催をしてどういうふうに育成していくか、それから既存事業の継続をどうしていくか、人材登録をどうしていくのか、さらには社協との調整をどう図りながら次にどうステップしていくか。移住と定住という御質問でございますけれども、まずは住んでいる人が住み続ける定住対策、その住むためにはどういう課題解決をしていかなければならないのかということも、これは人口減少にも歯どめもかかります。それを見た訪れる方が、じゃちょっとむかわ町に寄っていかうかな、休んでいかうかな、住んでみたいなというところに結びつけるのが移住対策というふうな形で、いろんな段階があるかと思えます。

また、移住対策につきましても、先ほど担当のほうからもありましたように、介護は介護、移住は移住、住環境は住環境といったところではなくて、もう少し横串横断的な体制の中で、今後もそれらの充実に向けて、随時、先ほど冒頭で申し上げましたように、情報がしっかりと伝わるということを意識した情報の発信というのに努めていきたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 期待します。

先ほどの話に戻りますけれども、1の3に入るわけですが、移住・定住に関してインターネット上でPRすることは大変重要だというお答えをいただきましたけれども、それでホームページも直しましたよということだったんですけれども、ちょっと耳の痛い話をしますけれども、町の今のホームページのトップページの一番最初、顔となる部分、スライダーで画像が横にずれていって、5枚ほど画像を変えられるところがあるんですけれども、大塚君ならわかるかな、スライダーの画像、あれ5枚張れるんですよ。1枚しか張っていないんです。しかも横幅に、恐らく950ピクセルぐらいの幅なんですけれども、300ピクセルぐらいの、要はやっつけて、ただ張ってあるというだけなの。そこに本当ならば5つリンクが張れるわけ。トップページの一番、もう一丁目一番地です。そこが今、いつか直すかなと思って半年ぐらい見えていますけれども、いつまでたっても直ってこない。

これを指摘するわけじゃなくて、やはりそこを変えられる、ウェブが、さっき言ったよう

に、インターネット上でいろんな人がこの町をどう見るかということは非常に大きなことなんです。あれ見た瞬間に、この町はウェブはどうでもいいと思っているなと思われちゃうんです。あの画像5枚本当は張れて、リンクが一番、要は人間でいう顔です、顔の部分が、顔洗っていないみたいなものですから。やっぱりそこを、それで最初にインターネットを重要に思っていますかと聞いたんですけれども、やはりそういったことを大事と考えているのであれば、矛盾しているのではないかなと思う。

もう一点、続けて言っておきます。そんなに僕、このためにあちこちあら探ししているわけではないです。たまたま今回の移住・定住のことについて、やはり人口減少対策何とかしたいなと思っていろいろと調べていくと、ネット上で北海道移住と例えばグーグルのエンジンで検索すると、上部のほうにNPO法人住んでみたい北海道推進会議というところがあります。これはNPO法人住んでみたい北海道推進会議と北海道移住促進協議会、北海道が運営しています。会長は北海道知事になっています。そういう団体です。

そこのホームページ、これ道内全部見ろといたら、170幾つあるの全部ちょっと私もそこまで見られませんので、日高と胆振だけ見てみました。4市14町の移住のための基本的な情報を比較してみました。町の紹介として大きくセールスポイントというのが、見出しの中で、暮らしの情報、住まいの情報、市町村の支援制度、イベント情報、基本情報とあるんですけども、4市14町村で残念だけれどもむかわ町だけ何も入っていません。基本情報とセールスポイントだけ入っています。要は、暮らしの情報、住まいの情報、市町村の支援制度、イベント情報は入っていたかな、要は移住者が見たいところ、暮らしの、住まいの情報はどうなっているのかと、他町村を見ると、空き家バンクから、空き家の情報から、ちょっとどの程度更新しているかわかりませんが、何件か見ると、空き家バンクの情報にリンクがつながるようになっていて、ほぼリアルタイムというか、1カ月ぐらいのずれの更新で更新されているような状況です。

やはりこのような、先ほども言ったように、移住・定住を考える人たちにとっては、インターネットから情報をとるということは非常に重要なことだと思うんですけども、こういったことも、このことを指摘するんじゃなくて、ちょっと素人が見ても、僕が見ても、そういったような、先ほど、ウェブで町の魅力を伝えることは重要だということに矛盾しているという、このことを指摘するんじゃないですよ。そのことは、要はウェブ上でこのことを管理する体制が整っていないと。これ個人で、あるいは全庁的で各課の個人がやるということは、これは限界あると思うんですよ。それぞれの業務をこなし、ましてや震災も起きました

し、やはりそこは専属の担当者を置くというのは大変でしょうから、せめてそういうことも含めて外部委託できるような仕組みをつくるべきだと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地方創生全般についての対策、対応ということも含めての移住・定住というつながりが出てくるかと思います。先ほども冒頭で申し上げましたように、地方創生につきましては、第1ステージというのが今年度が一応最終年度とされているところでございます。むかわ町もむかわ版の地方創生というのを策定して、何とか最終年度に向けてというところで、スピードアップ、スピード感と丁寧さを持ってこの間進めてきたところでございますが、昨年の震災を受けて、取り組みの時期等も含めながら、今年度、国の基本的な戦略を受けた中での道としての方針、そしてその方針を受けての町としてどういうふうにかこれからにらんでいくのか、その中には震災の復旧・復興というのを超ど真ん中にしながら、プラス地方創生としての課題の融合というのも考えているところでございます。

くどくなりますけれども、地方創生については今年度が最終年度として、むかわ町としてのこれまで取り組んでいる成果と課題、点検、検証を国のほうにも報告しなければならない時期とされております。そういった点検、検証を図る成果と課題の中においても、今、議員のほうから御指摘というんでしょうか、意見等がございました点についても、減少に歯止めをかけながら、そして移住・定住、そして交流人口、関係人口をどう拡大していくのかと、そういった視点を持った中で新たな取り組みの検討課題として捉えさせていただければと思います。よろしく御理解願います。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

[7番 野田省一議員 登壇]

○7番（野田省一君） ちょっともう半分あるので、余りあれですけども、要は移住・定住やっていることは、いろんなことをやっていることは、努力されていることは、これはもう重々認知していますし、一生懸命やられていることはわかっています。少しずつわかっています。全部わかっているわけじゃないですけども、だけれども、それをPRする方法を、細部については一生懸命やっていただいて結構だと思います。それをPRする方法はインターネットじゃないですかという答えに、そうですねと先ほどいただいた。やはりそれをインターネットでやっていくのであれば、今、町長、検討していきますということ、どこまで含めて言っているのかわかりませんが、やはりPRの仕方が全般に、移住・定住に関しても子育て支援に関しても、やはりPRの方法がうまくできていないというふうに思います。

ので、ぜひその部分を今後課題として、PRのことについてはどのように考えられますか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） PRというよりも、地方創生も含めてでございますが、全ての行政が捉えている事業、繰り返しますけれども、伝わることをしっかりと意識した情報の伝達、発信、未来に向けての工夫、充実に努めてまいりたいと思いますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 町長の目の色を変えてお答えいただけたと思うので、きっと理解していただけたかなというふうに思っています。

続きまして、2つ目に入ります。時間がなくなってきました。

まちなかの活性化に向けた調査検討はどのようにということでお伺いをいたします。

復興計画でまちなか活性に向けていくとありますが、具体的な推進計画はどのような方法で調査検討されているか伺います。

2点目、現在、まちづくりを考える集団、まちづくりを何とかしよう会の活動などはどのような関係性で今後対応していくのか伺います。

3番目、何とかしよう会が震災後、延べ96人5回の会合で協議されて提案されてきました博物館建設予定地を震災によりできた中心市街地の空き地に計画を見直すこと、中心市街地の空き地予定JA店舗跡地に集約型複合施設の建設を計画すること、これらの提案を町長はどのように受けとめ、現時点でのお考えを伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まちなか活性化に向けた推進計画の調査検討方法についてお答えをさせていただきます。

震災後、町の状況は御承知のとおり大きく変化をしております。まちなかの活性化につきましては、地域に住む住民の方々にとりまして非常に重要な課題と認識しております。さきに策定しております創造的な復興と創生を目指した復興計画、これにおきましても、産業・経済の再生と発展に向け、重要な取り組みの一つとして位置づけてきているところでございます。

こうした状況の中、それぞれの地域におきましては、住民の方々の有志による中心市街地の活性化、あるいはこれからの商業全般について検討をする団体の動きというのが見られているかと思えます。まちなかの再生と活性化には、さまざまな面での取り組みが必要であり、

これからの町のグランドデザインに直結してくるものでございますので、こうした組織、あるいは商工会を初めとする地元の産業・経済関係団体、町民の皆さんとの御意見を踏まえたものにしていきたいと考えております。

1点目の質問であります調査検討の方法につきましては、関係機関・団体等を初めとします多様なメンバーで構成します検討組織の立ち上げ、そして役場内にも庁内の検討会議を設置しながら、この検討会議は仮称でございます、まちなかの再生というのをテーマにしたセミナー等の学習機会、それぞれ設けながら、その中でさまざまな考え方というのをこの機会に集約、整理し、具体化に向けた調査検討、調査研究を深めてまいりたいと考えております。

2点目と3点目のまちづくりを何とかしよう会に関する御質問につきましては、いただいた御意見、御提言、こういったところを、御意見の一つ一つを受けとめながら、今後の参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） ちょっと事前に質問してあったこともお答えいただけなかったかなと思って、推進計画、1番ですけれども、方法としては今説明を受けたものですけれども、計画というのは、これやはり時期というか、目標時期がないものは、これ希望ですよね。計画というのは時期を定めて初めて計画になるのかなと思うんですけれども、日程的な問題はどのようにお考えですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、まちなか活性に向けた調査検討の関係についてお答えをしたいと思います。

復興計画の中におきましては、令和元年、そしてまた令和2年度半ばまでというような位置づけで検討させていただくということで考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） それ、最終の集約するのが令和2年の半ばぐらいまでという、その前のスケジュール、スタートはいつから切ってというような、もうちょっと細かいところまでは決まっていないんですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 先ほどもお答えを町長のほうからしておりますけれども、これから動いていく形になりますので、今後速やかに役場の中でも検討組織を立ち上げて進めていくと、あるいは町民組織の中でも検討が始まっているということでございますから、そういう部分ではあわせて進んでいくというようなことだと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 本当にこれからののかなと思いますけれども、2つ目に入りますけれども、それぞれ鶴川地区、穂別地区で商工会を中心とする組織ができたのかな、それと穂別地区でも任意団体ですけれども、それぞれ話が進んでいると。これどうなんですかね、まちづくりというか、まちなかの活性化については、これは物理的な条件が異なるので、それぞれ、例えばセミナーをすとか、そういったことは同一会でやっていくべきだとは思いますが、別々の形で、一定最初の立ち上げるときぐらいは一緒にできるかもしれませんが、その辺、別々に分けていくようなお考えはお持ちですか。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 先ほど御答弁させていただきました町民参加による検討会の組織につきましては、ただいま野田議員のほうから御指摘のあったとおり、まず共通課題、町としてのまちなかの活性化、再生に向けた共通認識を持つ場として全体的な全町一体とした会議、そして今御指摘のございました個別の地域特性、地域課題の解決に向けた部分につきましては、それぞれ地域の単位の中でのそういった会議の場というものを持つような検討組織の立ち上げを計画しておりまして、そういった中で全町的な共通の部分、そして地域のそれぞれの課題という部分を検討調査というものができるといえるものにしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） そうしないと、なかなか課題が異なる。それとやっぱり時間的なこともあるんですね。きょう皆さん通ってきてもらってわかると思います。ふだんから役場行ったり来たりしている。一般町民の方に参加していただいて、やはり40分かけて、30分の会議して、1時間の会議して、さらに40分かけて自動車運転して帰ってくるということは、やはり肉体的にも相当、昼間だったらまだいいですけども、夜の時間帯にするということは、

やはり大きな、体に対する負担も非常に大きいので、一定のところからは分かれて協議したほうがいいかなというふうに思っていますので、ぜひそこら辺も考慮していただいて今後進めていただければと思います。

それと3番目、もう時間がなくなってきたので、3番目ですけれども、これまで周辺整備計画というものを、非常に多くのエネルギーを使って、たくさんの時間を使って、もう少しで計画が設計にこぎつけるところまでできたのかなと、職員や関係された皆さんに敬意を表するところでもありますけれども、ただ、しかし、今回やはり震災が起きて、むかわ町全体が大きく変化したということを加味して、やはり震災後の現状も大きく変化したということを受け入れて、穂別地区では何とかしようということで機運が高まって、自発的に何のどこから頼まれたわけでもない大変いい状態で、自発的に何とかしよう会というのができ上がってとか集まって、いろいろと協議をしてきました。

ちょっと町長に対して提案書を出していただいたようなんですけれども、その文章をちょっと若干紹介しますけれども、何とかしよう会の提案を紹介しますけれども、災害の影響で旅館、食堂やなじみの建物が姿を消し、やむなく穂別を離れていく人々がいるというつらい現実を目の当たりにして、一層、今、穂別を何とかしなければならないという決意で穂別地区の有志が集まり、通算5回、参加延べ人数95人で会合を開いてきました。参加者は、一般町民有志、恐竜ワールドセンターの有志、穂別を進化させる会の有志が賛同し、穂別が今何をすべきか話し合い、行動することを確かめてきました。その中で、穂別の復興は、新博物館が復興のシンボルであることに位置づけ、進化させる会の集約型施設の構想とあわせ、ピンチをチャンスに変える復興プラン恐竜を作成し、次のように提案することといたしましたということで、先ほども述べました、質問にも書いてありますように、博物館の予定地を震災によってできた中心市街地の予定地にということで、それでそういうような提案もされて、今、町長が今後協議していくかの御答弁でありましたけれども、これこの話も含めて、この話も含めて、どういったところでこの話を今後進めていくような方向になるんですかね。全くこのまま投げっ放しなのか、あるいは協議会、先ほどから言われている組織を立ち上げた中に、そういうものに取り込んでいくのか、その辺ちょっとどういうスタンスで協議会、何でしたっけ、勉強会でもないし、要はそこに関係していくのか、思いがあればお聞きしたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今、野田議員のほうから何とかしよう会の皆さんからの提案内容を紹介されたわけですけれども、今回の復興計画の策定に向けたパブリックコメントの項目の中

にも同様な趣旨で御意見等をいただいているところでもございます。その段階におきましては、今後に向けた博物館の周辺エリアの再整備構想については、野田議員も言わずもがな、この間予算化されながら、一定の手續を踏んでこの間に来ていますよという、大変、町民の皆さんの参加も含めて、その辺の位置づけというのは十分御承知かと思えます。そこに震災という状況が付加されたということで、まちなか再生を考える上で、とりわけ穂別地区については穂別博物館の周辺エリアも含めてどう連絡連携していくのか、まちなかと、この周遊性も含めた中での今後の議論というのは大事にしていかなければならないのかなと捉えているところでもございます。

先ほど、各地区のそれぞれの特性というのを踏まえる、これもしかるにでございますし、町全体として全体化、言ってみれば、恐竜ワールド構想というのは、議員御承知のように、町全体をステージにして、それぞれの特性を持ったものをしっかりとつないだ中で未来に伝えていこうという構想でございます。これから発生しているのが博物館の構想のエリアでもございますし、どういうふうに循環をしていくのかなというのが、これからそれぞれの分野ごとの、分野というんでしょうか、地区ごとの整理も必要でしょうし、さらには全体化をどういうふうにつないでいくのか、まちなかをどういうふうに周遊していくのかと、こういった議論というのを制約なしにまずは議論していただいて、その中でどういうふうに未来に向けたものをモアベターなものをつないでいくのかという議論と展開をしていかなとだめなのかなと思えます。

御承知のとおり、最上位のまちづくり計画が来年度が最終年度とされているところでもございます。そして、今、穂別地区の何とかしよう会の皆さんの構成メンバーもいろいろな方がそこに組み入れられているかと思えますが、来年の町の全般の総合計画を見直すに当たって、今年中に全世帯を対象に町民の皆さんへのアンケートを実施する予定で取り組もうとしているところでもございます。

こういった町民の皆さんからの御意見、そして検討、こういった検討会議になるのかわかりませんが、仮称でございますけれども、地域まちなか再生戦略会議というんでしょうかね、そういった中において、どうその素材をもとにしながら、そして今現在、地方創生の一環としても進められております地域商社の設立という取り組みも出て、具体的な動きが徐々に徐々に見えつつあるところでもございます。こういった地域商社の目的とされておりますもう一度むかわにあるむかわ全般の恐竜化石を初めとした両地区にある地域資源というのを見直しながら再編して、そしてそれをいかに発信していくような地域ビジネスの商社と

いうのでしょうか、そういったところの議論というのも、個々分断するのではなくて、分散するのではなくて、集合的な中で議論を起こしながら、活性化に向けていければなと思っ
ているところでもございます。要するに、まちなか再生等の議論を通して、もう一度むかわ町
の特徴と課題というのを理解し合い、町内の連携人口というのでしょうか、町内のまず連携
人口の増加をさせながら、地域の活性化に展開をしていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 野田議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） わかった ですけども、思いはきっと根底につながっ
ているところは同じだと思っていますので、この町を何とかしようと、根底としては、この
町、震災の後、何とかしようという思いは町長もきっと一緒だと思いますので、この何とか
しよう会がいろんな形で自主的に自分たちでつくり上げた意見というのもの、ぜひ、戦略会
議でしたっけ、まちなか活性化するための一つの中に、それぞれメンバーで入っていくのか
なというふうには思いますけれども、ぜひまた日の目を見られるように、町長も理解してい
ただいて、そのまま丸々はいそうですかと言わないのはわかっていますけれども、町民の多
くの今思いが少しずつ固まりつつあるかなと思いますので、今後に期待をしたい、そのよう
に思って質問を終わります。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） 次に、5番、大松紀美子議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

被災者の生活支援について伺います。

胆振東部地震から1年がたちました。今でもあのときの衝撃と恐怖を思い出し、心が苦し
くなります。復旧・復興をと前を向き力を尽くす町長初め職員、関係者の方々に心から敬意
をあらわすものです。

また、たくさんの御支援をお寄せくださった全国・全道の多くの皆様にも改めて感謝を申
し上げます。皆様の御支援が多く被災者を励まし続けております。

そして、何よりも、住民の方々が困難な状況の中でも必死に生活再建のために前を向き力
を尽くされている姿に、私も一緒に頑張らなければとの思いを強くしております。

今、復興へ向けて大事なことは、政治や行政の姿勢であると思っています。1年という時

間の経過とともに、体調や家庭環境も変わってきています。おのずと要求や将来の暮らしへの考えも変わってきています。できる限りもとの暮らしに戻れるようにするのか、制度の壁を理由に諦めることを強いるのか、政治の姿勢が問われていると思っています。

初めに、減免措置の継続について伺います。

医療費の窓口負担の減免措置、無料化は、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入し、地震により住宅が半壊以上の被害を受けた世帯や長期の避難生活を余儀なくされている被災者が対象となる制度です。被災自治体が免除を決めれば、国が特別調整交付金で財政支援をします。

しかし、この窓口負担免除は8月31日で打ち切られています。震災により経済的にも精神的にも大きな被害を受け、過酷な環境の避難所暮らし、その後の慣れない仮設住宅暮らしのストレスで病気になってしまった人もいます。10月からは消費増税も控えています。暮らしとなりわいが1年で再建されるわけではありません。被災者の医療費窓口負担の減免措置を継続する考えはないか伺います。

また、2月21日には大きな余震が発生し、新たな被害が生まれています。住宅や倉庫の被害について再調査の考えはないか伺います。また、罹災証明書の申請受け付けを再開する考えはないか伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 被災者の医療費窓口負担の減免について、質問要旨に対しお答えをさせていただきますと思います。

昨年の9月6日の震災を受けて、御承知のとおり、むかわ町の国民健康保険では、平成30年北海道胆振東部地震により被災した被保険者に対するむかわ町国民健康保険一部負担金等の減免に関する取扱要綱というのを定めながら、北海道、安平町、そして厚真町及び北海道国保連合会と協議を行い、被災3町が統一した条件によってこの間減免を行うための内容として取り進め、後期高齢者医療につきましても同様の取り扱いになるよう、北海道後期高齢者医療広域連合一部負担金の減免も北海道で取り進めてこられてきているところでもございます。御承知のとおりだと思います。

対象期間は、3町でこの間も協議を行いながら、当初は平成30年9月6日から12月の末日、これを平成31年2月、そして平成31年1月1日から2月末日に期間を延長し、平成31年3月、平成31年3月1日から8月末日までに、この間3町として取り組みを延長の運動も含めて取り組んできているところでもございます。

令和元年8月末日をもって国等の財政措置の変更もあり、75歳以上の北海道後期高齢者医療広域連合も期間延長を行わないということから、本町でも同様の取り扱いをすることとしておりますので、何とぞ御理解をお願いするところでございます。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 罹災証明の関係につきまして回答したいと思います。

生活再建支援法や義援金に関しましては、9月6日の平成30年北海道胆振東部地震が基準日となっております。2月21日の余震は対象となっておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） 町長の御答弁の内容はわかっております。

そこで、具体的にちょっとお聞きしたいんですけれども、減免を受けている方々はどのぐらいいらっしゃるって、どのぐらいの財政支援があったのかということをお聞きします。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） どの時点をとる部分はあるんですけども、まず国保の加入者という部分が、令和元年7月末で被保険者数で2,453人おります。そして、被保険世帯というのが1,400世帯ございます。そのうち一部負担金申請者、個人の対象者が155人まして、そのうち申請した方が66人、いわゆる被保険者の2.7%になります。また、対象世帯が91世帯ありまして、その中で申請した世帯が40世帯という形となります。

また、金額の部分につきましては、これまでの部分いろいろありますけれども、むかわ町の中では基本的には500万の減免額がありまして、そのうち町の持ち出し額が320万という形となっております。

以上になります。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） あと、財政負担、国と道と町とというあたりのところもちょっと教えてください。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） この500万に対して320万の町の持ち出しになる残り180万

につきましては、金額、国の財政措置の該当にならないものですから、国はゼロでございます。そして、道のほうでその180万が該当になって、財政措置を受けているという形となっております。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 何でこんなことを聞いているかという、結局、財政負担の部分で国は、この質問の全般に行き渡ることなんですけれども、国は結局、一人一人の被災者の状況はみんな同じなのに、要するに被災した数が多いか少ないか、それで結局財政支援を差別しているという実態があるんですね。

これは事前にお聞きしておりましたので、結局、今、課長がお話しされましたけれども、通院分のみが道が8割、町が2割負担していると、入院分は10割町が負担していたと、こういうことですね。そして、通院が8、入院10割で1年間の町費負担は約320万円だったと。これを延ばしていくとなると、今度は全額町が負担しなければならないということになるということなんですよね。

これで、確かに国が数で、大きさ、人数、頭数で財政、国からのお金を渋ってしまう、差別するというところに対して皆さんに知ってほしかったというのがありますし、まだ仮設住宅で暮らして、本当にベッドからなかなか起き上がれないような病気になった方もお見舞いしました。やはり仮設住宅で暮らしている間ぐらいは何とか町の負担ででも支援をしていただけないかという思いで質問を出しているわけです。

岩手県は東日本大震災から8年間県として継続していますね、医療費免除。それから、西日本豪雨では、岡山県ですけれども、倉敷市など10市町村が自治体の一部自己負担で無料化を継続している、こういう経過もあるんです。

確かに、私は後期高齢者医療連合会にも国保連合会にも行って要請してきました。後期高齢者の場合は、向こうはもう私たちとは、言ってみれば保険者じゃないですから、なかなか難しいところがありましたし、ただ、国へ支援を続けてほしいということは伝えますということで、要望もしましたということでしたけれども、国保は保険者は町ですから、確かにお金のかかることではありますけれども、まだまだ仮設住宅で皆さん暮らしていらっしゃるわけですから、本当に1年と言わずに継続していただきたい。これは町長が判断すればできることになるんですけれども、改めてそのお考えをお聞きしたいのと、それから、道が打ち切るということになったと思うんですけれども、道に対する要望、それから国に対する要望は

どんなふうになっていますか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁と重複するかと思えますけれども、8月31日で期限の切れました被災者医療費窓口負担の減免措置の継続、これまでも被災3町としてしっかり力を合わせながら、複数回にわたって期間延長の取り組みをしてきているところでもございます。

今回御質問の被災者医療費の窓口負担の免除の延長につきましては、何度も申し上げますが、後期高齢者医療保険、より弱者の方という表現は失礼でございますけれども、そういったところと扱いというのが変わることは望ましくないだろうということも含めて、後期高齢者医療保険と先ほどの被災者医療費の窓口というんでしょうか、こういったところの扱いが変わるといのはどうなのかなということも含め、北海道後期高齢者医療広域連合としても延長への残念ながら動きが見られず、本町においても同様の扱いとしたところでもございます。

なお、被災者医療費窓口負担の減免については、期間延長は答弁のとおりでございますが、被災者の方々の住宅の再建だとか、あるいは生活の支援、こういったところについて、前回の一般質問でのやりとりもございましたが、国に対しては、地域の実情、さらには特性等を十分考慮した中での国庫負担、こういったところと必要予算の確保について、さらには制度要件の緩和というのも含めながら、被災者の生活再建に向けた支援を講じるよう、3町としてはもちろんでございますが、北海道とも今後も引き続き連携しながら、国に具体的な要望提案を随時行っていきたいと考えているところでもございます。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 先ほど担当課長のほうから、全体の被保険者の中の何%かという御答弁あったんですけれども、ちなみに、対象者が155人で、そのうち、住宅の半壊以上の被害を受けた対象になった方が155人で、申請が66人、むかわは43%ということなんです、国保は。後期高齢者の場合は100人が対象者で、申請している方は55人、55%いらっしゃると。ちなみに、厚真町は何人いらっしゃるかという、361人の対象者のうち343人、何と95%の方が病院にかかっていると。それから、後期の場合は339人のうち292人で、何と86%。安平町については、国保の場合は320人のうち167人、52%の方が申請していらっしゃると。後期の場合は244人の対象者の中で233人、95%の人が申請していると。これだけ多くの方々がこの医療費免除の対象者となっているということなんですよ。

ですから、何回か継続されてきたということですのでけれども、今回の場合も、特に厚真町な

んかは本当にほとんどの方が対象者となっていますよね。非常に大きな問題となっていると思うんですけども、今回の延長、31日に切れると。しかし、その後の延長について3町とは協議をされたのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 今回いろいろお話があったときに、3町で連絡をとり合っ取り進めているという形をとっております。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） それで、仕方がないということになったということですか。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 仕方がないということではなくて、他の町村も今回同じ考えを持って延長をしないという部分、後期高齢者の部分が特に大きかったかと思うんですけども、そういう判断に立ったところから、当町も同じ考えになったというふうに御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） 先ほども申しあげましたけれども、一人一人の被害が同じなのに、規模や人数で国の支援や道の支援が違うのはおかしいという、こういう声をやっぱり上げ続けていくことが今全国で起こっている災害を支援したりすることにつながると思いますので、ぜひ国や道への声も上げ続けていただきたいというふうに思います。

それから、罹災証明の関係なんですけれども、これは安平町も厚真町も、2月21日、先ほど、災害救助法の対象になるのは本震だとわかっていますよ。わかって聞いているんですけども、それは国が決めたことですよ、対象。

だけれども、実際に2月21日のあの大きな余震で物置が壊れそうになったとか、残念ながら罹災証明の申請をしていなくて、このままだったら家が、隣の倉庫が倒れて、そのそばにある住宅に被害があったら困るということで相談もした方もいると思うんです、あえて名前はもちろん言いませんけれども。だから、そういうこともあるんです。ですから、厚真町、安平町は2月21日の余震の後に再調査していると聞きました。

それで、そういうこともやっていらっしゃるし、国の制度の期限がこうじゃなくて、町として、余震というのは本震の余震ですから、本震の余震なんだから、本震とつながって

いるわけですよね。だから、地震によって被害を受けたところが、余震であろうと何であろうと、被害を受けていたら、そのことを救済していくというのは自治体の役目じゃないんですか。

そのことを、ちゃんと事情を聞いて、どういうことなのかと聞いて、それは例えば罹災証明の申請してくださいと言っているのに、お手紙も出しているのに、一向にしていないという町民の方がいますよね。必要ないと思って申請していないんじゃないかと、ほっておいて申請しなかった、あるみたいです、聞いていたら。だけれども、それにしてもその人が悪いというんじゃないかと、申請してもらって後々いろんな不満や不平が出ないようにするというのも大事なことなので、そういうことを一人一人の被災者の現実の状況を見て、これをどうするかというふうにしていくのが自治体の仕事だというふうに私は思っているんです。だから、国の対象じゃないからとか、そういう言葉は余り聞きたくないんです、私は、申しわけないけれども。そうじゃないでしょう、国はそうであっても、町としてこのことはやりますということはいっぱいあるんですから。

だから、そういうふうな立場で今の町民の震災後の状況を見てほしいんです。だから、再調査はしてほしいんですけれどもとか、罹災証明、再度申請受け付けたらどうですかということをお願いしているんです。札幌市も何か一生懸命運動していますよね。罹災証明、期限決めるけれども、延ばしてほしいとかという新聞報道、先日ありましたけれども、やっぱり罹災証明の受け付けを何で切るのか私にはわからないんですよね。理解できない。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 罹災証明の期限につきましては、当初3カ月ということで申請を受け付けました。議員がおっしゃられるとおり、2月21日の余震によって被害が拡大したという形の場合については、9月6日が基準日ということは変えられませんので、3月いっぱいまで罹災証明の申請を再度受け付けてきたところです。これは北海道の危機対策課とも十分、その当時言われて、あくまで2月21日の余震であれば対象からは外れますよねというお話を道からもされておりました。

ですから、9月6日が、あくまで本震で被害を受けていた上で、2月21日の余震で被害が拡大したという部分に対して罹災証明を出しているところですので、全くやっていないわけでもありませんし、多分、厚真町、安平町の状況は存じ上げませんが、北海道の危機対策がそういうふうにするということは、扱いとしては厚真町も安平町も同じですから、あくまで2月21日の余震で被害が拡大したものに関して再度調査をしているものだというふうに

考えております。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 何で3カ月とかと決めるんでしょうね。当初の罹災証明の発行受け付け期間は3カ月とおっしゃったでしょう。その根拠は何なのかなと思いますし、今、最後におっしゃった、安平町も厚真町も2月21日の余震で被害があったかないかで再調査しているんだと思いますと言ったでしょう。

〔「違います」と言う人あり〕

○5番（大松紀美子君） 違う。いや、まあいいです。

ともかく、震災で、町としての考えを聞いているんですよ、私。国だとか道とか、それはあんな71年も72年も前の災害救助法を相変わらず直さないでやっているんですから、古いんですから、今の災害に合わないんですから、でも、そういうものはいいとして、まず、それもありがたいんですけども、ないよりは、だけれども、町として2月21日にそういう事案があるのに、役場に相談に行っていますから、そういう事案があるのに、期限が切れましてとか、そういう対応をしているというところが私は理解できない。

だから、何よりも現実に町民の暮らしがどうなっているかというところから始まるんでしょう。そうですね。いいんです、9月6日でちょっとしか壊れなかったから、ここは大丈夫だろうと思っていたのに、2月21日に来たときにはやっぱりだめだったと、ありますよ、そういうことも。だから、そういう実態に対してどうするんですかということを知っているんです。それを何でしたっけ、基準日が9月6日で、最初3カ月だった受け付けを延ばして、そうしたら、まるでそれに来なかった町民がおかしいんじゃないみたいなことでしょう。私が一番言いたいのは、現実にそうなっている、調査しましたか。2月21日に震災あって、町の残っている建物とかで危険になったところはないかなとか、困っているお宅はないかなと調査しましたか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから罹災の関係についてお答えをしたいと思います。

先ほど担当のほうから、罹災証明の基準日は9月6日ということでお知らせをしたところでございます。この基準日によって被害が拡大したと思われるのが2月21日の余震ということで、この段階で被害が拡大したところの申し出があったものは何件かございました。こういったものについては当然調査をかけ、適正な形で審査もさせていただいて、罹災証明を交

付させていただいたというケースでございます。

また、2月21日の余震で新たな被害を受けたというようなものについては、これについては先ほど申し上げたとおり、国の基準によって、ここの部分については基本的には罹災証明の交付の対象にはならないということでございます。

現在、復興支援プロジェクトということで、各全戸訪問をさせていただいております。こういった個別の事案の中で、どうしても9月6日発災の由来によって被災の状況があり、なおかつ罹災証明を受けられていないというような事案については個別に対応していくというようなことで先般も申し上げたところでございますけれども、こういう形の中で対応させていただいております。

なお、2月21日の余震で新たに震災というか被害が出たという部分については、改めて調査をするということにはうちのほうとしてはしていないということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 個別に対応しているところもあるよと、だけれども、例えば持ち主がこれは2月21日の余震でどうもおかしくなったぞというものについては対応しないと。そこだよ。何で調べないんですか。当然、それは、例えば、いや、これはこうなったから何とかならないでしょうかと言った人もいますけれども、言ったと。言っても、それは今言ったように、いや、これはもう対象にならないのでとお断りしているんですよ。でも、まあ、それはお断りしたんでしょうけれども、だけれども、実際にそうってしまったものが町内にある。

町長は、被災者の生活再建、本当にこれからも安心して暮らしていけるようにしますと何回も何回も言っていたわけでしょう。そうしたら、何で、いや、2月21日の余震、大きかったから、大丈夫だと思った建物とかもおかしくなっていないかと普通心配するでしょう。心配しませんか。私だったら心配する。心配するとしたら、それは行動になって出るわけでしょう。そういう、聞いていますか。私の話、聞いていますか。

〔「はい。 」という人あり〕

○5番（大松紀美子君） だから、私が言いたいのは、期限がどうかと言っているんじゃないですよ。2月21日の余震でそういうふうになったところはないかと普通調べるでしょう、あれだけ大きい被害、地震があつたら。それをただ期限だからといって放っているという

ころが私には気が知れないと言っているんですよ、早い話が、簡単に言えば。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 2月21日の余震で、実は災害対策本部も継続しておりましたので、当然大きな地震、震度5ありましたので、これについては全町パトロールをして調査はしたところでございます。その中で煙突が折れた事案がございました。その部分についても当然調査をかけて、従前9月6日の地震によってひびが入っていて、そこで被害が拡大したというような事案、こういったものについては具体的に本人と面談もしながら、罹災証明も拡大をした形になっていると。あくまでも、やはり9月6日の地震が一つの基準日ということで、改めて余震によって被害が拡大したというものを確認して現地調査もしたということでございます。

先ほど申し上げましたけれども、9月6日がやはり基準日ということで、2月21日の余震由来でということになると、これについて罹災証明を発行はできるものの、ここに生活支援が法的に適用できるかということ、できないということでございますので、その点を申し述べて答弁としたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） 私の言っていることがおかしいと思っていらっしゃるのかもしれませんが、パトロールをしたと、町としてやらなければならないことはやりました。確かに行政側はそうであっても、例えば町民として、それはそのときにすぐ言えばよかったのに言わなかったとか、そう思いながらなかなか役場まで行けなかったとか、やっぱりいろいろありますよね、そういう場合も。だから、期限がどうかということではなくて、やはりそういう不安を抱えたままこれからもこの町で暮らさなければならないという方もやっぱりいるわけですから、その辺の救えるものがあるならば、それは手当てをしていただきたいというふうな思いで言っておりますので、町長、答弁してくださるんですか。私はそういう思いで申し上げておりますので、先日の委員会での副町長の御答弁もありましたけれども、改めて、やはりそういう立場、わかりますか、町長。期限がどうか、制度がどうかと、そういうことを言っているんじゃないんですよ。現実にそういう町民がいたときに、町長としてどうするんですかということを行っているんです。だから答弁してください。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 2月21日云々に限らず、まずは今回の一連の地震被害等々についての被害について個別具体の相談というのは行政としても随時受け付けて、向き合っていきたいと考えております。

なお、議員も御存じのとおり、先ほど申し上げましたけれども、被災者の方々の住宅再建だとか、あるいは生活支援について、一例として、私も歯がゆい思いは同じでございます。一連の制度によって一つの要件に満たないということですね。例えば公営住宅、災害救助の住宅一つにしても、これは諦めることなく今後も北海道を通じながら、道を通じながら国に対して要望もしていきますし、その住宅ができるまで、要件は今は満たしておりませんが、何とか応急仮設の、これは私の私案です、私見でございますが、応急仮設の入居期限の延長というのをこの先訴えかけていきたいなと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） よろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目に、鈴木章記念事業について伺います。

2010年にノーベル化学賞を受賞され、むかわ町特別名誉町民となられた鈴木章先生の功績を記念し、町内の児童・生徒の学習意欲を増進するとして、3つの事業を進めています。1つは中高生海外派遣事業、2つ目は大学等進学奨励事業、3つ目にその他教育振興に寄与する事業となっています。2013年4月、平成25年から始まり6年が経過しています。これまで多くの児童・生徒がこの事業を通し貴重な体験をし、また新たな夢に向かう一助となっています。

町は今年度から、新たな大学進学奨励給付事業として、対象から専門学校を外しています。その理由について伺います。また、復活する考えはないかあわせて伺います。

○議長（小坂利政君） 昼食のため、しばらく休憩をいたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小坂利政君） 答弁を求めます。

佐々木義弘生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 午前中の質問に対する答弁をさせていただきたいと思えます。

鈴木章記念事業推進基金の設置目的の一つでございますけれども、勉学の助、助けとして奨学金を給付し、優良な人材を育成するというものでございます。

大学とは学術的な内容を学びつつ、幅広い教養を身につける場所であり、専門的な分野について研究するだけでなく、語学や一般常識など、さまざまな基礎知識の習得を目的にしているところです。

一方、専門学校につきましては、卒業後すぐにプロとして働けるように特定の技能を磨くための場所でございます。

今回の制度改正につきましては、奨学金給付事業のあり方、考え方を明確にしようとするものでございます。

高校の所在地にかかわらず、向学心に満ちあふれ、より高いステージで幅広い教養を身につけ、第二の鈴木章先生を志すむかわ町出身の人材を支援するという事業の趣旨に沿うように改正するものでございます。

しかしながら、これまでの制度で鶴川高校、穂別高校に在籍する成績優秀者で、むかわ町民の子弟に限り、専門学校を含めて給付しているところでございまして、地元の高校振興に一定の効果を上げているところでございます。

こちらの支援につきましては、これまでの基準を変えずに、地元高校振興対策の一環として、別の形で支援を続けていく方向で検討しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） 3月の定例会のときに記念事業の新しい、大学の、概要が出ているんです。31年9月ですから、今月、9月をめどに新たな要綱等を制定するというふうになっているんです。それが今、主幹が答弁した新たな、これとは別な何かをつくるということになるんですか。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） この間、大学進学奨励金給付事業の内容について、教育委員会内部で議論をしたところでございます。今回の専門学校、これまでの制度については、やはり大学進学奨励金給付事業という性質よりは、むしろ地元の高校振興対策としての要素が強かったというふうな判断のもとで、今回全く別の枠でといいたいまいしょうか。高校振興対策の中で、現行の制度を維持していくというように判断したところでございます。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） 私のこの質問の趣旨なんですけれども、どうして専門学校外したんだろうと。その理由、今少しおっしゃいましたけれども、ことし6年目ですよ。それで5年経過して、事業の内容を精査した結果、もっともっと進んだ制度になったほうがいいということで見直しを図ったのか。その辺の、3月に一度聞いているんですけれども、例えば資格については、町内小中学校もしくは高等学校に一定期間以上在籍した者とか、ひどく曖昧なんです。もうどういう人が対象になるのか、どういう例を見込んでこうなったのかということもよくわからない。これは生きてますでしょう。この制度は生きていきますでしょう。だから、何で専門学校、鈴木章先生のような人材がそれはどんどん出てくればいいですけれども、鈴木章先生のような人材がそう簡単に生まれてくるとも私は思いませんし、むしろ、先生のようなそういう社会に貢献できるような人間を育てていくために教育というのはあると思っているので、それはどこの大学行こうと、短大行こうと、専門学校行こうと、私は全ての子どもたちに資格があるというふうに思っている立場なので、その辺の線引きをなぜしたのかというのがいまだにわからないので聞いているんです。どういう議論があって、運営委員会がありますよね、この事業の決定をするときに。その中で話したのか、どこで教育委員会として協議してこういう制度にしたのかがよくわからないので聞いているので、その辺ちょっと解明してください。専門学校の子どもたちも、じゃ、新たな学校教育、高等学校振興対策として別に、例えば給付事業を始めるのか、その辺の具体的なことわからなかったら、質問はやめられないんです。ちょっと具体的じゃないもの。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの議員の指摘についてお答えします。

なぜこれを見直しかけたかといいますと、今までは鶴川高校と穂別高校のみのむかわ町在住の子どもたちに該当しておりました。一昨年、2年前、該当者実はゼロでした。そういった部分を私たちも勘案しました。教育委員会でも当然議論になりましたし、この推薦委員会

の中でも議論は湧きました。どうしても該当者なしということは、せっかく鈴木章基金の予算があるのにもかかわらず、それを活用できないというそういった問題点が発生いたしましたので、これを1回整理しようということで、足かけ2年間かけて考えてきました。議員も御存じのとおり、現在、貸付型の奨学金から給付型の奨学金が増えております。そういった部分も勘案いたしまして、鈴木章先生の基金につきましては、やはり大学、短大について該当させていこうと。今回、議員から指摘あった専門学校についても、じゃ、どうしようかという議論の中で、高校振興対策のほうの財源を使いながら給付していこうという考えに立ち返って、こういう形で提案させていただきました。

以上です。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 教育委員会からいただいた、29年度は該当ないんです、鷗川高校も、穂別高校も。でも、これ鷗川高校のホームページから引き出した資料です。これまでの進路状況とか等のどういうところに行っているかという資料。27年度からしかないんですけども、それによると29年度は、進路状況ということで大学は10人、短期大学は1人、各種専門学校12人、これだけいるんです、24人。それなのに対象者がゼロだったという、対象者がいなかったというのはどういうことなのかなと私は不思議に思ったんです。当然、学習の基準というのがありますよね、その判定する、受けられる。大学、短期大学行くのに、その基準に達していなかったのとかいろいろ考えちゃうんですよね。これはなぜなんですか。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 今、議員の指摘した数字ですが、むかわ町在住の子どもたち以外の子どもたちです。ですから、野球部ですとか、苫小牧市さんですとか、通っている生徒も含めての数字であります。それで、この鈴木章基金の要件の中に標準数値ですか、4.3以上という基準を設けておりますので、それに該当していなかったということです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 制度が、3月の議会のこれだけ見ると、やっぱり専門学校の子もたちはどうなっちゃうんだろうと。専門学校ですから、専門学校行って就職する子もいるでしょうし、そこからまたさらに進学する子もいますよね。だから、どの学校に行くかによっ

てその子の能力がどんなふうに発揮されていくかというのは私はわからないものだと思いますから、新たに専門学校行く子どもたちもそういう振興対策費の中で、新しい制度では対象にならないけれども、必ずそういう振興対策費の中で対応していくということを確認していただけるんですか。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 鈴木章基金の場合につきましては、大学、短大で対応します。それと、振興対策のほうの専門学校につきましては、今までどおり穂別高校、鶴川高校の町民の子弟を対象としていきます。基準は、今までどおり4.3以上を生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） それはいつから始める予定ですか。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 令和2年度の4月1日から始めますので、よろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） すみません、一遍に聞けばいいのに。概要等については、いつの議会までに示していただけるんですか。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ちょっと言葉足らずですみませんでした。今年度の卒業生です。ですから、今年度の卒業生から該当、今までどおり。今、要綱もんでいるところであります。ですから、でき次第、高校側に出していきます。あと、議会についても示していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） 大いに期待をしておりますので、よろしく願いいたします。質問を終わります。

◇ 中 島 勲 議員

○議長（小坂利政君） 次に、12番、中島勲議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） 通告に基づきまして、質問させていただきますが、あわせて私の考えも述べさせていただきます。

まず、大きな項目として2点ありまして、まず1点目ですけれども、恐竜化石発掘とその後の経過について。

この問題につきましては、今まで断片的に説明を受けておりますけれども、流れとして、あるいは大事な要点として、次の5つの具体的な項目について質問をさせていただきます。

まず、1つですけれども、むかわ竜発掘の土地は北海道の所有地であると承知していますが、発掘現場保存という見地から北海道とどのような取り組みをなされているのか。また、現場保存にどのような対策を講じているのか。

2番目、クリーニングされていない恐竜化石の保存、それから、盗難防止対策はどのようなになっているのか。

それから、3、いわゆるむかわ竜関連に投じた総資金量は幾らか。また、その総資金量のうち、国あるいは北海道からの交付金、それから補助金は幾らか。

それから、4番目、東京上野公園での国立科学博物館で展示されているむかわ竜の件につきまして、学会の評価あるいは国際的評価を町としてどのように受けとめておられるのか。

それから、5番目、いわゆるむかわ竜は商標登録されていますけれども、グッズ販売等々につきまして、ロイヤルティーは現在どのようになっているか、この5点について具体的に質問いたします。

○議長（小坂利政君） 櫻井恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） お答えいたします。

私のほうからは、1番と2番と4番について答えさせていただきます。

まず、1番目です。

むかわ竜の発掘現場、稲里の発掘現場は道有林であります。土砂流出防備保安林として指定されていまして、北海道に対しまして、現在も発掘調査のための開発行為を行う目的で、継続した土地の賃貸借契約を締結しており、年間3,000円を納付しております。

2013年から4年間にわたりました発掘調査の結果、現在は発掘調査は行っていないんですけれども、子供化石クラブの発掘体験ですとか、事業ツアーの受け入れや、各自治体などからの視察、学生を含めた研究者への対応のため使用しており、崩落防止などの安全対策を施

すなど、一般的な管理を行っているところであります。

次、2番目についてお答えします。

クリーニングされていないむかわ竜の化石の質問でありますけれども、むかわ竜の化石につきましては、クリーニング作業は既に完了しております。クリーニング作業終わりました化石につきましては、博物館の収蔵庫に整理され、保管されております。

収蔵庫につきましては、常に施錠しているとともに、夜間ですとか休日は機械警備を導入して管理しております。

次、4番目になります。

むかわ竜の学会評価あるいは国際的評価という件につきましてでありますけれども、むかわ竜は、発掘やクリーニング段階から、国内はもちろんのこと、アメリカ・カナダ・モンゴルなどの古生物学者の視察を受けております。また、研究の中心的役割を担っている北海道大学総合博物館の小林快次教授のもとには、世界各地の古生物学者から激励や問い合わせが相次いでおりまして、国際的にも強い関心を集めていると実感しております。

また、ことしの6月、町内におきまして小林教授の記者会見としまして、むかわ竜は研究チームの結論として新属新種であることは極めて濃厚であると発表しました直後に、日本古生物学会が静岡大学で開催されたわけですが、そちらの研究発表には、国内外の研究者やマスコミの取材はもちろんのこと、通常の学会発表では見られない小学生の姿などもあったということで、その人気の高さに関心の高さを実感しているところです。

このような評価が恐竜博、現在、上野国立科学博物館で開催されています恐竜博2019への出展につながり、むかわ竜が日本の恐竜化石の代表として取り上げられたものと考えております。

また、9月6日に報道のありましたこのむかわ竜の学名がカムイサウルス・ジャポニクスと命名されたことが国内外において注目されております。

小林教授ら研究チームが3月に投稿しました論文が認められ、国際的な学術専門誌でありますイギリスのサイエンティフィック・レポートに掲載されて、これらが公開されたということで、世界に公表され認められたということになります。

学問の世界におきましては、このむかわ竜の論文が公表されたばかりでありますので、評価はこれからということになりますけれども、何といたしましても、東アジアにおける初めてのハドロサウルス科の恐竜の全身骨格であります。

学問の世界におきましては、この研究論文の重要性を図る指標としまして、ほかの論文に

どれだけ引用されているのか。つまり、ほかの研究でどれだけ用いられたのかという指標が目安としてあるわけなんですけれども、むかわ竜の論文は今、公開されたばかりなので、その評価は今後になることになると思います。ただ、このように重要な恐竜化石でありますので、今後さまざまな論文で扱われるものと確信しております。

私からは以上であります。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） それでは、質問3番、そして5番につきましては、私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

まず、むかわ竜に関連して投じた総資金量でございますけれども、このむかわ竜関連経費としての線引きというのは、現状の予算の中では大変線引きが厳しい部分もありますけれども、平成25年度から30年度までの発掘及びクリーニングに要した経費、レプリカ制作の経費、地域おこし協力隊の配置、恐竜ワールド構想推進のための経費を積み上げた数値として回答させていただきます。

発掘調査につきましては、先ほど櫻井主幹のほうからもお話ありましたとおり、平成25年度に第1次調査が始まりまして、以降、第4次調査まで行っております。並行してクリーニング作業も進められ、平成29年度におおむね終了、レプリカ制作は平成30年度に完了をしております。

一方、恐竜ワールド構想の推進につきましては、平成27年度以降、地域おこし協力隊員の配置や各種計画策定業務の委託、むかわ町恐竜ワールドセンターへの活動支援、自治体間の相互交流などのソフト事業を積極的に展開をしております。

この間の支出に係る合計額1億8,755万7,000円となります。

次に、収入としましては、発掘調査・クリーニング作業・レプリカ制作に係り、胆振総合振興局の絶大な御支援を賜り、胆振4大遺産の一つとして認定をいただき、平成26年度から平成30年度までに地域づくり総合交付金事業として3,980万円が交付されております。

また、平成30年度から地方創生推進交付金事業の認定を受け351万9,000円、さらに一般財団法人地域総合整備財団、通称、ふるさと財団でございますけれども、この事業として地域再生マネージャー事業に採択されまして、655万5,000円の助成を受けております。

地域おこし協力隊の配置経費については、特別交付税措置がされており、概算で2,000万円ほどとなります。

さらに、見込みではありますけれども、現在開催中の恐竜博2019実行委員会から事業費の

助成ということで1,100万円が納付されることとなっております。これは平成31年度となります。

よって、収入の合計でございますけれども、8,087万4,000円となりまして、支出額1億8,755万7,000円から除すると、約43%が交付金・補助金等で賄われていることとなります。

続きまして、5番目の質問でございます。

商標登録に関することでございます。

むかわ竜の商標は、平成30年11月30日に登録され、その後、要綱を制定し、その使用について規定をしております。

この要綱の目的は、むかわ竜を全国及び世界へ発信し、もって町の活性化の推進に寄与することとしていることから、使用料は無料として取り扱っており、ロイヤルティーはないことを御理解願います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） ありがとうございます。

まず、4番目の関連なんですけれども、むかわ竜の評価、これはどうかというふうにお聞きしているんですけれども、ただいまの答弁では、まだ発表して新しいと。だから、各学会ではどういう反応があるかはわからないと、私はそういうふうにとったんですけれども、そうではなくて、私がお聞きしたいのは、館長自身がどういう感想、感動を持っておられるかということを知りたいんです。

○議長（小坂利政君） 櫻井恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） ありがとうございます。私の個人的な感想でよろしければ。

むかわ竜は全身という、本当に国内でもまれに見る完成度の恐竜が発掘されまして、それが本当にこのような形で、いろいろな形で取り上げられて、論文にも記載されて、大きな展示会でも紹介されているということで、本当に大きな感激を覚えているところであります。ありがとうございます。

○議長（小坂利政君） 中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） ありがとうございます。そういう率直な意見を聞きたかったんです。

ということは、なぜこういうことをお聞きするかというと、一般的に町民はレベルの高い学者先生の新聞による報道、テレビによる報道よりも、現実はこの仕事に携わっている担当者の率直な意見を聞いて、それをもとにして、ああ、そうかなというふうに動くと思うんです。ですから、きょうはこういう質問をしてみたんです。わかりました。

それから、次に、5番目のロイヤルティーの問題ですけれども、これは非常に私は大事ななど思っております。なぜかという、この商標権使用料、特許権ですね。これは当然保障されているんです。説明によると、この使用料は今のところ無料というんですか、そういうことで進んでいるということなんです、これは非常に大事なことなんです。しかも、これは世界で新しい新種だというふうに学会で発表された、小林先生が。そうしますと、世界のマスコミ、それから、旅行業者、これらが営業にくっつけてこれを使用するわけです。極端に言ったら、世界からお客さんを連れてくると。これはもう経済の原則なんです。そのときに、このグッズを使ったとか、あるいはむかわ竜を使った、名前を使ったということ、それをただにしてあげるといことは正直もったいない話です、私にすれば。これは、あくまでも先ほど確認しましたら、約1億8,000万、何だかんだで2億いくでしょう。これだけの投資をしておいて、やっと日の目を見たものを、それを使われるときにサービス、ただですよ。こう言うのは、普通世間では考えられないんです。幾ら自治体であっても、投下した資本を回収しなければならない。そして、少しでも健全な財務に向けていくための一つの財源として考えるべきだと思います。

繰り返しますけれども、これが新種の発表前でしたら、これは北海道とか国内でどうのこうのと言っている範囲はまだよかったですけれども、世界的に注目されると国際的な流れになると思うんです、恐らく。そのときにロイヤルティーをきちんと決めておいたほうがいい。今からでも遅くないと思うんです。今、駆け出しですから、それはサービスでもいいんですけれども、これははっきり国際的に波紋になるわけですから、そうすると業者が使う。そういうときを想定して、情報があるのかわかりませんが、そういうものをきちっと、ロイヤルティーの基準というものを考えておけばいいと思うんですけれども、この点についてどうでしょうか。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 大変財源のことをお話いただき、ありがとうございます。今回、むかわ竜の関する要綱というふうに御説明をさせていただきましたけれども、それを決める前提といたしまして、熊本県でおなじみのキャラクター「くまモン」を参考に

要綱を制定をさせていただきました。くまモンもそうですけれども、あくまでも宣伝を目的としているということから、今、議員がおっしゃった利益を求めるための改正等につきましては、このむかわ竜に関しては考えてはいないというのが現段階での対応でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 9月6日にちょうど地震から1年。そして、1年たって7,200万年前の現在に復活してきたむかわ竜が学名ということで、学術の関係で世界に今度打って出る、いよいよ始まりのときを迎えています。これにおいては、小林先生等々での学術あるいは研究といった部門も価値としてむしろ、さらには、これまでも言われている資産的なもの、あるいは広報的なもの、経済的なものの価値。私はここは終わりではなくて、これからが先生の言う始まりだと思っています。ですから、今、質問にありますロイヤルティーの関係も含めて、いろいろな中での、先ほど行政報告でも触れさせていただきましたけれども、学術名の属名の部分についても小林先生とお話をしながら、今後商標登録といったところも今考えているところでございますので、ロイヤルティーの関係につきましては、今後に向けて段階的に対応を図るよう詰めていければなと思っています。

○議長（小坂利政君） 中島議員。

[12番 中島 勲議員 登壇]

○12番（中島 勲君） 先ほど熊本の例をとって定めてあるということですがけれども、それもわからないわけではないです。ただ、熊本の場合とむかわの場合はレベルが違うんです。くどいようですがけれども、国際的なものですから、こちらは。

そういうことが一つと、今、町長もおっしゃいました、これからロイヤルティーについて段階的に考えたいということですがけれども、それも一つの方法だと思いますけれども、私は最初にきちっと決めておいたほうがいいと思います。極端な例ですよ、いや、あっちからもきた、こっちからもきたと、使用させてくださいと。余り多いから少し料金上げようかと、これではだめだと思う。最初からきちっと決めて、これは動かさないように高目に設定しておいたほうがいいかなというふうに思います。これは答弁要りません。

それで、この件について、当然これはロイヤルティーですからお金をもらうわけですが、わかりやすく言うと。その対価として、情報を提供するわけです。そのときに必ずむかわ町の宣伝文句、ただむかわ町あるいは穂別云々ではなくて、むかわ町の宣伝文句、これを入れるという条件でロイヤルティーの中に含めたほうがいいと思うんです。これは一般にどこの企業

でもやっていることなんです。だから、自治体だからそれはいいんだというんでなくて、自治体だって一つの経済行為と見ていいと思うんです。ですから、最初にきちっと高いところを設定して、むかわ町のPRを入れるんですよと、こういうものを構築したほうがいいというふうに私は考えます。これについていかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど申しあげましたように、段階的な中で向き合い方というのが出てきますし、ロイヤルティーイコールについては、今の現在の押さえとしては、先ほど冒頭で担当のほうから答弁したとおりでございます。しかし、いずれにしましても、今、地域商社の設立等々に向けても準備も進められておりますし、そういった恐竜ワールド構想全般のこれからのストーリー性というんでしょうか、未来にこれから工夫してどうつないでいくのかといったところもあわせながら、調査研究をさせていただければなと思います。

○議長（小坂利政君） 中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） ぜひこれは、ロイヤルティー問題というのはずっと未来永劫続くわけですから、当然、その結果、町に財源がフィードバックされるわけですから、これはひとつ慎重に、早目に確実に決めていただきたいと思います。

これで、1つ目を終わります。

それから、2番目の大きな項目、2番目として、地震災害復旧、復興計画の推進についてということですが、これにつきましても、今まで断片的に説明を受けておりますけれども、ここでまとめといいますか、議会という公の場で1つのことについて共通の認識を持つということで質問をしてみることにしました。

まず、1つですけれども、今回策定されたいわゆる復興計画の中で、復興の基本的な考え方として、未来へのまちづくりに向けて、地方創生の取り組みと連携して、人口減少対策などを目指す、こういうふうになっております。これは既に町民一般に配付された計画の中にあります。

そこで、きょう、今回はむかわ町全体でなくて、このむかわ竜に関連しまして、穂別地区の復興を考えるというふうに限定をしまして、質問をしたいと思います。

まず、穂別地区の復興を考える場合に、1次産業、2次産業はもちろんです。と同時に、先ほどから話をしてはいますが、例えば、恐竜のふるさとという文言で、いわゆる新しい観光要素を取り入れて、1次産業、2次産業、観光産業とこういう柱で、この穂別地区の

復興に向かってはどうかと。しかも、これは道内だけでなく、全国展開あるいは先ほど言いましたように、海外からのメディアも来るでしょう。あるいは、旅行業者も来るでしょう。そうしますと、ちょっと大きな話になりますけれども、国際的な見解をしていくべきである。このことが地方創生、特に穂別地区の地方創生につながるというふうに私は考えております。このことについて、むかわ町としてどのように考えておられるか質問いたします。

それから、2番目としまして、過去に経験したことのない災害復旧、復興という大きな課題を克服するために、行政執行体制、これを再構築すると。これは、ここに職員さんもおられますから、誤解のないように申し上げますけれども、今現在もずっと、去年の9月6日からずっと奮闘されております。このことについては、本当に敬意を表しますし、感謝を申し上げます。ですけれども、これからはよりきめ細やかで、より良質な行政サービス、これを町民は期待していると思うんです。私たちもよく聞かれます。そういうことを代弁しているわけですが、この問題についてどう捉えておるか質問いたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1番目の恐竜化石を生かしたまちづくり、御承知のとおり、むかわ町版の地方総合戦略の大きな柱の一つとされてこの間に来ております。平成27年に策定された、むかわ版の地方創生の一つの柱ともされているところでございます。

特に本町の、今回、9月6日に震災を受けた町として、震災に対してもびくともしないむかわ竜、こういったものを復興のシンボルともしているところでもございます。通称むかわ竜、行政報告、そして先ほども触れておりますけれども、新属新種、正式に世界の学会に打って出る形になるかと思えます。学名が来年ウポポイの開設でありますけれども、アイヌ文化復興のナショナルセンターの開設に向けても含めた中でのカムイサウルス・ジャポニクスに決定しているところでもございます。

現在、上野の国立科学博物館、7月13日から10月の14日まで開催が予定されているところですが、先ほど確認しましたところ、もう既に来場者、来館者というんでしょうか、45万人を超えていると伺っているところでもございます。開催中の恐竜博におきましても、まさにメインの展示物として、国内外から大きな期待が寄せられているところでもございます。そして、今現在、むかわ竜のレプリカ作成に向けてクラウドファンディングも進められている、事業手法の一つとして取り組んでいるところでもございます。こういった、今確かに町は試練のときでございますけれども、この機会、一つの得がたい機会としても捉えながら、ピンチをヒントにして、ヒントをチャンスにして、しっかりと未来につなぐ町全体、議

員御存じのとおり、恐竜ワールド構想はそれぞれエリアはありますけれども、町全体を対象とした構想計画でもございます。こういったワールド構想のさらなる推進、あわせて復興計画に示しております。人口減少続いておりますけれども、住み続けるために何をするかというまちづくりの原点をする。そして、そのための延長が防災にもつながるということで、言ってみれば人口減少対策の歯どめと復興計画、一体不可欠なものとして捉えているところでもございます。そして、復興計画、そして今、今年度が一つのワンステージの区切りとされております地方創生。次期のステージにつなぐためにも、むかわ町としてこれまでお世話になっている、御支援いただいている皆さんへの感謝もあわせながら、関係、関心、そして交流人口の拡大、これを町の活性化といった視点も十分に意識しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 2点目の本町の行政執行体制についてでありますけれども、本庁が現在、5課・1室・13グループ、穂別総合支所が2課・1室・5グループとなっております。教育委員会事務局は1課・1室・2グループとなっているところであります。

また、むかわ町復興推進本部の中に復興推進プロジェクトチームを設置いたしまして、この間、震災からの復旧、そして復興に向けた業務に当たってきているところであります。

今後につきましても、本年7月に策定された復興計画の推進、新たに策定予定のまちづくり計画の策定及びその推進に向けて、よりきめ細やかで良質な行政サービスを町民に提供するため、行政組織体制のあり方を随時検討をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） もとに戻りまして、町長にお伺いしますけれども、1次産業、2次産業、観光産業と、同じレベルのウエートを置いた産業振興が必要であるかということをお願いしたんですけれども、これについてははっきりそうする、そうしないということはちょっと聞き取れなかったんですけれども、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問要旨に沿いながら先ほどは答弁させていただいているところでもございます。今、御質問の1次産業プラス商工観光というんでしょうか、こういったところ、まさに地方創生の延長として今取り組んでいる地域商社、むかわ町の仮称でございますけれ

ども、地域商社のこれからの設立の動きというのがまさに地元にある地域資源、農林漁業も含めてですけれども、そういったところをつなぎながら、生かして磨いてつなぐというんでしょうか、こういった視点も含めて、商工、そして観光とどういった連絡連携がとられるのかなといったところも含めながら、もう一度、今ある資源を再編するというんでしょうか。見直すというんでしょうか。むかわにある1次産業から、2次も含めてですけれども、人・もの・ことも含めてですけれども、そういったところを価値、さらには魅力というのを再発見しながら発信していきたいと考えております。今、その取り組みが進められている最中もでございます。

○議長（小坂利政君） 中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） わかりました。

それで、この恐竜が出現をして、そして新しい品種であると、種類、属性というんですか、が出たということは、これはもうこのむかわ町あるいは穂別地区にとっては千載一遇。これは余りこういう言葉は使いませんが、私は千載一遇のチャンスだというふうに捉えております。それは、今まで申し上げましたように、北海道が日本でなくて国際的なものに発展していくんです。必ずこれは発展していきます。そうするとき、この千載一遇のチャンスをどう生かしていくのかということになるわけです。そのことにまずきちっと位置づけをしてほしいと思います。

それから、今、町長のほうから自然による災害ですか。それにあわせて天然資源の関係もちよっと述べられましたけれども、私もこのことについては、過去を振り返ると、この穂別地区というのは木材があり、石油、石炭があり、鉱物があると、本当に資源に恵まれた土地なんです。そういう条件のもとで、これは昭和22年です。当時の村長さんが穂別ユートピアをつくろうということで、川をせきとめて発電をして、そしていろいろなことを試みた。ユートピアです。ところが、残念なことに、御承知のように、水をとめてそれを水車のほうに持ってくる導管、これが蛇紋岩のために小さくなって、それが氷になっていく。これがタービンに詰まるということで、結果的にこのことが原因で、これは47年ですから、25年間続いたんですけれども、成功の火を見なくして北電に施設を売却したというこういう歴史があるんです。こういうことを思うときに、今、7,300万年前、約8,000万年前ですか。このむかわ竜がこのようにあらわしたということは、何かそういう穂別地区の資源というものが何かこう我々に投げかけている。それで、22年に発電所を挑戦したけれども、これは今言った原因

でちょっと目の目を見なかったと。ところが、今度は、むかわ竜は黙っていてもメディアとかそういう関係でPRしてくれる。これは本当に千載一遇だと思うんです。そこで、観光なら観光、私は観光産業とっているんですけども、観光産業を設定する場合、この穂別の過去の資源を含めた、あるいは町の財政を含めたことを確認をして、それから、現在はどうかというふうなことの延長にさっきの観光産業をイメージを設定していったらどうかというふうに考えております。何か私は運命論者ではないんですけども、何か発電装置が自然に潰されて、けれども、こっちは自然に恐竜が上がってきたと。何かこういう不思議な関係があるんだなと私はそういうふうに感じているんです。そういうことを考えながら、やっぱりこれは千載一遇のチャンスだと。新しい品種に神様何とかと名前ついていますけれども、本当に神のお告げかなというふうに私は感じました。ぜひそういうことを頭に置いて、いろいろ町の行政の中においても、開発商社というんですか、ちょっと忘れちゃけれども、知恵を出すグループが発足したようですけれども、そういうところででも今言ったようなことを勘案してほしいし、必要であれば私も入って発言させていただきます。そういうことで、とりあえず観光産業というものにウエートを置いていただきたい。

ちょっと長くなりますけれども、これは九州の由布院というところが、観光ですけども、ここも調べてみているんですけども、昭和の時代には何もなかったんです。ただ盆地で、農家だった。ところが、ひょっとしたことから、ここを開発しようと。これは行政ではないんです。住民が知恵を出し合っただけのものなんです。ですから、行って見た方はわかると思いますけれども、今は超一級の観光地です。でも、行って見たら静かなんです。知的なものがあるんです、あそこに。もちろん温泉もあります。そういうところの先輩の観光地の成り立ち、生い立ち、これも勉強する必要があるんじゃないかなと思います。

ごく最近、ちょうど九州の繁華街から車で30分から40分ぐらいで行きます。山に登ってどこに行くかなというところに湯布院あるんですけども、それから見ると、むかわも市外から30分から40分ですね。それと、穂別があります。何か条件が似ている。これからできること、町民みんなで知恵を出す。これは観光会社の、あるいは開発会社の知恵も必要でしょうけれども、むしろ地についての地元の意見を優先して、それで補えないところはやっぱり専門家のアドバイスをいただくと。これで資産は地についてのものになるんじゃないかなというふうに考えております。由布院というところはまだまだ言いたい、もう時間もありませんけれども、私はあそこを見本にするべきだと思います。私なりに研究もしております。

そういうことで、くどいようですけども、観光産業として世界に開かれているわけです

から、積極的にやっぱり進めてほしいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ご意見も含めてでございますけれども、中島議員のおっしゃる先人、さらには歴史、これに学んでいるまちづくりというのは言わずもがなでございますけれども、まちづくりの要諦と捉えているところでもございます。

また、今まさに震災を受けて、全町として課題がこの町そのものを未来にどうやってつないでいくんだという大きな課題に直面しているかと思えます。

先日、9月6日の前段の記者発表の際、私も小林先生に立ち合わせていただきました。そのとき、先生のほうから、余り言葉としては皆さんに提供はされていないかと思うんですけども、お話をされたのが、このカムイサウルスは竜神という意味も持つんだよと、竜神は水の神なんだよと。1級河川鶴川でつながっている鶴川と穂別。改めて、このむかわ竜が一つの縁になるのかなと。そして、震災から1年という大きな運命的な出会いがあったかと思えます。そして、合併して14年。震災からの復旧、復興を進める上でも、重ねますけれども、カムイサウルス・むかわ竜、そしてむかわ町。町全体をその先につなぐ次の一歩につなげていく運命的なものを感じているものでございます。恐竜化石を生かしたまちづくり、引き続き、重ねてでございますけれども、むかわ町全体で北海道の宝、そして日本の宝、そして世界に発信する世界の価値創造に結びつけていければなと思っております。御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） 町長も運命的な出会いということですから、私と同じ考えかと思えます。これは直感的なものなんです。理屈じゃないんです。そういう面で親近感を覚えました。

それから、次いきますけれども、行政執行体制の再構築、ちょっと難しい言葉ですけども、極端に言いますと、組織機構の問題なんです。行政の組織機構。今、グループ制をとっております、ここに幹部の方おりますから、今も本当に頑張ってもらっています。これについては感謝いたしますけれども、最小の努力で最大の効果をあらわす。これはもう原則ですから、そういうことを考えるときに、これは前町長から説明を受けていたんですけども、14年前ですか、合併して今14年たつんですけども、なぜグループ制にしたのかということに対しては、穂別と鶴川が合併したと。それで、穂別の方は穂別はよく知っているけれども、

鵜川の方は鵜川を知っているけれども、職員同士、穂別が鵜川のを聞かれてもわからないと。また、逆のことも言える。だから、どうなってもいいように、どうなってもとはちょっと言葉使いませんでしたけれども、そういうことでグループ制をとったんだと。だから、町民の方が来ても、穂別へ行って鵜川の聞かれてもいいし、逆のことがあっても答えられるようにしたいんだと、するんだと、こういう説明を私受けております。

ですけれども、あれから合併でもう13年ちょっとたっています。そして今、ちょうどこの地震災害をこうむっていると。そうすると、予算の面でも、私まだ一般の財務、臨時の行政の財務、集計していませんけれども、かなりのやっぱり平年の財務のボリュームに比べて上がっていると思います。それに比例して、職員の方もやっぱり仕事してもらっている。そういうことを考えると、先ほど言ったように、最小の努力で最大の効果を出すということになれば、結論言いますと、このグループ制というのは考えたほうがいいんじゃないかと。これは予算の拡大に伴って、自然にそうなるべきなんです。これは比喻を申しますと、例えばですけれども、蝶々でもサナギからなるときは全部脱皮するんです。それから、蛇についても大きくなったら脱皮する。そのときそのときに合ったように形を変えて生きていくんです。これはもう原則なんです。ですから、ここの今問題になっている行政機構についても、予算が膨れれば膨れるほど、それだけ仕事量増えるわけですから、その分少しでも行政のスリム化、スリム化というのは小さくしろと言っているんじゃないんです。効果を最大限に上げるための最小の努力をしていったらどうかということなんです。非常に機構の改革というのは難しい問題ですけれども、必然的にこの問題に直面しているかなと私は考えますけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 機構の問題でありますけれども、グループ制を採用したときのいわゆるグループ制とあわせて、大課制といいますか、もともとの課より大きな課にしてグループを引いて仕事の細分化みたいな形を取っているんですけれども、この背景にありますのは、大課制の中で、その時々に応じた形で、グループの中での、課の中での自由な裁量の中で人のやりくり、あえて人事までとらなくても、課長裁量の中である程度の仕事の融通をしながら臨機な対応ができるというようなメリットも含めて、グループ制ということと、小さい課にしていきますと、どうしても、ちょっとお話もありましたけれども、自分の課の狭い範囲の中で引っ張り合うとか、そういったところも出てくるというようなところで、大課制というところでスタートしたものと思っておりますし、合併もあって、職員の停滞が起こら

ないように人事の中で両方の職員のやりくりをしながら、両地区のことを覚えていく、知っていくというような人事配置もこの間やってきているものというふうに思っております。

そんな中でグループ制を採用して、今の新たな執行体制になってからも、この間、何回か課の設置、またはグループの統廃合等々、その時々に合わせて実施はしてきているつもりであります。この間の震災に当たっては、現行の執行体制の中ではなかなか対応しづらいということもありますし、臨時的な対応ということもございますので、先ほど申し上げました復興推進プロジェクトチーム、こういったところで職域の垣根を超えながら事に当たっていきうということ、この間取り組んできているところであります。このプロジェクトチームにつきましても、そのフェーズフェーズで要求が変わってまいりますので、その時々に合わせて人員配置というものも変えながら、今、対応に当たっているところであります。もちろん外部から多くの応援をいただきながら、この間来ているところであります。

お尋ねの通常の執行体制ということでもありますけれども、当然ながら、今後とも今の体制がいいのか悪いのかということも含めながら検証していく必要はあるものというふうに思っておりますので、今後ともその辺につきましても、じっくり状況を見ながら課題整理、そして、今後の行政ニーズというのはどこに向かっていくのか、どういうものがあるのかということもしっかり見据えて、執行体制というのは今後考えていく必要があるかと思っております。そんなことで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 中島議員。

〔12番 中島 勲議員 登壇〕

○12番（中島 勲君） 言っていることもわかるんですけども、くどいようですけども、こういう大きな災害に遭ったときには、いわゆる平常業務をこなす分野と、それから、災害の復旧、復興に向けて専門的に目を通す、こういうふうに機能分担したほうが効果上がると思うんです。ここは専門分野で、この復旧について、復興について、この部分はどこまで進めているんだと、この部分はどこまで終わっているんだと、専門的にそれをチェックさせるチェックポイントです。でなければ、指示をします。これは私の見方で、今、総務課のほうでやられているというふうにとっていますけれども、総務課は総務課でまた災害に対するメンタルの面、いろいろな面でカバーしなきゃならないわけですから、それとハードの面とは別に考えてやったほうが効率が上がるというふうに思います。

それから、今、副町長のほうから課題を整理したいということですけども、これはいつまでに課題を整理するんですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、執行体制の見直しというふうな考え方は持っておりません。それで、通常、今までもそうでしたけれども、常にそういったところは見直しというか、課題を整理していく必要があるふうに考えております。現段階でいついつまでに執行体制を刷新するというか、完全に見直しを図るということは現段階では考えていないところであります。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 少し繰り返しになるかと思えますけれども、もう14年目ですか。2006年の2つの町が生き残りをかけての合併から14年目。合併というのは、御案内のとおり、最大の行政改革とも位置づけられているかと思えます。そして、昨年経験したことの無い震災を受け、非常に限られた人数の中で、今現在、北海道さらには関係自治体の皆さんからの人的な支援を受け、役場内におきましても、平常業務と復旧、復興業務というんでしょうか。ここのローテーションを何とか組みながら今日を迎えているところでもございます。今後に向けましても、今回を経験したということで、防災をより身近に、日常防災というんでしょうか、事前防災あるいは天候の変動といったところを意識した日常的な防災、備えを固める体制というのもさらに必要になってきているのかなと思っております。

そこで、いつ時点で今後の見直しをということをお尋ねでございますけれども、先ほども他の質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、来年度が町全体の総合計画の見直し時期を迎えております。今年中に全世帯を対象にしたまちづくりアンケート、結構細分化した中での項目が出てくるかと思えますけれども、そういった中でのご意見というのも聞きながら、さらには今現在ありますまちづくり計画の町の復興版ともされている復興計画。この具体的な推進などへ向けての点検、検証もあわせ、執行体制の再構築の有無といったことにもかかわらず、随時、町民の皆さんのサービスあるいは満足度というんでしょうか。こういったところも意識しながら、点検、検証を図り、よりわかりやすい行政組織のあり方努めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 中島議員。

[12番 中島 勲議員 登壇]

○12番（中島 勲君） わかりました。かつてない災害を受けて、また、かつてない国際的な問題も発生をして、全てが新しい問題に直面していると思うんです。ですから、これを一つ一つかみ砕いて、町民にわかるような説明をして進めていただきたいと思います。でなければ、町民のほうから我々聞かれるんです。我々は執行者でないもんですから、はっきりと言い切れ

ない。なかなかこれ緩くない立場にあるんです、議員は、少なくとも私は。ですから、それを加味しながら、親切に一つ一つわかるように進めてください。いずれにしても新しい問題にチャレンジするわけですから、ひとつ頑張ってください。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 東 千 吉 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、1番、東千吉議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 1番議員の東千吉でございます。

今定例会で住民の思いと自分の思いを数点質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

冒頭ですが、1年半前まで、私はむかわ町の一町民として町行政でお世話になっておりました。昨年からは町議会議員として町行政等に深くかかわりを持つようになりました。この間、いろいろな状況を見させていただいてまいりました。この議会の中で痛感をした部分については、いろいろな委員会、常任委員会、特別委員会がございまして、それぞれに出席をして、いろいろな勉強をさせていただいておりますけれども、その中で何よりも非常に大事な部分というのが、いわゆる町行政における町長の決断であるなということをしみじみと痛感をしているところでございます。この町長の決断が力強い実践となるために、町の執行部あるいは職員の方々が日夜努力をされていることを十分に承知をしているつもりでございますから、きょうの質問については、町長にぜひともお伺いをしたい内容となっておりますので、よろしく願いをいたします。

通告に従いまして、質問事項についてお伺いをいたします。

まず、1点、本町公共施設の暑さ対策についてでございます。

1、児童・生徒の学校教育環境における暑さ対策について、現状と今後どのようにお考えか伺いたしたいと思います。

2番目に、本町における公共施設、特に地域等での葬儀等に使用する施設の暑さ対策についてもどのように考えているのか伺いたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 町長にかわりまして、答えさせていただきます。

児童・生徒の学校教育環境における暑さ対策について御質問にお答えします。

今年度につきまして、7月から8月の気温につきましては、夏休み前の3日間に25度以上の夏日が続きまして、夏休み期間中は夏日が15日間、30度以上の真夏日が5日間、夏休み明けは夏日が3日間ございました。

暑さ対策としましては、カーテンを使用し日差しを防ぎ、各教室の窓を開放して風通しをよくする。また、学校と保護者が連携して、児童・生徒に対し、小学校では水筒、中学校ではペットボトル等を持参させ、熱中症対策として、休み時間に小まめに水分補給を行う対策を講じております。

今後、教育現場である学校と連携をいたしまして、対策を講じてまいりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 次に、西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 質問事項と要旨に本町の公共施設ということで記載がございましたので、申しわけございません。私のほうから全体的な施設の考え方につきましてということで、御説明をさせていただきたいと思っております。

公共施設、特に大勢の方が集まる施設におきましては、室内温度も上昇いたしますが、外気の通風により緩和ができるものと考えておりまして、これまでそのように取り組んできたところでございます。

したがいしまして、暑さ対策におきましては、網戸設置が可能な施設にあっては、自然通風を効果的に利用することとしておりました。

しかしながら、網戸の設置により改善が図られない施設におきましては、扇風機を設置するというような対応も行ってきておりますが、近年言われております地球温暖化や気候変動も少なからず影響を受けているものと捉えております。新たな施設や既存施設におきましても、施設管理上、特殊な事情があるものにつきましては、その目的や利用の実態からエアコンを設置するなどの対応を行っているところでございます。

引き続き、調査、研究の上、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 次に、菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） それでは、私のほうから、特に葬儀に使用する施設という部分の答弁をさせていただきます。

特に葬儀等に使用する施設での暑さ対策ということで、町民会館や生活館の網戸の整備状

況についてでございますが、各施設の集会室・和室・厨房・トイレに設置してございます。不良箇所につきましては、随時修繕等で対応しているところでございます。

今後、扇風機等の活用も含めまして、状況把握に努めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 近年、異常気象というふうに言われておりますけれども、この異常気象が通常気象になっていることは既に体感できるのではないかというふうに思っております。鶴川地区、穂別地区見ましても、この自然状況、実は差異がございまして、体感温度でいいますと、風がありますと何度か低い。でも、気温は計りますと同じ気温であっても体感温度は下がる、風があればということでございますけれども。穂別地区においては非常に風のない状況が多くある日数がございまして、なかなか通風をよくしても難しい暑さ対策が強いられるということがあると思っております。

学校教育環境等につきましても、今、本州と夏の間の気温比べても、北海道の気温は本当に全国でも、本州よりも高い気温になる日が多く見られるようになってございますし、今後そういうことはもう間違いなくあるだろうというふうに考えられます。学校なんかは、本州のほうは夏休み期間が長いということで、学校にいる期間、結構少なく、夏期間は少なくなっている部分があると思っておりますけれども、北海道については冬期の休業期間が長くて、夏期の休業は短いということで、学校にいる期間も結構児童・生徒については多いのではないかというふうに思っております。

そうした中で、やっぱり教育の場所での環境整備、これは子どもたちの知識を高めていく環境条件のほかに、やっぱり健康に対することもしっかりと考えていかなきゃいけないんだろう。熱中症は日中のことだけではないということですが、日中の熱中症対策が夜間の熱中症対策にもつながってございますから、そういう部分を含めて、ぜひ児童・生徒の学校等には、空調関係でしっかりとした形を今後とっていただきたい。そのことが、最終的には子育て世代が学校に子どもたちを安心して教育の場に置いておけるねということの思いの一つになるということもございますので、そこはぜひよろしくお願いをしたいというふうなことでございます。

公共施設についても、葬儀もむかわ町の各地区で葬儀ありますけれども、風のあるとき、あるいは風のないときで非常に温度差がございまして、葬儀については、本当に小さな会場

で大勢の参会者がいて葬儀を開催するという状況から、非常に密度の高い中での気温、暑さ対策ということでございますので、十分に注意をして、公共施設のあり方について、今後またいろいろな形で検討していただきたいと思いますということでございます。

先ほど三上先輩議員から、一昨年、むかわ町の公共施設管理計画についてこういうのがあるんですよということを教えていただきました。その中では、もう全体的な公共施設の将来像、20年にわたっての計画ということでございますけれども、細部にわたる状況変化における計画の見直し等については、そのときに応じてやるということでございましたので、ぜひともこの空調関係については早急に、来年に向けて早急に検討いただけないものかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 再質問については、竹中町長から答弁をさせます。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 公共施設の暑さ対策について、今、議員のほうからも触れられたように、この100年ぐらいでもう1度ぐらいですか、上昇しているというふうなことで、全国で夏の暑さそのものが深刻な課題と私も認識しているところでもございます。社会問題というんでしょうか。それで、異常と思えるような気温というのも、東議員は異常ではないと言っておりますけれども、異常と思えるような気温というのも観測されているかと思えます。全道的にも暑さというのが、対策というのが課題とされております。本町におきましても、公共施設の暑さ対策、これまでの取り組みについては先ほど申し上げたとおりでございますが、引き続き水分補給的な内面の対策とともに注意喚起の徹底、さらには室内の温度の上昇というのを抑制する外面对策、これに向けては、機器は別としますが、そういったことについても踏まえながら、今回の震災を受けての日常の防災、この中にも一つのキーワードには事前防災と、それと、天候の変動といったこともキーワードとされてくるのかなと思えます。それらもしっかりと意識しながら、町内の実態というのをしっかりと把握しながら、今後の暑さ対策そのものを町としての検討課題に捉え、対応に努めていきたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） ぜひとも町長の御決断によって、行政がそれにしっかりと対応できるような形、具体策については当然関係部署がしっかりと対応するわけですから、決断をしていくということが何よりも大切だというふうに思っております。町民の声というのをバックボーンにすることで、決断がしっかりと後ろについているということでございますから、

そういうことを含めて決断ができるということは、あとは力強くしっかりと実践していけばいいということなると思いますので、ぜひとも来年度に向けてよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

次の質問等に入っていきたいと思います。

2番目の定住人口についてでございます。

定住人口が年々減少する中で、特に昨年の震災以来激減している本町として、具体的に明確に、しかも特色のある対策を組めないものだろうかというふうに思っております。

住宅確保のため、空き家対策等についても検討されておりますけれども、余り具体的に思えない。いわゆる以前からこの空き家対策については検討がされているというふうに伺っておりますので、明確な方向性を出して実践する。このことが大事なのではないかというふうに思っております。決断すれば、あとは前へ進むだけでございますから、ぜひとも具体的な明確な方向性、先ほどもお話しさせていただきました首長の決断等が非常に大事な部分というふうに思っております。この定住人口が減っておりますけれども、少しでも食いとめていくことは、本町を担う若い人たちが、人口が減ることによって少なからずも影響があるということは現実的な部分でございます。一人でも多くの町民を何とかここに維持して、町に在住していただくということが非常に大事なところでございます。

2番目の公営住宅等の現況についても、先般、常任委員会で確認したところ、鶴川地区にはついては足りていないことを確認をさせていただいております。また、住宅入居者の中で、町職員は2名入居している、これは穂別地区みたいですが、町職員の中で、町外の居住者はどのぐらいいるのかも含めて伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 1番目の部分について、私のほうから答弁させていただきます。

地方創生推進の取り組みにおいて、移住定住施策の充実として、住みたくなるまちの創造の実現に向け、町営住宅の整備促進や民間賃貸住宅建設に係る補助制度の研究の取り組みをまずは進めてまいります。

空き家対策につきましては、先日の委員会の中でも若干説明させていただきましたが、むかわ町の空き家活用推進のための民間支援組織の構築事業、これモデル事業になるんですけれども、北海道市町村の中で2例目として、国土交通省に採択を受けて進めてまいります。

この事業は、民間支援組織が主導する形で、現在、町民向け勉強会・セミナー・相談会の

実施、空き家所有者アンケート調査、相談受付マニュアル・相談フローの作成、空き家の全数踏査による利用可能な空き家、利用できない空き家の選別をするためのチェックリストの作成と情報の蓄積、利用可能な空き家につきましては、地域特性などを踏まえて、有効活用の検討を今年度進めてまいりますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 次に、成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、2つ目も御質問のありました町外居住の職員数についてお答えを申し上げます。

本町の定数内職員175名おりますけれども、そのうち町外に居住し勤務している職員については、本庁舎勤務の者が5名、穂別診療所勤務の者が6名の合計11名でございます。

いずれの職員につきましても、震災前から町外に居住しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 今、成田課長のほうから報告をいただきました。ありがとうございます。

この最初の質問の意図するところは、率先垂範という思いでございます。いわゆる定住について、一人でも多くの町民あるいは町にかかわっていく人が一人でも多く町内に在住をしていただきたいという部分が1点。

それからもう1点は、いわゆる定住対策をいろいろ講じていきますけれども、その定住対策の中で、まずは率先垂範をしていく必要があるのではないかと。そこに携わっている、あるいは、そこにどうしてもかかわりのある人から、やっぱりきちっとその対策の中に入れてもらおう、入っていくということをやっけていかないと、人は後ろからついてこないのではないかと。というふうに思っております。定住の促進PR等についても、トップセールス、トップPR、そういう形も非常に大事なことだというふうに思っております。

先ほど質問者の中でも、この定住人口関係について質問がございました。この中でもやっぱり一番大事だというふうに思うのは、みんなが共通認識、定住という共通認識の中で、一つずつ確実な、明確な方向性を出していくというところを中心に実践するというふうなことだと思います。いっぱい年代層を目標にして定住を図る、あるいは、むかわ町へ来てくださという形でもあると思うんですけれども、1人にしっかりと絞る。あるいは、少数に絞って、まずは実績をつくる。そのことで実際に移住してむかわ町に来てくれた方に、来るた

めの課題は何かを聞くことのほうが非常に現実的であるというふうに思うんです。シミュレーションするということは、いろいろなことを想定しますから、いろいろなところ、ここはというところまでやっぱり想定してシミュレーションせざるを得ないというところがございます。そこは非常にある意味、非効率的な部分も出てきますから、実際に来てくれた人がどこが課題となって定住を考えたら来てくれるんでしょうかというところを具体的に話を聞きながら、一つ一つ課題を解決していくことで前へ進める。いわゆる方向性が明確であれば、着実に一歩ずつ階段を上がれるというふうになるのではないかというふうに私は思っているんです。

その中で、やっぱり町長、副町長あたりがトップPRをしてもらって、そして、実際の形になる。それを職員の方々が見て、職員さんの友人、知人あるいは未知の人をしっかりとむかわ町に定住をさせる。そのことを町民が見て、町民みんなが定住について考えていくことで、むかわ町の定住人口について一つでも前へ進められる、そういう形になるのではないかというふうに私は思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 定住対策ということでありますけれども、移住も含めてということなんでしょうけれども、課題等を整理しながら、しっかりPRをしながらということでお話をいただきました。

午前中にも野田議員のほうからも、定住等について、せっかくある制度のPRがなかなか不足しているのではないかと。そういったところで外からなかなか見えづらいよというようなことの御指摘もございました。そういったところもしっかりと加味しながら、しっかりトップセールス含めて町外のほうにアピールできるような体制、ウェブも含めて、今後とも進めていきたいというふうに思っておりますし、先ほどちょっと答弁で申し上げました民間組織の構築事業、モデル事業ということでありますけれども、こういった事業を活用しながら、少しでも本町にあるストック、使えるものは何があるのか、そういったものも整理しながら、こういったところも整理をして、アピールをしていければというふうに思っておりますので、一気にというわけにはなかなかいきませんが、少しずついろいろな課題の整理をしながら、定住、そしてまた移住に向けた対策の強化に向けていきたいというふうに思っております。そういった中では、当然職員の方もしっかり地域に根差して、地域に住む体制というの構築していく必要があるかというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） 人の動きについては現状のものに限らないで、将来に非常に大きな影響を与える分ということはもう既に私も痛感しておる部分でございますから、町民みんなでそこについて共通意識を持って前へ進んでいきたい、いただきたいという部分でございますので、よろしく願いをいたします。

質問事項の3番目です。

深刻な森林被害と町行政の取り組みについてでございます。

昨年の震災で、本町のみならず、苫小牧広域森林組合の管轄であります被災3町及び管轄の市町村等についても大きな被害があったところでございます。そうした中で、なかなか森林というのは個人の所有者が非常に多くございます。そういった中で、なかなか支援という形では、国・道あるいは町行政についても難しいものがあることは十分私も承知しているつもりでございますけれども、森林の整備等については、所有者に対する影響のみならず、そこに住んでいる人、あるいはまた、そこから流れる水で生活をしている人。もっと長く言えば、川が海へ流れて、本町の基幹産業であります漁業をしている方にも大きな影響を与える形の森林というふうに把握をしてございますから、個人所有の森林であっても、この緑の整備をしっかりとしていくということが町行政で行う必要があるというふうに思っております。加えて、森林関係については、森林組合の中に作業班というものがございまして、この作業班では、夏は農業をして、冬は山で働いて生計を立てているという方も非常に多くございます。そしてまた、農業者の中では、最近でございますけれども、青年林業士みたいな林業関係での指導的立場をしっかりと資格を持ってこれから頑張っていこうという若い青年も多い産業というふうに私は思っておりますので、ぜひともこの産業振興も含めながら、地域における若い人の人材、その分野の人材の育成、そして確保を考えた町行政の施策を打てないものかというふうに思っている部分がありますので、このたびの質問をさせていただいたところでございます。

先般の新聞でございますけれども、公共施設のモデルハウスみたいな木造庁舎だというふうに当麻町の記事が載ってございました。100%当麻産の木材で調査を木造でつくったよという記事でございます。被災した被災木等を利用する。そして、それらでしっかりと公共施設あるいは建造物の建てるのに、被災木も含めた木材をしっかりと利用していく。そういうことを定着できていけないものか。あるいは、復旧、復興の事業等にそういうものをしっかりと使っていけないものかというふうに思っております。先般、建設課のほうと委員会の

ほうでお話させていただきましたら、鉄骨も木材も大きなコストの差はないんだというお話も伺いました。そういうことであれば、ぜひともこの時期に、この機会に、そういう部分を含めた検討をぜひともお願いすることで、森林の保護、それから、それに携わる町民の支援、そういうものも国・道と一丸となって、町行政でお願いしたいというふうな部分でございます。

被災面積のうち、復旧対象面積は被災3町で4,300と聞いておりますけれども、苫小牧広域の森林組合では、小規模被害含めると1万ヘクタールという情報もあるやに聞いております。本町における被災面積は最終確定しているのか、その面積もお伺いをしながら、先ほど言いましたけれども、個人所有の民有林が多くあって、なかなか個人ではそれだけの対応ができないという現実があるやに思います。緑を大切にする、多くの森林面積のある本町の立ち位置から、そういう森林を守る支援策が必要ではないかというふうに思いますので、その件についてもお伺いしたい。

それから、支援策として、先ほど話をしました被災木を含めた木材の利用、被害木の有効活用について、優先活用を積極的に実施すべき、優先順位をしっかりとつけながらやっていく。そういう考えを持っていかれるかどうかをお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 森林被害と町行政の取り組みについてお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の被災面積の関係でございますが、議員のおっしゃる4,300ヘクタール、これにつきましては、3町ほか国・道組合関係機関を構成員とした胆振東部森林再生・林業復興連絡会議、こういった組織があるわけでございますけれども、その組織が取りまとめた北海道胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針というのがございます。この対応方針で示された面積とされているところでございます。航空写真をもとにした林地崩壊面積と受けとめていただければと思います。

この方針の中で、むかわ町内の森林の被災面積は、方針の中での被災面積は529ヘクタールと示されており、この面積が今後更新される予定は今のところ押さえているところはないです。最終確定面積とされているかと思えます。

次に、2点目の森林所有者への支援策でございますが、再生に向けた対応方針におきまして、森林所有者の経費負担軽減のための所有者にかわる市町村による作業道の整備等が掲げられているところでございます。

むかわ町におきましても、作業道の被災というのが所有者の施業の支障となる場合、所有者にかわって町が工事を発注し復旧することとしており、今年度は有明地区での実施を予定しているところでございます。

今後も対象となる森林というのがあれば、町による作業道の復旧により森林所有者の方々の負担の軽減及び森林の整備の促進というのを図っていきたいと考えております。

最後に、3点目の被害木の有効活用についてでございますが、被害木の活用は、先ほどから申し上げております再生に向けた対応方針でも掲げられておりまして、また、被災3町及び森林組合などから、国・道に対し工事等で有効活用について、町としても要望・提案をしているところでございます。

これまで町内の森林から発生しました被害木につきましては、その多くが製紙用チップ、それにバイオマス発電燃料として活用されております。また、一部は森林組合などを通しての製材として利用されているとも伺っております。

現在のところ、今後、町内の森林から大量の被害木が発生することは現在のところ想定はされませんが、被害木の活用は森林組合への原木供給ともされることから、町といたしましても、可能な部分について有効活用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 東議員。

〔1番 東 千吉議員 登壇〕

○1番（東 千吉君） ぜひとも今、町長のおっしゃったこと、具体的な実現に向けてよろしくお願いをしたいというふうに思います。

今までの3つの質問等でございますけれども、石橋をたたいて、しっかりと一つずつ渡っていくということは非常に大事だというふうに思っております。私は性格上、それよりもつとやんちゃなところありますから、そういうのは町行政として非常に難しい部分があると思っておりますけれども、いずれにしましても、目に見える、町民がはっきりと見てわかるような町施策をお願いをして、一般質問を終了したいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小坂利政君） しばらく休憩をいたします。

再開は15時30分とします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 舞 良 喜 久 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、2番、舞良喜久議員。

[2番 舞良喜久議員 登壇]

○2番（舞良喜久君） 通告により質問をさせていただきます。

第1点は、昨年から質問させていただきましたが、墓石の修理、そして墓じまいの支援についてでございます。

昨年の9月6日の地震による影響で、墓石がかなり破壊をしております。私も8月のお盆に行ってきましたが、まだブルーシートで包まれて修理が終わっていないお墓も多数ありました。ということで、現在までの、1番としまして、墓じまいをした件数を教えていただきたいと思えます。

それとして、町の財政としては支援はできませんけれども、義援金で見舞金とかそういうことで補填はできないかということで、この2点を質問させていただきます。その見解をお伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 墓石の修理、墓じまいについてお答えさせていただきます。

町内の墓じまいした件数についてですが、本町の管理する霊園における区画返還した件数についてです。参考までに、過去の部分と28年度からの数字について御説明いたします。平成28年度が鶴川地区は7件、穂別地区が7件で合計14件となっております。29年度が鶴川地区8件、穂別地区5件で合計13件となっております。30年度の9月6日までの時点で、鶴川地区は3件、穂別地区は5件の合計8件です。震災以後、9月7日以降につきましては、鶴川地区79件、穂別地区25件、合計で104件でございます。今年度、元年度に入りまして、8月末日までの数字でございますが、鶴川地区51件、穂別地区14件で合計65件となっております。

町内各寺院の境内地にあるものなどの把握はできないことと、墓じまいした後の遺骨の取り扱いについては、ほかの市町村の霊園や民間施設等への改葬、納骨堂への納骨、自宅の保管など、いろいろな形態がありまして、その把握も困難と考えております。

次に、墓石の修理、墓じまいに対し支援する考えはあるかにつきましては、墓じまい後の

遺骨の取り扱い、お墓につきましては、遺族等の考え方によりさまざまなこともありますので、個別の墓じまいや墓石の修理についての支援については考えていないところであります。

むかわ町としましては、今後のお墓の一つの方向として、共同墓の整備を両地区で進めているところでありますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 舞良議員。

[2番 舞良喜久議員 登壇]

○2番（舞良喜久君） 墓じまいについては、災害の問題で、制度の問題で、上のほうはこれは国の支援でできるということ、でも、下のほうはできないということ、かなりのやっぱりお金がかかる。お墓の大きさによってもかなりの費用がかかりますよね、規模によっては、最低10万から30万、40万と、これは上はきりないかもしれませんが。特にやっぱり私が相談を受けているのは、昨年から、高齢も進んで、年金生活者とかそういう低所得者はもうほっておけないと、何もできないということで大変やっぱり苦慮しているということです。

近くの町でも、安平町なんかでも見舞金として一律5万円程度支給されるということをお聞きました。その他、なんかの墓についても、近くの、そういうことで義援金等を充てて見舞金として出るということで、そういうことも考えていただきたくて、改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 他町村の状況につきましては、完全に把握できているところでは、正直言ってございません。これからまだいろいろな各町村の正確な情報等を集めながら、現状について把握に努めたいと思っております。

お墓につきましては、非常に個人的な部分であったり、宗教的な個人の信条によるところ等もありますので、それぞれ今後どうしようかというところが非常に難しい部分がございます。私たちもあすのほうで提案という形になりますけれども、その一つの方向として共同墓等を今検討しておりますので、それにつきまして、また提案する中で御説明させていただければありがたいなと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

[2番 舞良喜久議員 登壇]

○2番（舞良喜久君）　そういう意味で、まだ間に合いますので、今後そういう意味で義援金等のほうで、見舞金でも何でもよろしいので、負担のほうを考えていただければ幸いですという事で、1番目の質問を終わります。

2番目にです。

自動車運転免許証の返納と返納後の支援についてお伺いたします。

この問題は、全国的にも昨今、返せばいいのにとということで、事故を起こしたという例がマスコミ等で大きく知られていることは皆様御承知のとおりと思います。その一番の問題になるのは、返納後のやっぱり足の問題だと思います。買い物へ行ったり、病院へ行ったりというそういう問題があって、少しでもやっぱり乗りたいという気持ちがあって返納できないというのが大半が多いんじゃないかと思います。特に穂別なんかでいうと、やっぱり車がないと大変不自由なんです。といっても、事故を起こせばもう後の祭りになってしまいますので、その辺も考えて質問をさせていただきます。

そういう意味では、返納後の町としての支援について、バスの定期券の発行とか、そういう面での優遇措置がないのか。また、今後やっぱり足となる、現在、町営と道南バスも運行しておりますが、今後ますますそういう意味では高齢化も進んで、大変運行のバスについては貴重になると思いますので、そういうことについてもきめ細やかに本当に足になるように運行できないかということで質問したいと思います。

特にこれから病院行くのが一番やっぱり多くなってくると思います。それについての病院の時間の範囲と帰る時間についてのロスがないように、そういう運行してもらいたいということが一つです。

あと一つは、バスの予約についてです。

これはもう私も何年か前にも職員にも質問してきましたが、今現在は完全予約制度になっているんですけども、道南なんか前日の4時ですか。市内だったら朝の10時とか、そういう予約があれば走るということですが、たまには忘れる人もいるだろうし、または急用になって行かなければならない用事も出てくると思います。そういう中で、1人でも2人でもバスが予約をして走っているならば、電話をかけて走っていますよと確認した上で、名前を言ってその場で乗せてもらおうと。何人かに私も相談受けたんですけども、乗せてくれる運転手と乗せてくれない運転手がいましたとか、そういう話も聞いているんです、実際。それはもう何年前からも僕も聞いているんです。そういう予約制だから仕方ないと言ったらそうなんですけれども、やっぱりそれは、そのバスに乗れなくなったら大変なことになるわけです。

から、そういう意味では、その辺はちゃんと名前を言って、こういうわけでバスが走っていたら乗せてくれということで電話一本入れれば、それはやっぱり町としての、バス会社としての、道南バスは道南バス、町は町の運転手にきちっと一定に御理解をしていただいで乗れる方法はないかということで質問をさせていただきます。その見解をお伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 長谷山地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（長谷山一樹君） 自動車運転免許証の返納と返納後の支援について、質問要旨に沿って私からお答えさせていただきます。

平成29年12月1日より、むかわ町交通安全推進協議会が行っている支援事業として、免許の自主返納を行った方で、身分証明書のかわりとなる運転経歴証明書手数料と顔写真代相当分として2,000円分の町金券交付事業に対しまして、町が協議会に交付金を支払っております。

平成29年度は4カ月間の該当期間でしたが、鶴川地区8件、穂別地区3件の合計11件。平成30年度は鶴川地区のみ8件。令和元年度で、8月末日現在、鶴川地区5件、穂別地区1件で合計6件となっております。

①の足となるバスの運行についてですが、むかわ町では、町営バスは返納支援ではなく、町民の福祉の向上を目的として、高齢者や町民の足の確保としてこれまで事業を進めてまいりました。乗車料金も1回200円と定額として、65歳以上、あと、身障者手帳等を保有している方は1回100円としてきたところでもあります。運行ルートや時間帯につきましては、むかわ町地域交通活性化協議会での審議において、随時見直し等を進めてきたところです。また、バスの予約についても、町民の皆様の声を聴きながら、弾力的に運用を行ってきているところでもあります。今後におきましても、むかわ町地域交通活性化協議会で議論し、よりよいものにしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 舞良議員。

[2番 舞良喜久議員 登壇]

○2番（舞良喜久君） 現在も大変乗りやすい場面もあるんでしょうけれども、特に冬ですよ。夏場はまだいいんですけれども、冬、職員の方にこの前電話で聞いたんですけれども、特に病院前ですよ。今現在、工事なんかやっているのでとまらないということも聞いておるんですけれども、そういう場合についても、今後やっぱり冬になると、あそこからかなり歩いていくということは、足の悪い方、お年寄りにとっては大変なことだと思うので、そういう場合についてもルートの変更または迂回していくとか、そういうことは考えていな

いか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 長谷山地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（長谷山一樹君） 先月なんですけれども、災害復旧の関係で診療所前、ちょっと若干の期間、大型バスが入れないという時期がございましたけれども、その辺は大型バスなので、なかなか迂回して入るということはできなくて、そのときは診療所入り口のバス停を使っていただいたという経緯はあります。そのとき、停留所に張り紙等をしてお知らせしたり、あと、運転手から、こういう事情でちょっと御迷惑をかけるということで、乗降する方にはお願いしたという経緯はありますので、今後については、診療所前工事特にありませんので、そういうことはないと思います。

○議長（小坂利政君） 舞良議員。

〔2番 舞良喜久議員 登壇〕

○2番（舞良喜久君） そういう意味で、今後ますますこれは特に穂別地区の方については、バスの運行または民間でいえばむかわハイヤーとか、そういう使う人が大変多くなると思うんですよね。今後もそれに応じてむかわの町民が、いろいろテレビ報道で私も聞いておりますが、町が中心になって巡回制で送っていく制度とか、そういうのをやっている町もありますし、要するに乗り合いですよね、ルートを考えて順番に送っていくと。そういう方法を今後ともよりよい町民の意見を聞きながら、きめ細かにバスの運行を進めていってほしいということで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◇ 北 村 修 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、11番、北村修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 11番、北村でございます。

第3回定例会に当たって、幾つかについて質問をさせていただきます。

1つは、地震から1年が経過してという問題でございます。

きょうも冒頭の町長の行政報告から始まって、るる述べられておりますので、何を聞くのかということにもなろうかと思えますけれども、改めてどういう思いでこの1年を迎えて、町民の皆さん、そして、具体的に破損、損壊等被災された皆さん、いろいろな形がございますけれども、そうした皆さん方にどのような思いをされ、何を一番に寄り添っていくかとかういったことがあろうかというふうに思いますので、改めて伺いたいというふうに思います。

2つ目には、これはこれまでも、特にこの間です。1年が近くなって新聞等々へのインタビュー等々がそれぞれ載せられておまして、私も随時それを読ませていただきました。その中では、この生活支援、なりわいと同時に住宅問題等々が載られているわけでありますが、そこで、例えば住宅問題でいえば、いろいろな公営住宅の建設の問題等々が復興計画でも出されておりますけれども、とりわけこのところを重点というふうに考えているのは何なのか。また、そういうところを支援してあげてというようなところもあろうかと思いますが、そういう面について伺いをしておきたいというふうに思いますし、特に住宅の問題で、私はいわゆる一部損壊等々で、自力でやらなければならないけれども、そこにいけないというそうした形の対応というのは大事じゃないかというふうに思っておりますが、それらを含めてどのように考えておられるのか伺っておきたいと思っておりますし、さらにはこのことが人口の減少ということになりました。人口減少は、これは震災があろうがなかろうが、今の日本の状況の中では、これは避けて通れない課題になっている。これを単に歯どめをかけるとか、増やすとかというその努力は当然しなければなりません、一定のところはやっぱり現状を見ながらいかなきゃならないという状況かというふうに思っております。その点で、今後これからの状況を踏まえながら、どのような判断をし、新しい地域づくり等へ向かうのかという点について改めて伺っておきたいと思っておりますし、3つ目には、商店街を中心とした中で破損したということがきょうも言われました。そういう中で、やはり新たな形で再生を図っていかなくちゃならない。先ほど町長のお話の中では、グランドデザインという言葉がありました。当然そういうものも私は計画と同時に出していく必要があるんだろうなというふうに思っておりますが、そこら辺を含めて、どのように検討され考えておられるのか、または、方向性についてまず伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問要旨にのっとりながら、答弁をさせていただきたいと思っております。

北海道の胆振東部地震の発生から1年がたちました。被害に遭われた多くの町民の皆さん、私は町民の皆さん全員が被害者と今も受けとめているところでもございます。これまで復旧に向け、それぞれが毎日の生活懸命に取り組んでこられたことに改めて町民の皆さんに敬意と感謝とともに、衷心よりお見舞いを申し上げます。

まだまだ復旧の道半ばでございます。御承知のとおり、両地区で90世帯140名の方々が仮設住宅に入居、そして、発災からこの間でも、人口でも今までにない減少率という300人を超える人口減少ともされ、過疎化に拍車をかけられているところでもございます。

そのような中、むかわ町におきましては、被災された町民の皆さんの生活再建、そして復旧、復興への歩み。その先に向けて、その次の一步ということで加速させるために復興計画を策定したところでございます。

町民の皆さんにおかれましては、現在、生活の再建のまさに真ただ中という方、さらには、将来の見通しに、全戸調査も今進められておりますが、不安を抱えている方々など、大変厳しい環境の中におられることと思いますが、今現在できております復興計画の具体化、さらには加速化、これをベースにしながら、生活再建というのを最優先に、一日も早く日常生活を取り戻していただくために、職員ともども、そして、今も御支援いただいております北海道、さらには関係自治体の職員の皆さんの人的支援をいただきながらですが、全力で前進していきたいと考えているところでございます。

住まいの再建につきましては、公営住宅、さらには文京ハイツの建築、そして民間賃貸住宅建設にかかわる補助制度の研究などに着手しまして、住宅の確保、そして再建等の支援に一層努めていきたいと考えております。

また、人口減少対策についてでございますが、議員が先ほど言われましたように、いまだ特効薬というのはありません。人口減少のその要因、さらには背景というのをしっかり分析、検証することが重要であると考えております。

先ほどまでも述べてきたように、次期まちづくり計画というのが来年度をもって終了、目標年次が終わり、令和3年度から第2期の地方創生総合戦略というのも令和2年度、それぞれスタートするところでもございます。

現計画の点検・検証、そして、今後実施するまちづくり計画における、これは年内に全世帯のアンケート調査というのを行いながら、この分析をしっかりと行い、むかわ町がセカンドステージというんでしょうか、次のステージに向かって何をしなければならないのか。町民の皆様と協働の理念というのを頭に描きながら、一緒に考え、そして行動してまいりたいと考えております。

まちなかの再生についての検討状況と課題、方向性についてお答えをいたします。

まちなかの再生につきましては、なりわいの再生・持続化支援、そして、中小企業の振興と起業支援、さらに、にぎわいと交流の創出、こういったハード及びソフトにわたる多面的な取り組みが必要であると考えております。そのため、地元の経済団体の皆さんはもちろんのこと、町民の多くの方々の御意見というのも踏まえながら、両地区それぞれの状況に、特性に応じたものにしていきたいと考えて、特性を發揮できるものにしていきたいと考えてい

るところでもございます。

今後、関係団体の皆さん、任意団体の皆さんなどを構成メンバーとしたまちなか再生のビジョン、こういったところを策定する前段階としての検討会の立ち上げというのを予定しております。その中でさまざまな御意見、そして、考え方というのを集約・整理しながら、その具体化に向けていきたいと考えております。

あわせて、町独自の連携の取り組みとともに、やはり外部からの道あるいは国といったところの事業的あるいは技術的な助言というのもいただきながら、この展開に全面的に進めていきたいと考えているところでもございます。

また、まちなか再生などをテーマとしましたセミナーというのを年度内に2回ほど開催を予定するところでもございます。皆さんとの議論を深めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 幾つか再質問をさせていただきたいというふうに思いますが、1つは、1年が経過して、今、るる力強く述べられました。私はそのとおりでというふうに思っておりますが、しかし、我が町でいえば、全員が被災者だというのは私もそのとおりでというふうに思いますが、しかし、その思いは物理的に住宅等々の損壊を初めとして、あるいはけがをした等々、あるいは精神的なものでなると、いろいろな形がございます。あるいは、この町一つであっても、地域ごとでその状況も違いがあったりもします。しかし、これは1つになってこの災害を乗り越えていくというものに私たちはしていかなければならないというふうに思うのであります。そのときに、今、るる言われているようなことに尽きるのかもしれませんが、私はやっぱり最も大事に考えていかなきゃならないのは、やはりここに住んでいる町民の皆さんが、この町でこれからも安心して暮らしたいという思い、どこでなれるのか、どこが一番そこになっていくのかということをもう少し我々も考える必要があるかなと思っているんです。そういう点では、基本的な生活支援、住宅支援、なりわいの支援という形になります。これは具体的であります。同時に、やはり全町民の皆さんが本当にこの町でこれからも暮らしたいという場合には、それだけではなくて、やはりきょうも議論がありましたように、特に優しく暮らしていける。そういうために、例えば医療保険の減免措置を継続するとか、あるいは介護保険の利用料を含めて軽減措置を少し、何年間か続けていくとか、そういうふうな私は、復興計画は7年なんですから、やっぱりそういうふうなスパンを

見据えた支援、そうやって皆さんと応援しながらこの町を復興させていくぞというふうな、いわば日本国憲法の13条の幸福権というか、これを本当に行政がつくり出してあげるよというふうなことがもう少しあっていいのではないか。私は今の考え方間違っているとは言っていない。私はそういうふうなものにして、本当に全町民的にアナウンスしていく、そういうものがあつたらどうなのかなという思いをいたしているんです。そういう点で、ぜひ改めて伺っておきたいなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 北村町議のほうから、まちづくりの原点について御意見等がいただけたのかなと捉えているところでもございます。言うまでもなく、近き者よろこび、遠き者来るといふんでしょうか。まずは、今住んでいる方たちがこれからも住み続ける。そして、そのためには何をしていかなければならないのかといった課題整理。そこから訪れる方もその先にとということも含めての御意見なのかなというふうにも捉えております。そういった中で震災を受けた町として、復旧、復興をど真ん中に捉えながら、これまで町民の方と向き合いながら、今、一番第一優先にしなければならない課題は何なのか。北村町議も触れられております。住まいの再建を第一優先にしようといったことで、後ほど今回の定例会におきまして、公営住宅の、あるいは文京ハイツ等々の実施設計について具体的に一日も早くということ、復興計画の姿勢をベースにしながら示させていただいているところでもございます。この復興計画につきましては、町の、町民の皆さんのこれからの復旧、復興の姿勢であるとともに、北海道や、あるいは国に対しての根拠となるような計画でもございます。一概にこれを全てだと私も受けとめてはおりません。まちづくり計画のこれからのアンケートを、再三触れておりますけれども、とる際におきまして、いろいろな御意見というのが随時、その時点時点ですされるかと思っておりますけれども、町民の皆さんが、先ほど言ったこれからも住み続けていくんだと、住みよいまちづくりにつなげていくんだという環境づくりの延長というのが防災に強いまちづくりにもつながっていくのではないかなと捉えているところでもございます。今回の復興計画の中におきましては、議員御案内のとおり、その一体不可欠とされる復旧、復興と人口減少も意識した地方創生、創造的復興と地方創生というのを加味しながら、融合させながら、その先というのを意識したものということで、随時町民の皆さんに浸透させながら、そして参加をしていただき、点検、検証、そして成果と課題を明らかにして前進をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 今、大枠でお尋ねをさせていただきました。ぜひ私はそういう方向でもう少し、先ほどあった国保の減免の問題も含めて、本当に町民の人たち全ての方にかかわっていくような形に取り組んでいけたらなというふうに思っております。

そこで、幾つかの点だけ具体的に質問をさせていただきたいというふうに思います。

1つは、先ほども言われましたが、町長の答弁の中にありました、いわゆるこの間、穂別を終えて鶴川に入って行って、もうすぐ全戸終わるのでしょうか。そういう状況になっている戸別訪問のケアの問題での訪問です。こういう中での実態、その状況について報告をいただければなというふうに1つは思います。

それからもう一つは、住宅の問題。今、町長もそのところが一番大事というふうに改めて言われましたけれども、私は住宅の問題でいえば、今、公営住宅を建てるとか、復興計画に出されているだけの問題ではだんだん今の現状がおくれてしまうんじゃないかという危惧を持っています。なぜなら、例えば私がかかわっている農協に仕事に来ている人も、被災で住宅がなくなって、今、沼ノ端に越して、そして通ってきているという人もいらっしゃいます。それから、あるコンビニの若い人で、人がいなくなって、苫小牧から派遣されてここに住みたいんだけど住宅がないという問題がございます。こういう問題が直近としてあります。私は、一つはこういう問題に対してこれからという、公営住宅を建ててというのとはわかりますけれども、やはりそうではなくて、今活用できるものはないのか。例えば、老朽化した公営住宅を何とかしてやっていく方法はないのか。こういうこと。それから、財源的にも、これから質問しますけれども、いろいろな形で難しさがある。だけれども、じゃ、そういうところであれば、何とかならないか。全国的な例を見ると、やっている場合もあります。こういうものも含めて、直近の住宅難、ここに対応していく。農業の関係でいえば、新規就農の研修にかかわってもこの問題はついて回っています。これらを含めると、やっぱり今急いで何らかの手当をしていくという必要があるかというふうに思います。それが第1点。

それからもう一つは、やっぱり先ほども言いましたように、もう少し家を直して何とかしたいんだけど対象にならないというようなところ。せめて1戸当たりどう支援していくとか、今度新しくつくられるのかもしれませんが、そういうところに細かな配慮をしてやるということも大事じゃないかと思っておりますけれども、あわせてこの辺のところをまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 質問のありました訪問プロジェクトについてお答えしたいと思います。

こちらのほうは穂別のほうから始まりまして、現在、鷓川地区のほうを回っております。大体4分の3程度は終わっておるかと思っておりますので、あと1,000軒近くかなというふうに思っているところです。その実際の数字のところは、まだ具体的には今の段階では示せない状況です。

中から出てきています課題としましては、一番多いのは住宅課題というところが一番多くなっています。住宅課題としましては、少し、ちょっとしたふぐあいたいなところがそのまままだ直せないでいるという方が多いというのが現状かと思っております。業者のほうには頼みであるけれども、順番がなかなか来ないんだという方も多くて、あと、ちょっとしたところでそのままにしていますという方もいるんですけども、そういう部分については、技術系のボランティアのほうで今後入っていくようなところも考えております。

2番目に多いのが心のケアの部分で、ちょっとした揺れに過敏になったりとか、音とかへの過敏というところの声、まだちょっと余震が不安なんだというような声とかもまだ聞かれているところが多く見られております。

あとは、生活課題としまして、まだ一部屋が片づいていないとか、そういうような方の中にはいらっしゃるような状況があります。

あと、そのほかの課題というところも、ちょっといろいろと細々としたところなんかについても、ボランティアさんのほうでいろいろ聞き取っていただいておりますので、現在、こちらのほうの課題をまとめながら、今後の対応を検討していきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 住宅の問題でございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、まず1点は公営住宅等の町の住宅の供給、これをスピーディーにやるということがまず第一だというふうに思っておりますし、それとあわせて、まだちょっと研究中でございますけれども、町だけの中ではなかなか住宅もいろいろ制約もありますし、補助金を持ってくるときの順番等もございます。そういった中では、全部町で用意していくというのは非常に難しいだろうというふうに思っています。そういった中では民間活力というものも何とか引き出していきたいということから、民間住宅の賃貸住宅の支援、これをどういう形で進めれば供給されるのかということもちょっと先例等を参考にしながら、そこは早急に取り組

んでいきたいというふうに思っております。

それと、既存の賃貸住宅等のリフォーム等、今も制度ございますけれども、今も活用されております。そういったものを活用しながら、今あるものを少しずつ直してでも入れるところはないのか、そういったところもぜひアピールをしていきたいというふうに思っております。そういったところでの活用を図ればというふうに思っております。

それと、古い公営住宅の活用という御意見もございましたけれども、町のほうで今、政策空家的に置いています住宅、相当老朽化が進んでおります。その活用ということも一つの案としては考えられないわけでありましてけれども、前いろいろ調べた段階では、非常に難しい住宅が多いというところでございます。ただそれだけを否定するのではなくて、もう少しその辺は調べて、もしそういうことができるのであれば、そこはまた検討の余地はあるだろうというふうに思っていますので、もう少しお時間をいただければというふうに思っております。

いずれにしましても、新規のもの、また、今あるものを含めて、できるだけ住宅の確保、早い段階でできるような施策進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今、町としてできるものとしての現状を答弁させていただいたところでございますけれども、先ほどと重複いたしますけれども、現在、国等に要望している要件が満たしていないとされている被災者の皆さんへのさまざまな項目というのもございます。これは、前回の議会の中で議員にも御説明しております。そういったことも含めて、改めて、我が町もそうでございますけれども、3町として、例えばですけれども、災害公住の建設、さらには応急仮設住宅に入居されている方々の建設されるまでの次の住み家ができるまでの期間延長とか、こういったところの、内でできるものと外に対しての提案等々について、今回の復興計画をベースにしながらさらに前進をさせていただけると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 住宅の問題については、一、二、例を挙げましたけれども、現状、今すぐの中でもそういう状況があって、ここの手当がこれ以上町から人が離れていくのかどうかということにもかかわっているというがあるんだということなんで、ぜひとも、私はそ

ういう意味で、例えば古い公営住宅など活用できるものであれば、今すぐ、この後、特別交付税のこともちょっと伺いますけれども、そういうものも活用しながらできないものかなというふうに思っているんで取り上げているわけで、ぜひ御検討お願いしたい。町長の言われることは、私もよくわかりますし、私どもとしても同様に国・道に対して一緒に働きかけをしていきたいというふうには思っておるところでございます。

もう一つこの点で、人口の減少にかかわっている問題、1つだけ質問させていただきたい。

私は、本当に不幸なことに、この災害でより一層我が町から人が離れるということになってしまいました。これ、なかなか呼び戻すというのも困難なもの。しかし、状況によって私は十分考えられるというふうに思っておりますが、しかし、元に戻っていくような状況にはこれからもならないだろう。そういう点でいえば、当初の町村制の中で2060年の人口が5,000人台というシミュレーションの中で始まりましたけれども、私はそこをもっと下回っていく可能性もあるなということを実に現実として、これは全国的な状況等々を鑑みながら判断をしていかなきゃならないというふうに思っております。そういうふうなことも踏まえながら、これからのまちづくり、来年度からのまちづくり計画に当たっても、私は本当にそのところを現実のものとして考えていく。そして、この広い地域どうしていくのかという立場に立った対策というのを考えていかなきゃならないというふうに思っておりますが、その意味で、そのようなことの中で、一定の目途等を持っておられるのかどうか、改めて伺っておきたいというのが1つです。

それから、時間の関係で次にいきますけれども、いわゆるまちなか再生の問題なんです、今度の復興計画の中でも、やっぱりこういうところまで、先ほどランドデザインと私も言いましたし、先ほど言われました。やっぱりそういうものを見通した計画の中に私はもっていく、そのことがその関連する人たちに希望を与えるものになるんじゃないかという気がするんです。そういう点では、急いでつくった計画、急いだ計画にしたのかどうかという議論にもなっちゃうかもしれませんが、本当にそういうところまで見通したものということ考えていっていいんじゃないかというふうに思っています。そういう点でいえば、私は例えば鶴川地区でいえば、空き地になった地帯の中に、例えばコミュニティーができる場所、これをつくってあげる。そうすることによって、地域から出てくる高齢者の皆さん等々も含めて、それこそ交流の場ができていくぞと。そういうことを糧にして、そこに町が打ち出しているまちづくり向上のための助成事業、これらを活用した新たな事業がそういうところで結成していけるんじゃないかというふうに思ったりもするんですが、やっぱりそう

いうデザインを持ったものをある程度早目に提起していく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺含めて伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 私のほうから、地方創生の関係でお答えさせていただきます。

先ほど来、答弁の中でまちづくり計画の次期計画の策定に向けて、今月中からアンケート調査を実施することで答弁をさせていただいておりますが、このアンケート調査につきましては、まちづくり計画、それと地方創生の戦略を次つくる上でも共通の計画に使えるような設問で考えてございます。その調査の結果を踏まえて、次の計画というものをつくってまいりたいと考えておりますが、その中で、人口ビジョンの見直しの必要性も含めて、地震が起きてから想定を上回る減少というのが、今の段階ではそういう状況になってございますが、今後、建設も予定されておりますいすゞの独身寮、そちらの方も建設が終わればまた町のほうに住んでいただける予定ともなっておりますので、今後、一定程度人口の推移というのを見ながら、人口ビジョンの見直しも含めて検討をしてまいりたいと思いますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 今後、まちなかの再生活活性化に向けた議論の中で、庁内においてそういった検討組織を立ち上げるということは前段の答弁のほうで申し上げたとおりでございますが、先ほど北村議員のほうから御指摘のとおり、まちなかの活性化においた議論の中の視点といたしましては、もちろんまちなか、商工業の中心ということでの位置づけの中でのそういった事業者を主体とした経済活動の視点というものと同時に、町民の方、まさに暮らしの生活の中心ということで、そういった一般町民の方、また、先ほど御指摘ありましたコミュニティー活動の拠点というような視点というものも当然重要な位置づけとなってまいるかと思っています。今後進めるそういった検討の中には、まさにグランドデザインという視点の中で、そういった経済的な部分、それから、町民生活、コミュニティーといった視点についても十分検討の視点に取り入れながら進めていこうというふうな考え方を持っておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ぜひそういう方向でお願いしたいということを述べて、次に、財政

に関しての問題に移りたいというふうに思います。

この問題は、まず第一に交付税の活用状況と繰越明許の事業推進とお伺いするわけですが、やはり住宅問題等々でも、なかなか財源の問題があって歯切れが悪いという状況になっていますから、そういうのがこういう状況の中でもっと広く検討できないのかという立場から聞いているのでございます。ぜひ説明をお願いしたい。

2つ目には、これちょっと私の勉強不足で申しわけありませんでした。平成30年度の一般会計決算と30年度の最終補正になるというふうに私は思っておりますが、補正予算16号との総額の差です。これがどんなふうになっているのか。それがどうしてあの決算の数字になったのか、あわせて説明をお願いしたい。

以上であります。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 質問要旨に沿いましてお答えをさせていただきますが、数字の羅列が若干多くなりますので、あらかじめおことわりをさせていただきます。

まず、特別交付税につきましては、普通交付税では補填されない特別な財政需要に対しまして、臨時的な一般財源として交付をされるものでございまして、特定の事業へ充当するというものではございません。

平成30年度は14億3,812万円が交付をされておまして、年度末の補正により財源振替の調整を行ってきたところでございます。

平成30年度から翌年度へ繰り越す繰越明許費につきましては、39億8,799万7,000円となりまして、27事業に及ぶものとなっております。

事業の推進状況としましては、8月末時点での予算額ベースにおきましては、支出負担行為額が26億3,885万円となり、予算額に対しまして66.17%の執行率、支出額におきましては13億690万円で、32.77%の執行率でございます。

また、繰越明許とされました災害復旧工事の入札実施件数は38件となりまして、予定件数全て落札済みとなったところでございます。失礼いたしました。入札済みとなったところでございます。

一般会計決算額と最終予算額との差額につきましては、平成30年度から翌年度へ繰り越す額が39億8,799万7,000円となったことによるものでございます。

一般会計決算の予算現額には、平成29年度から繰り越しとなりました2億4,131万円が含まれておりますが、平成30年度から翌年度への繰越額を差し引きますと、実質的な平成30年

度執行の予算額としましては100億7,867万8,000円となりまして、収入済額及び支出済額との収支差額は、決算収支状況の形式収支と同額になりますことから、御理解を賜ればと思います。

○議長（小坂利政君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） わかったような感じがするんですけども、1つは特別交付税、なぜこれ私、先ほど言いましたように聞いたかと言いますと、年度末で財源振替をしたというんですけども、どんなふうに振替、おおむねなっていたのか、そのところをもう少し説明お願いしたいというふうに思っているんですけど、これは特別交付税でございまして、特定のものではないということではあるんですけども、これがいわゆる本町として災害にかかわって活用できるというものでもあるんですね。ですから、この使い方がいいによっては、十数億円ですから、そんなに大きなもんじゃありませんけれども、かなりのできない事業ができるということにもなり得るというふうに私は思うんです。そういう点でいえば、こういう活用がどうだったのかというのは、本当に共通の認識にしていくのは大事だなと思っているので、こう改めて質問させていただいているんですけども、そこで、大まかでよろしいですから、どういうふうな振替になったのか、改めて伺っておきたいというふうに思います。

それから、繰越明許の関係で、37事業全部にもう既に入札済みになっていったということでもよろしいのか、改めて伺っておきたいというふうに思いますが、この事業、これは第4回の臨時会の中で振替が報告されている問題なんですけど、この中に、例えば四季の館の問題があります。整備上の、災害整備。四季の館なんか聞きますと、今でも雨が降ると雨漏りがするというような状況で、本当に管理してやっていくのが大変だという状況がございまして。そういうようなところまで含めたものになっているのかどうか、改めて伺っておきたいというふうに思いますし、何よりもこの進行状況、100%入札というふうになりましたけれども、私どもは5,000万以上のやつについてはわかっているんですけども、それ以下についてはわかっていないんです。そこら辺のところの進行状況等々含めて、改めて御説明を願えればというふうに思うところであります。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） まず、特別交付税の振替の状況というところでございますが、こちら、昨年、平成30年度の第15号補正によって一旦特別交付税のほうの額が確定をしたということで、財源の振替ということで地方交付税の額を増額し、あわせて、それまで見

込んでおりました財政調整基金からの繰り入れというところを同額で減額しているというような状況でございます。

あと、参考までになんですが、今回、平成30年度での特別交付税の交付に関してなんですが、議員も御存じのとおり、12月と3月での交付ということで、12月交付については、その算定の根拠、数字の根拠というものがあある程度示されているというような状況でございます。その中でいまして、こちら、14億円ほどの今回交付になるんですが、そのうち災害ルール分として算定されたものというのが3億4,700万円ほどございます。また、それとはまた別に、災害廃棄物処理に係る部分として2億2,000万円ほどが含まれているというような状況でございます。例年の考え方でいきますと、大体特別交付税4億から4億5,000万ほどの額ということですと推移しているんですが、そう考えますと、確かに10億円ほどは災害にかかわっての交付なのかなというようなそんな診断もできる場所なんですが、ただ、特殊部分としまして、やはり内容が不明だということがありますので、一旦その部分、じゃ全て10億の部分で災害にかかわるものに充てていいのかということについては、今の段階ではちょっと判断が難しいのかなというふうには思っております。

それと、先ほどの説明の中であります繰越事業の災害復旧工事の件数ということで、先ほど私のほうから38件が入札済みだということでお話をさせていただきました。こちらにつきましては、申し上げていましたとおり、災害復旧工事として入札をした部分の件数ということですので、ということでちょっと御理解いただければなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 私は今、特別交付税の問題取り上げて質問しましたがけれども、これらについては、やはり基本的には災害があって、それらに類した形の中でおりてきているもんだと。我が町は14億ほどですけども、隣町なんかはこの3倍以上になりますから、ですから、こういうものをどう活用して、どう災害対策で直近のやつで打っていくかというのは、本当に大事なところだというふうに思うんです。皆さん方、本当に昨年の発災以来、町民の皆さんも大変な思いをしたけれども、職員の皆さんも本当に昼夜たがわずそういう奮闘されて、いろいろ大変な中だとは思いますが、やっぱりそういうものを一つ一つ小まめに見ていただいて、どうそれを活用していくかというふうにしていく。そして、町長が言われるように、国・道に向かっていくものは向かっていくということがその上であるんだろうというふうに思っておりますので、その辺のところどうぞよろしく願いをして質問を終わります。

たいと思います。どうもありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦勞様でした。

なお、あすの開会時間は午前10時といたします。

散会 午後 4時32分

令和元年第3回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年9月11日（水）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 報告第12号 放棄した債権の報告に関する件
- 第 2 報告第13号 平成30年度むかわ町健全化判断比率等に関する件
- 第 3 認定第 1号 平成30年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第 4 認定第 2号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 5 認定第 3号 平成30年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 6 認定第 4号 平成30年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 7 認定第 5号 平成30年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第 8 認定第 6号 平成30年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第 9 認定第 7号 平成30年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第10 諸般の報告
- 第11 同意第 3号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件
- 第12 議案第60号 工事請負契約の締結に関する件
- 第13 議案第61号 工事請負契約の締結に関する件
- 第14 議案第62号 工事請負契約の締結に関する件
- 第15 議案第63号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第64号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第65号 むかわ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第66号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第19 議案第67号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 第20 議案第68号 むかわ町霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第21 議案第69号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）

- 第22 議案第70号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第23 議案第71号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第24 議案第72号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第25 議案第73号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）
第26 議案第74号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）

議員等提出事件

- 第27 意見書案第10号 「新たな過疎対策法の制定」に関する意見書（案）
第28 意見書案第11号 市町村への「プラごみ対策押し付け」を止め、ごみを出さないシステム確立を求める意見書（案）
第29 意見書案第12号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）
第30 意見書案第13号 JR北海道が単独では維持することが困難な線区の維持・存続を求める意見書（案）
第31 意見書案第14号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
第32 所管事務等調査報告の件
（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）
（胆振東部地震復旧復興調査特別委員会）
第33 閉会中の特定事件等調査の件
（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）
（議会運営委員会及び議会広報委員会）
（恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会）
第34 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員	
3番	山	崎	満敬	議員	4番	佐	藤	守	議員

5番	大松紀美子	議員	6番	三上純一	議員
7番	野田省一	議員	8番	三倉英規	議員
9番	星正臣	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	中島勲	議員
13番	小坂利政	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	上坂勇人	総務企画課主幹	梅津晶
総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主幹	西幸宏
町民生活課長	萬純二郎	町民生活課参事	飯田洋明
町民生活課主幹	菊池恵美	健康福祉課長	高橋道雄
健康福祉課主幹	今井喜代子	健康福祉課主幹	藤田浩樹
産業振興課長	酒巻宏臣	産業振興課参事	太田剛雄
産業振興課主幹	東和博	産業振興課主幹	松本洋
建設水道課長	山本徹	建設水道課主幹	江後秀也
建設水道課主幹	佐藤琢	地域振興課長	石川英毅
地域振興課参事	田所隆	地域振興課主幹	長谷山一樹
地域振興課主幹	菅原光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹

恐竜ワールド 戦略室主幹	櫻井和彦	地域経済課長	吉田直司
地域経済課 主幹	高木龍一郎	地域経済課 主幹	西村和将
国民健康保険 穂別診療所 事務局長	藤江伸	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	八木敏彦	教育振興室長	田口博
生涯学習課 主幹	上田光男	生涯学習課 主幹	佐々木義弘
選挙管理委員 会事務局局長	成田忠則	農業委員会 事務局局長	鎌田晃
農業委員 会支局長	高木龍一郎	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長 今井 巧 主 査 長谷山 美香

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第1、報告第12号 放棄した債権の報告に関する件を議題とします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第12号 放棄した債権の報告に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

従前より回収が極めて困難な私債権の事案について、滞納繰越を重ねるといふ債権管理上の実情課題があり、この課題解決と適正な債権管理を実現するため、債権管理条例の規定に基づき対応してきているところでございますが、このたびの報告につきましては、この債権管理条例及び債権管理マニュアル、さらに庁内債権管理対策会議での各債権所管課による横断的な情報交換、対応・連携により債権回収に努めてきたものの、死亡や消滅時効完成による債権放棄により回収見込みがないため、最終的に債権管理対策会議に付議し、平成30年度において債権を放棄することが妥当と判断されたものにつき、同条例第6条により債権放棄を決定した内容につきまして、同条例第7条の規定により議会へ報告するものでございます。

次の2ページの私債権放棄調書をお開き願います。

債権の名称ごとに一覧整理しておりますが、児童クラブ利用料から国保直診勘定診療外収入につきましては、いずれも消滅時効完成による債権放棄で、それぞれ児童クラブ利用料が

1人、公営住宅使用料で3人、穂星寮使用料で1人、国保直診勘定診療収入で1人、同じく診療外収入で1人となっており、水道料金については債務者死亡で、かつ相続人が不存在的なものが1人、消滅時効完成が2人、総計で10人、129万8,847円となったところでございます。

以上、御説明申し上げました。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 毎度毎度と最近出てくるんですけども、公営住宅の使用料なんですけれども、これ3名になるのかな、この3名の方はもう亡くなっているという形では書いていないんですが、現在まだ入居しているのか。それと、この債権に対しての徴収は引き続きやっていて放棄になったのか。また、その徴収に当たって本人に対する督促状、または最近では裁判をするとかということ、文書が来る例も見受けられるんですが、どのような努力をしたのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの質問にお答えいたします。

公営住宅使用料におきましての債権は、放棄3名のうち1名が死亡でございまして、2名が居所不明でございまして、

1名死亡の方でございまして、相続の方の納付の形のお話もしたところなんですけれども、時効内容の申し出がございまして、消滅時効が完成した形でございまして、

残り2件の方は、徴収の形で連絡をとる形をとってきてはいたんですが、居所不明で連絡がつかないという形で消滅時効が完成した形となっております。

ちなみに、この3件の方はもう現在入居していない形でございまして、

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 穂星寮の関係ですけども、これ消滅時効完成ということは、今現在あれですね、ちょっと記憶が定かでないんですけども、何か月以上か未払いだったら退去命令とか勧告とかというような、だからそういうような制度がある前の方ですか、この今回消滅時効が完成したという件は。いつの時点、何年前のもの、何年ごろ入居されていた方

なのか。それと、たしかそういう制度は今もありましたよね。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 今回の件につきましては、平成22年に入寮した寮生の寮費の消滅時効になります。規則としましては、3カ月未納の場合ということは当初から残っておりますが、この件に関しましては、ずっと納付依頼をしたり、督促等を送っておりましたが、居所不明により、また時効も成立したことから、消滅時効完成という形で放棄する形になりました。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ということは、平成22年ということは、その制度があった中で退去をさせるとかというような措置はとっていなかった事例なんですか。今現在、例えばそういうような、すぐ出れと実際にはなかなか言うのは大変なことかもしれませんが、そういうことが一定程度、現在ちゃんと履行されているのかどうか、3カ月以上納付しない場合はというようなことを相手に伝えているのか、その2点だけ。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） その点につきましては、毎回督促状等を送ったりしまして、3カ月未納がないような形で督促状を送ったりしまして、継続、滞納分は残ったりしますけれども、おくれて入るような形でやっておりますので、今の現在のところでは、そういう事例はございません。

○議長（小坂利政君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第12号 放棄した債権の報告に関する件は報告済みとします。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第2、報告第13号 平成30年度むかわ町健全化判断比率等に関する件を議題とします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第13号 平成30年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成30年度決算に基づくむかわ町健全化判断比率等について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

初めに、健全化判断比率についてでございます。

平成30年度の一般会計の実質赤字比率及び特別会計、公営企業会計と合わせました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算となっておりますことから、赤字比率については算定されておられません。

次に、実質公債費比率につきましては、平成28年度から平成30年度の決算までの3カ年平均の数値でございまして、9.0%となったところでございます。これは、前年度の比率9.2%に比べ0.2ポイント減少してございますが、主な要因といたしましては、元利償還金の額や普通交付税額が減少したことにより、平成30年度における単年度比率が9.14%となりましたが、対象年度の置換のため、平成27年度における単年度比率9.63%から0.49ポイント減少したためでございます。

次に、将来負担比率でございます。

将来負担比率は5.8%でございまして、昨年度のマイナス7.6%に比べ13.4ポイント増加しております。比率増加の要因といたしましては、将来負担となる地方債現在高の減少はあるものの、財政調整基金の取り崩しが大きく影響し、充当可能財源が減少したことによるものでございます。

次に、2の資金不足比率でございますが、上水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業会計につきましては、いずれも一般会計からの繰り入れ等により収支バランスを保っておりますので、資金不足は生じていないところでございます。

なお、健全化判断比率の資料といたしまして、別冊の決算関係資料の最初のページにA3判の資料をとじ込んでございますので、後ほど御参照いただければ幸いです。

以上で報告第13号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 決算で詳しくお聞きするといいいのかと思うんですけども、この将来負担率が一挙に13.4%引き上げられたということなんですけれども、ゼロ%というのが他町から見ると、非常にうらやましい財政状況であったというふうに言われていましたので、あの震災があつて財調が減つたということに今説明があつたんですけども、この5.8%という数字が金額的にいけば、どれほどのものになるのかというのがちょっとわかればお伺いしたいんですけども。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの将来負担比率の関係でございますが、こちらにつきましては、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率というような内容でございます、すみません、詳しい数字については後ほどお答えさせていただきます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） もう一つだけ。何年間という、その基準、将来負担比率を出すときに、何年間を見通して立てるといふのはあると思うんですけども、それ、私わからないものですから、それもちょっと教えてください。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） すみません、ただいまの質問の部分につきましても、後ほど御用意して御説明をさせていただければと思いますので、よろしいでしょうか。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） ちょっと今の質問の関連なんですけれども、数字がわからないということで、この健全化判断比率の5.8%、今町民の間では、今回の震災に関して、この健全化判断比率が一体どうなるのかというのは物すごい町民の間で興味を持っていると言うと誤解ですけども、ちょっと心配をしている向きがあるんですよ。実際には、9月から今年度の3月までですから、31年度がどういうふうな数字になるのかというのが一番心配かと思うんですけども、今回のこの5.8というのは、金額的にはちょっと今お答えできないということなんですけれども、数字的には危惧するようなパーセントとして捉えられるものなのか、このぐらいであれば何とかという、そういう状況なのかの判断だけでも教えてもらえればと思うんですけども。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問なんですが、こちらの議案書のほうにも、3ページのほうにも載せてございますが、今回のこの健全化判断比率と、あと表の中に早期健全化基準、また、あとさらに財政再生基準というような数字もございます。要は、ここに載せて、早期健全化基準と財政再生基準というところにつきましてが限度数値といたしますか、この数値を超えると、要は財政の再生計画をつくりなさいというような内容になりますので、数値的な話でいきますと、確かに数字はプラスで出てはいきますが、今すぐに危険だというような判断はしておらないところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第13号 平成30年度むかわ町健全化判断比率等に関する件は報告済みとします。

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小坂利政君） 日程第3、認定第1号 平成30年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第9、認定第7号 平成30年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの7件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 認定第1号 平成30年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第7号 平成30年度むかわ町病院事業会計決算に関する件まで一括して御説明申し上げます。

認定第1号 平成30年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第4号 平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件までにつきましては、地方自治法第233条の第3項の規定によって、平成30年度の各会計の歳入歳出決算及び監査委員の意見並びに主要な施策の成果を説明する書類及び地方自治法施行令第166条第2項に定めます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして認定に付するものでございます。

認定第5号 平成30年度上水道事業会計決算に関する件から認定第7号 平成30年度病院事業会計決算に関する件につきましては、地方公営企業法の関係規定に基づきまして、歳入歳出決算等に監査委員の意見を付して認定に付するものでございます。

まず、認定第1号から認定第4号までにつきまして、別冊のファイルにとじ込みで配付してございます平成30年度むかわ町各会計の決算概要により御説明を申し上げます。

インデックスで決算概要と貼付されたページをお開き願います。

まず、1ページの各会計の決算収支状況の総括表でございます。

歳入歳出の形式収支あるいは実質収支のみの説明とさせていただきますので、御承知いただきますようお願い申し上げます。

最初は一般会計でございます。

歳入総額は108億2,488万100円でございます。歳出の総額は97億7,439万1,109円、歳入歳出差し引きの形式収支では10億5,048万8,991円となったものでございます。このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源9億56万1,000円を差し引き、実質収支は1億4,992万7,991円となっておりまして、ここから財政調整基金へ8,000万円の積み立てを行い、実質繰越額を6,992万7,991円としたところでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。

保険事業勘定の歳入総額は13億1,302万4,132円で、歳出総額は12億8,652万8,953円、形式収支は2,649万5,179円の黒字決算となっております。実質収支も同額となっておりまして、ここから支払準備基金へ1,400万円を積み立てを行い、実質繰越額を1,249万5,179円としたところでございます。

直診勘定の歳入総額は4億8,269万3,570円で、歳出総額は4億8,159万8,515円で、形式収支は109万5,055円の黒字決算となっております。実質収支も同額でございます。

次の後期高齢者医療特別会計は歳入総額は1億4,399万9,607円で、歳出総額は1億4,381万6,454円で、形式収支は18万3,153円の黒字決算でございます。実質収支も同額でございます。

介護保険特別会計は、歳入総額は8億7,938万7,387円で、歳出総額は8億5,306万9,152円でございます。形式収支2,631万8,235円の黒字決算となっております。実質収支も同額となっておりまして、ここから準備基金へ400万円の積み立てを行い、実質繰越額を2,231万8,235円としたところでございます。

一般会計と3特別会計の合計で、歳入の総額136億4,398万4,796円に対し、歳出総額は125

億3,940万4,183円でございます。形式収支は11億458万613円、翌年度へ繰り越すべき財源9億56万1,000円を差し引いた2億401万9,613円が実質収支となったところでございます。

次に、2ページ以降7ページまでは各会計の款別決算状況となっておりますが、説明は省略をさせていただければと思います。

続きまして、8ページをお開き願います。

不納欠損処分の内訳の状況でございます。

平成30年度において、むかわ町債権管理に関する条例に基づき放棄した私債権につきましては、先ほど報告第12号で御説明をさせていただきましたが、地方税法に基づいて不納欠損処分した町税のほか、使用料などの放棄した私債権につきましても、それぞれ区分し記載しております。

なお、債権区分につきましては、公法上の原因に基づいて発生する債権が公債権として「公」、私法上の原因に基づいて発生する債権が私債権として「私」と区分表記しております。

平成30年度につきましては、一般会計で624万9,342円の不納欠損処分を行っております。

その内訳は、町税の各税目の合計で520万7,572円でございます。負担金につきましては、社会教育負担金1,000円、使用料については土木使用料及び社会教育使用料の104万770円でございます。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定の国民健康保険税で235万5,423円の不納欠損処分を行ったところでございます。

同じページの右側でございますが、直診勘定でございます。ここで、一部数字に誤りがございしますので、この場で訂正をさせていただければと思います。

直診勘定診療収入の平成30年度の欄、こちらの表上では1万6,355円という記載がございします。こちらにつきましては2,000円の誤りでございしますので、訂正をお願いしたいと思います。

〔「もう一回」と言う人あり〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 直診勘定の診療収入の平成30年度、こちらが表のほうでは1万6,355円という記載がございします。こちらが2,000円の誤りでございしますので、訂正をお願いしたいと思います。よろしいですか。

続けさせていただきます。

直診勘定の診療収入では2,000円、診療外収入では1万4,355円の不納欠損処分を行ってお

ります。

介護保険特別会計につきましては、不納欠損処分はございません。

なお、参考といたしまして記載しております公営企業会計につきましては、上水道事業会計は、給水収益であります水道料金で24万722円、下水道事業会計におきましては、下水道使用料3万5,570円、合計で27万6,292円の不納欠損処分を行ったところでございます。

続きまして、9ページの過誤納金還付未済額の内訳でございます。

こちらにつきましては、胆振東部地震による減免及び過年度更正による影響が大きなものとなっております。

まず、一般会計におきましては、町税で291万5,612円、情報通信施設使用料で7万3,160円の還付未済額が生じております。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定では、国民健康保険税で103万4,550円の還付未済額となっております。

直診勘定では、診療収入で4,310円が還付未済となっております。

後期高齢者医療特別会計では、保険料で39万5,890円、最後に、介護保険特別会計では、介護保険料の29万5,290円がそれぞれ還付未済額となっているものでございます。

9ページ後半から11ページは、各会計の収入未済額の内訳となっております。

一般会計における収入未済額は2億9,280万4,588円となったところでございまして、前年度から町税で83万7,342円、財産収入で3万2,100円の収入未済が生じておりますが、分担金負担金で13万9,670円、使用料で140万6,587円、諸収入で58万5,590円が減額となり、合計で前年度から126万2,405円減額となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計保険事業勘定の収入未済額ですが、9,564万4,931円で、前年度から67万1,344円の減少、また直診勘定では22万789円で、前年度から4万7,225円の増となったところでございます。

後期高齢者医療特別会計では139万6,313円で、前年度から55万6,111円の増、介護保険特別会計では484万4,897円で、前年度から40万8,458円の増額となったところでございます。

次に、参考としまして、公営企業会計、上水道事業会計では5,001万3,874円で、前年度から185万6,662円減少、下水道事業会計では2,627万3,088円で、前年度から12万8,249円の減少となったところでございます。

なお、水道料金及び下水道使用料につきましては、2月分及び3月分の料金の納期限が翌年度となることから、現年度未収が大きな数値となっております。

続きまして、12ページの地方債借入別現在高の状況でございますが、こちらにつきましては、表示単位が1,000円単位となっておりますので、御留意いただきたいと思っております。

一般会計債の合計残高につきましては96億5,139万7,000円で、対前年3億3,814万円の減少となっております。平成17年度借り入れの過疎対策事業債の償還終了や、平成19年度借り入れの災害復旧事業債に係る償還終了もあり、減少額が大きくなっているところでございます。

国民健康保険特別会計、直診勘定におきましては7,073万4,000円で、前年度から7,442万8,000円の減少となっております。

また、参考として掲載させていただいております上水道事業会計債につきましては3億5,765万2,000円で、前年度から664万6,000円の増、下水道事業会計債は16億4,903万2,000円で、前年度から2,477万3,000円の減少、病院事業会計債は9億2,580万7,000円で、前年度から5,383万1,000円の減少となったところでございます。

同じページの左下の表につきましては、債務負担行為額の状況となっております。

一般会計全体では4,614万9,000円で、農業振興に係る資金貸し付けの利子補給及び社会福祉法人への償還費支援において縮小はあったものの、物件の購入等に係るものとしまして、鶴川中央小学校等におきましてパソコンを整備し、後年度にかけて購入費用を償還するものとしたため、前年度に比べますと1,505万1,000円の増となったものでございます。

続きまして、13ページの基金積立金の状況でございます。

財政調整基金につきましては、平成30年度末6億8,545万9,743円となりまして、8億1,512万4,323円の減となっております。これは、平成29年度決算剰余金のうち7,000万円のほか、利子積立として487万5,677円を積み立てする一方で、災害復旧に充てるため8億9,000万円を取り崩したことによるものでございます。

次の減債基金は、年度末現在高で7億305万9,717円で、前年度末から利子の積み立てにより217万4,230円の増加となったところでございます。

その他の特定目的基金につきましては17の基金となっております。総額で34億2,964万8,293円となっております。前年度末に比べ2億253万1,566円の増となっております。

各特定目的基金では、9つの基金で合計1億5,741万5,753円を取り崩し、一方、原資、利子について積み立てを行っているところでございまして、そのうち最も大きな取り崩しにつきましては、地域振興基金でございまして、移住定住促進事業、地域農業活性化推進基金事業に充てるため7,439万9,344円となっております。

原資の積み立てといたしましては、ふるさと納税による寄附金など地域振興基金、教育施設整備基金、生涯学習推進基金、鈴木章記念事業推進基金及び恐竜の卵基金に積み立て、立木の売り払い収入や情報施設の基本使用料に当たる部分をそれぞれ基本基金、情報通信施設営繕基金に積み立てしているところがございます。また、一般寄附者の意向を受け、担い手育成に係る事業に活用するため、未来担い手基金に積み立てしております。さらに、新たな特定目的基金としまして、震災後の創造的復興へ充てるため、胆振東部地震対策基金を創設し、3億1,120万6,000円を積み立てしております。

一般会計の基金合計では48億1,816万7,753円で、前年度比で6億1,041万8,527円の減額となったものがございます。

また、特別会計分といたしまして、国保給付費支払準備基金は、平成29年度決算剰余金から原資として2,543万1,000円と利子11万4,404円を積み立てし、年度末で4,742万4,796円となっております。

介護給付費準備基金につきましては、原資として1,645万2,000円、利子27万3,220円を積み立て、年度末で9,480万549円となっております。

これらの結果、各会計の基金を合計いたしますと49億6,039万3,098円となり、前年度末に比べまして5億6,814万7,903円減少したものがございます。

続きまして、右側の表の主要財政指標でございます。

標準財政規模は52億8,092万6,000円でございます。前年度から2億687万1,000円減となったところがございます。

経常収支比率につきましては、前年度から1.9ポイント増の89.5%となっております。

財政力指数につきましては0.209で、前年度比0.006ポイントの増、公債費負担比率につきましては14.3%で、前年比5.7ポイントの減となっているところがございます。

積立金現在高から債務負担行為額につきましては、前段に説明済みのため省略をさせていただきます。町税の徴収率についてでございますが、現年度分は99.1%であり、前年度から0.8%ポイント増となっております。滞納分を含めた全体の徴収率につきましては、前年度から0.2ポイント減少し、82.0%となっております。

14ページにつきましては、社会保障財源化分の地方消費税の充当状況を載せてございます。また、巻末15ページにつきましては、平成30年度一般会計の決算状況を一覧として添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

また、国保直診勘定につきましては、企業会計ではございませんが、15ページの次に診療

所の経営状況と損益計算書を参考資料としまして添付してございます。後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、認定第5号 むかわ町上水道事業決算に関する件でございます。

インデックスをつけておりますので、そちらのほうをお開きいただければと思います。

上水道事業会計の7ページをごらん願います。

7ページは、水道事業及び簡易水道事業を合算いたしました損益計算書でございます。

営業収益と営業費用の差し引きで、表の中ほど右側に記載されておりますが、平成30年度は9,277万8,058円の営業損失となっておりますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では2,319万3,450円の黒字決算となったものでございます。災害に伴う特別損失が1,727万2,520円となることから、当年度純利益は592万930円となり、この金額に前年度繰越利益剰余金を合わせた額の1億1,599万9,813円を当年度未処分利益剰余金として計上したところでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思っております。

11ページの下段にむかわ町上水道事業剰余金処分計算書の表でございますが、ただいま御説明申し上げました当年度未処分利益剰余金は、年度当初において繰越利益剰余金を繰り入れていることから500万円を戻すほか、減債積立に9万7,000円、利益積立に20万円、合計29万7,000円を積み立て、残りの1億1,070万2,813円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

続きまして、25ページをお開き願いたいと思っております。

25ページ中段の企業債の概況でございますが、簡易水道事業におきまして、平成30年度3,035万4,207円を償還し、建設改良事業債を3,700万円借り入れしたことにより、年度末残高は3億5,765万1,626円となったところでございます。

以上で認定第5号の説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第6号 平成30年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件でございます。

インデックスのほうをお開きいただきまして、7ページをごらんいただきたいと思っております。

7ページでございますが、下水道事業損益計算書でございますが、これは公共下水道事業と農業集落排水事業を合算した損益計算書でございます。

営業収益と営業費用の差し引きで、表の中ほど右側に記載されておりますが、平成30年度では2億3,212万4,606円の営業損失となったところでございますが、その下の営業外収益と

営業外費用の収支を加えた経常利益では、682万2,003円の黒字決算となったものでございます。特別利益と災害による損失により、特別損失が3,338万6,501円となることから、当年度純損失は2,656万4,498円となり、これに前年度繰越利益剰余金を加え、その他未処分利益剰余金変動額を差し引き、649万4,046円を当年度未処分欠損金として計上しているところでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

11ページの下段のむかわ町下水道事業欠損金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げた当年度未処理欠損金649万4,046円を繰越欠損金として計上したところでございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

27ページ中ほどの企業債の概況でございますが、平成30年度公共下水道事業におきまして1億2,282万7,230円を償還し、企業債1億1,610万円を借り入れしたことにより12億5,082万1,387円の残高、農業集落排水事業では5,154万6,184円を償還し、企業債3,350万円を借り入れたことにより、3億9,821万393円の残高となったところでございます。

以上で認定第6号の説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第7号 平成30年度むかわ町病院事業会計決算に関する件でございます。

インデックスでお開きいただきまして、3ページの損益計算書をごらんいただければと思います。

病院運営につきましては、指定管理者により実施しておりまして、医業収益と医業費用の収支では、計算書中段の右側でございます3億734万1,659円の医業損失となっております。

これに一般会計からの補助金などの医業外収益と医業外費用の収支2億6,777万114円を加算いたしまして、3,957万1,545円の経常損失となり、特別損失である823万6,000円を加え、当年度純損失は4,780万7,545円となり、前年度繰越欠損金及びその他の未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処理欠損金は2億7,604万2,706円となっておりますが、過年度分損益勘定留保資金で補填したことにより、8ページでございますが、8ページ、キャッシュフロー計算書の下段の資金期末残高でございますが、こちらが5,205万1,015円となったところでございます。

次に、17ページ下段でございますが、17ページ下段に記載しております企業債の状況でございますが、病院事業の年度末残高は9億2,580万6,732円となっております。

以上で認定第1号から認定第7号まで一括して御説明を申し上げました。よろしく御審議、

御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

代表監査委員から報告はありませんか。

○監査委員（数矢伸二君） 令和元年7月29日から8月5日までの6日間にわたり三上監査委員と決算審査のほうを実施させていただきました。追加する事項はございません。

○議長（小坂利政君） これから質疑を行います。

なお、ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、9月4日開催の第5回議会運営委員会において協議の結果、議長と監査委員を除く全議員で構成する平成30年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることで協議が調っておりますので、そのように取り運ぶたいと思います。

したがって、本会議における質疑は大体論にとどめるよう御配慮願います。

質疑の順番は認定番号順とします。

まず、認定第1号について質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） この際ですから、若干御質問をさせていただきたいというふうに思っています。

きのうも一般質問の中でも少し触れさせていただきましたが、この一般会計歳入総額が108億2,000万、そして歳出総額が97億7,000万、100億を超える、災害の中ですから、大型になるというのはわかるわけでありまして。そして、差し引き残額が10億5,000万ということになりました。これも、これまでにない収支の状況になったわけでございます。

そこで、先ほど健全化比率等々の問題もございました。このほかに30年度には、約30億が繰越明許ということにも相なっているわけでございます。そうした中で、これがいわゆる今年度、わかりやすく私は2019年度と言いますが、2019年度の流れの中では、この健全化比率、あるいは経常収支比率等々が変化していくんだらうというふうに思っておりますが、それらの見通しについてひとつ伺っておきたいというのが第1点であります。

それから、2つ目には、こういう中で、財調は取り急ぎということで復旧に充てたところで大きな減額になったわけでありまして、しかし、これもこれらが差し引き残額の10億円相当、これは特にきのうも言いましたけれども、特別交付税等々がこの中に含まれてくるものだというふうに思っておりますが、それらをあわせると、これらへの積み重ねもできていく

んじゃないかと思いますが、それらの見通しについて2つ目にお伺いしておきたい。

それから、基金の問題であります、財調が大きく減額したわけで、全体として減少になったんですが、その他基金でいえば、これ逆に増額になるという状況になっています。こうしたものがこの間、災害との関係も含めて活用するという方途はなかったのかどうか、そこら辺の検討というのは非常に大変な混雑の中ですから、それができなかったということもあるというふうには思っておりますが、そうした状況の検討状況があったかどうかということについて伺っておきたいというふうに思います。

以上のような点、大まかに質問をさせていただきます。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、きのうも御質問の中でございましたが、まず特別交付税の関係でございますが、今現在、予算額としては4億ほどという形での計上はしているところでございますが、本年度、令和元年度の歳入見込みとしまして、まず災害に関しては、昨年入ってきました災害ルール分としてということになりますと、どうしてもカウントとしては現年度に関しての特別交付税の交付という形になってしまいますので、本年度につきましては、連年災害というような扱いで見込んでございます。連年災害といえますと、平成28年度から28、29、30年度というような形での起こった災害に関して、ある程度算定をして交付されるというものなんです、今現在見込みとして、その中で今3億円ほど連年災害では来るのではないかというような今財政側の読みなんです、そういった形で今見込んでいるというような状況もございます。

失礼いたしました。今のはすみません、連年災害では1億です。見込みは1億でございます。

そのほかに昨年度で要は行いました被災農業者向けの経営体育成に関する特交措置というところがあるんですが、昨年の要は報告時期というのが震災後ということで、実際、12月の特交の算定にはちょっと間に合わなかったというのがあります。その部分については、本年度の特交の中で措置がされるということで、そちらの額が3億円ほど見込んでいるというようなものがございます。

先ほどの1億と合わせて4億円ほどという形で、例年に比べるとそれほど、例年よりは4億円ほど災害関連を含めて多く交付されるのではないかというような、ちょっとこちらは財政側の読みでございます。

それで、あと各比率等の見通しというところなんです、実際ちょっと今の段階では、は

つきりとはやはり申し上げにくいところではあるんですが、ただ、本年、30年度決算においては、やはり財政調整基金の取り崩しというところは、非常に大きなウエートを占めているのかなというところもございます。今後の財政運営執行の上で、ある程度、今の段階では、やはりちょっと予想はつきづらいところなんですけど、財政調整基金のほうをある程度積み立てができれば、その数値の改善にもつながっていくのかなというような考えもございます。

また、財調、減債以外のその他特定目的基金の関係でございますが、確かに基金残高だけを見ると、かなりそこだけ増えてきているというような部分がどうしても映ってしまいます。ただ、やはり特定目的ということなので、ある程度その事業はかなり限定をされてしまう。その事業に関して、充てるための基金ということで、各条例等も設けておりますので、たしか昨年の段階でも、こちらの基金うまく活用できないかというようなお話も内部ではございました。ただ、やはりそういった目的基金をやめるということは、要はその条例自体を廃止をしなければいけないというような流れもありますので、そこにつきましては、新たな事業に特目の基金を充てるというところは難しいのではないかという判断をしたというような経緯がございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 議場内の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

渋谷副町長、先にやりますか。ほかに、いいですか。

渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） すみません、ちょっと今補足といいますか、ことしの見通しも含めてちょっとお話ありましたけれども、なかなか今想定できないところも多いわけでありましてけれども、大まかな考え方として、ことしの財調の最終的には、昨年度、30年度末ぐらいまで戻せるだろうというふうには想定しています。ことしの取り崩す予定分は、おおむね今言った説明の中で持っていけるんでないかというような今の読みであります。

それと、昨年決算に伴って、他の目的基金の活用ということもございましたけれども、今お話ししましたように、まず目的が決められているということで、ほぼ使えないところも多かったわけでありましてけれども、そんな中では、振興基金等々使えるところは、幾分流用の立つところは、幾分使ってきたというところがございます。

そして、加えて特交等が増えてきたという中で、基金の取り崩しの相当、前回圧縮することもできましたし、新たに創設しました胆振東部地震対策基金、それに3億幾ら積み上げて

おります。そちらについては新規につくった基金でございますので、前回支出をしておりますけれども、今後の復興の中で、こちらについては活用していきたいというふうに考えておりますので、そういった形で昨年については決算を終えたということだと相対的に御報告を申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 一遍に言えばよかったですけれども、もう一点だけ、ちょっと大まかに聞きますが、歳入の部分に関してなんですが、町税等については未済も、こういう中でも増えなかったという状況で、本当に町民の皆さんが御苦労しながら頑張ったなという感じを持つんですが、その一方で国保、それから介護、後期高齢者、こうした福祉に関連する特別会計の中では、収入未済が増額しているという状況になっています。この間、減免等々でもいろいろ対応しながらも、やっぱりこういう事態になってきている、こういう状態をどのように見ておられるか、町長に伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず最初の財調の関係で改めてでございますが、議員御案内のとおり、今回もこれまで震災前については、平成24年ですか、中長期の財政フレームというのをしきながら、むかわ町においては、これまでの経験値から6億円ですか、という中で管理をきて、今回震災を受けたということで、特定目的基金は先ほど御案内した、答弁したとおりでございますけれども、こういった異常な事態における施設復旧にかかわる財源としては、特定財源を見込めないものについては一般財源によって事業を進めていく必要がありますよといったようなことから、現在、むかわ町においては、その調整可能な、言わずもがなでございますけれども、調整可能な財源というのは財政調整基金のみになっていますよということで、一時的にこのままでいきますと、先ほどからの御案内のとおり、6億円を下回るような状態になるかもしれませんが、これはシフトでございます。特別交付税というのをしっかりと見定めながら、そういった中で対応方を努めていきたいということで、何とか残高確保に向けて努力をしていきたいなということで、今までも努めてきているし、これからも努めていきたいなと思っておりますのでございます。

それと、今回の大災害に見舞われた中において公債費抑制の取り組み、それと財政調整基金、今お話ししましたように、充当可能な基金によって極度な財政悪化にはまだ至っていないということでもございます。町民の皆さんには、それぞれの中において向き合っただ

いているわけですが、今後におきましても、地域実態というんでしょうか、さらに内容というのでも深めながら、その辺の、きのうも申し上げました被災者の方々の要望というのも見定めながら、今後に向けていければなと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号について質疑を終わります。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

次に、認定第7号について質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 病院会計についてなんですが、ほぼ例年と同じような中での実質赤

字が出て、何とか一般会計からの補填等々でやりくりという状況になっているんですが、やはりこれをこのままといいますか、野方図にしておくわけにはいかないんでないか、そういう点では、やはり何らか医療機関を守っていく、またそれを利用してもらうという、そういうことも含めたいろんな努力が必要じゃないかというふうに私は常々思っているんですが、私自身もそういう立場から利用させていただいておりますが、やっぱりそういうふうなことで、もっともっとアナウンスしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺のところをこの決算状況の中でどのように捉えておられるか、伺っておきたいというように思います。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 病院の決算の相対的な部分になるかと思うんですけども、病院の会計につきましては、むかわ町の会計と、それから指定管理者である厚生病院の会計ということで、今回の決算につきましては、むかわ町の会計になってございます。むかわ町の会計につきましては、建物等の建てたときの起債の償還等の部分とか、建物の管理の部分の関係になっています。

こちらに出ています欠損金、こちらにつきましては、病院会計の中で当初留保資金という形で1億4,000万ほどの資金も持っています。それを徐々に減らしながらということもございまして、会計の制度上、管理上、一応欠損金を使いながら、その留保資金も減らしていくという会計の資金面もございまして、そういった意味では、今欠損金が増えてきている状況ですけども、これは一定期間で欠損金を出資金という形の中から繰り入れて、途中で一回リセットする方法ということもございまして、ある意味、その留保資金を徐々に減らしていくという仕組みの中でできていますので、病院会計上は運営上の会計とまた違った中での会計処理になっていますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

続けて、渋谷副町長のほうから答弁をお願いします。

○副町長（渋谷昌彦君） 病院の会計でありますけれども、確かに30年度の病院側の会計としては収入が相当落ち込んでおりますし、当然地震の関係ありまして、支出もかなり増えているということで、町の負担も当然ながら補填も増えてきているところであります。

もともと直診勘定でやっております直営の診療所、そして委託でやっております厚生病院でありますけれども、両方合わせて4億余りの町費の持ち出しというのが続いているわけがあります。これを今議員がおっしゃられるように、未来永劫続けていくということはなかなか

か難しいものがあるんだというふうに思っています。と言いつつ、医療を切っていくわけにはいかないというジレンマの中にあるわけでありませけれども、そういった中で、いかにこれを圧縮していくのかというところが、過去からもそうですけれども、大きな課題として私どもも捉えているところであります。

そういった中で、今庁舎の中でも今後の病院のあり方について、診療所含めてですけれども、どうしていけばいいのかということをもう少し踏み込んで議論していきたいというふうに思っております。特に、食堂をやっております診療所につきましても、患者の落ち込み等々もかなりありますので、そういったところを含めて踏み込んだ議論が必要だというふうに思っております。

ただ、こういう震災の中ということもございまして、なかなかちょっと停滞しているところあるわけでございますけれども、議員のおっしゃっているような考え方の中でということでもありますよね、今後とも見直しといたしますか、検討は随時進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第7号についての質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、9月4日開催の第5回議会運営委員会において協議したとおり、議長、監査委員を除く全議員で構成する平成30年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件については、議長、監査委員を除く全議員で構成する平成30年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま選任をされました平成30年度むかわ町各会計決算審査特別委員会の委員に申し上げます。

委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するため委員会を招集しますので、休憩中に委員会の開催を願います。

しばらく休憩をいたします。

再開は11時45分といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時45分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの報告第13号の大松議員の質問に対して回答の発言が求められております。これを許します。

西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 先ほどの報告第13号の中でございました健全化判断比率の将来負担比率の関係での御質問に対してお答えさせていただきたいと思えます。

平成30年度決算における影響額ということで、あと、この額だけ増えれば、将来負担額が増えてしまうと、早期健全化基準まで達してしまうというような数字でちょっとお答えさせていただきたいと思えます。

平成30年度決算におきます数字でいきますと、2億4,000万円ほどとなります。この額が増えてまいりますと、健全化基準のほうにも達してしまうというような状況でございます。

また、想定年という形での御質問だと思うんですが、こちらの数値につきましては、各比率については、平成30年度決算時における数値ということになりますので、あくまでもその時点における債務の額でありますとか、一財に充てられる額でありますとか、そういったものから導き出される数値ということになりますので、御理解いただければと思えます。

○議長（小坂利政君） 以上で報告済みとさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第10、諸般の報告を行います。

休憩中に開催された平成30年度むかわ町各会計決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に野田省一委員、副委員長に星 正臣委員が互選されまし

たので、議会の運営に関する基準第107条の規定により報告をいたします。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、同意第3号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件を議題といたします。

同意第3号について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第3号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件について御説明を申し上げます。

本件は、本年9月30日の任期満了に伴う教育長として、むかわ町田浦201番地12、長谷川孝雄氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

本件に関する対象者の長谷川孝雄さんは、審議の都合上、一時退席を願います。

〔長谷川孝雄教育長 退席〕

○議長（小坂利政君） これから質疑を行います。

同意第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

同意第3号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第3号の討論を終わります。

これから同意第3号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

長谷川孝雄さんは入場してください。

〔長谷川孝雄教育長 入場〕

○議長（小坂利政君） ただいま教育委員会の教育長に任命されました長谷川孝雄さんから就任挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。

長谷川孝雄さんは登壇して御挨拶をお願いいたします。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） ただいま本議会において教育長選任の同意をいただき、まことにありがとうございます。

再び教育長を仰せつかるというのは大変重責であり、気を引き締めて職員と一丸となって震災からの復旧・復興に取り組むとともに、子どもから高齢者まで学ぶ喜びを感じるむかわ町の教育の推進に誠心誠意努力してまいりたいと思います。

議員の皆様には、今後とも御指導のほどよろしくお願いを申し上げ、簡単粗辞ではございますが、御礼の言葉とかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第12、議案第60号 工事請負契約の締結に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第60号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の19ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の3ページ、議案第60号資料をごらんください。

工事の種類につきましては、仁和地区戸村の沢排水路整備工事でございます。

指名競争入札の結果、入札金額で4,900万円、税込みで5,292万円をもちまして、むかわ町穂別富内59番地、株式会社山越組代表取締役、山越 弘に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては、税抜き4,989万円、税込み5,388万1,200円で、落札率は98.22%となりまして、令和元年8月30日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第60号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第13、議案第61号 工事請負契約の締結に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

[西 幸宏総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第61号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の5ページ、議案第61号資料をごらんください。

工事の種類につきましては、普通河川オサネップ川災害復旧工事その1でございます。

指名競争入札の結果、入札金額で7,950万円、税込みで8,586万円をもちまして、むかわ町大成1丁目6番地、門脇建設株式会社むかわ本店専務取締役むかわ本店長、伊東範充に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては、税抜き8,010万円、税込み8,660万8,000円で、落札率は99.25%となりまして、令和元年8月29日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第61号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第14、議案第62号 工事請負契約の締結に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第62号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の23ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の7ページ、議案第62号資料をごらんください。

工事の種類につきましては、普通河川オサネップ川災害復旧工事その2でございます。

指名競争入札の結果、入札金額で1億2,200万円、税込みで1億3,176万円をもちまして、むかわ町福住3丁目192番地、相互建設株式会社代表取締役、小松忠彦に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては、税抜き1億2,242万円、税込み1億3,221万3,600円で、落札率は99.66%となりまして、令和元年8月29日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第62号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第15、議案第63号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池町民生活課主幹。

〔菊池恵美町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 議案第63号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明いたします。

議案書25ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令公布に伴う印鑑登録証明事務処理要綱の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするよう住民票の記載事項に旧氏が認められたことにより、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするための規定の整備でございます。

説明の都合上、議案説明資料の9ページから10ページの議案第63号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

第2条で「町が備える住民基本台帳」と文言を整理し、第5条、第6条、第11条において、印鑑登録できるものに旧氏を使うことができるように改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の25ページにお戻り願います。

附則といたしまして、施行日は令和元年11月5日からとしております。

以上、議案第63号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についての提案理由の説明とさせていただきます。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第16、議案第64号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課参事。

〔飯田洋明町民生活課参事 登壇〕

○町民生活課参事（飯田洋明君） 議案第64号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書27ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、その一部が令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料11ページをお開き願います。

地方税法等の改正に伴うむかわ町税条例の改正概要により御説明いたします。

本条例による改正につきましては、個人の町民税に関する項目及び軽自動車税に関する項目の改正でございます。

初めに、個人の町民税に係る改正について御説明いたします。

①第24条の個人の町民税の非課税の範囲の改正でございますが、こちらは子育て支援に対応するため、ひとり親の非課税条件を拡充するものでございます。

施行日は令和3年1月1日からでございます。

改正の内容について、具体的には、非課税措置の対象者につきましてはこれまで寡婦の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方が対象となっておりましたが、改正案では、児童扶養手当の支給を受けている方で前年の合計所得金額が135万円以下の方が非課税の対象となることとなります。平成30年分の所得の申告の状況での内容でございますが、平成30年分の所得では5名程度の方がこの拡充に該当するものと思われております。

続きまして、②第36条の2、町民税の申告に係る改正についてでございます。こちらは年末調整の適用を受けている方が町民税の申告書を提出する場合、所得控除に関する記載事項の一部が簡素化されたことによりまして規定を整備するものでございます。

③④につきましては、単身児童扶養者に該当する場合には扶養親族申告書にその旨を記載することとされたため、第36条の3の2では給与所得者について、第36条の3の3では公的年金受給者の方について、それぞれ規定の整備を行うものでございます。

⑤につきましては、第36条の2の改正に伴いまして引用する条文の項ずれが生じたことから、その項ずれの修正に伴う規定の整備を行うものでございます。

②から⑤までの改正につきましては、令和2年1月1日から施行するものでございます。続きまして、軽自動車税に係る改正でございます。

①の軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車に係る臨時的軽減措置について、規定を整備するものでございます。

②につきましては、先ほどの①の附則第15条の2の新設によります条ずれの改正でございます。

③につきましては、環境性能割の税率につきまして、①と同様に臨時的軽減措置について規定を整備するものでございます。

①から③までの改正につきましては、令和元年10月1日から施行するものでございます。

④と⑤についてでございますが、第1条による改正では令和2年度及び3年度の経過について、第2条による改正では令和4年度及び令和5年度の経過について、臨時的軽減の規定を整備するものでございます。

施行日につきましては、第1条による改正が令和元年10月1日、第2条による改正は令和3年4月1日からでございます。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、議案説明資料12ページから19ページに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書の31ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございますが、先ほど説明いたしましたとおり施行日が異なる改正がございますことから、第1号から第3号でそれぞれ施行日を分けて規定してございます。第2条及び第3条では町民税に関する経過措置、第4条及び第5条では軽自動車税に関する経過措置につきまして、それぞれ規定して

いるところでございます。

以上、議案第64号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第17、議案第65号 むかわ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田健康福祉課主幹。

〔藤田浩樹健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 議案第65号 むかわ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書33ページ、議案第65号をお開き願います。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し支給する災害弔慰金、災害により精神及び身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害見舞金、住居や家財に被害を受けた場合に世帯主に対して貸し付けする災害援護資金、町民の福祉と生活の立て直しを支援することを目的として、必要な事項を条例として定めております。

令和元年6月の法改正により、災害援護資金の償還金を支払うことが困難である場合は支払猶予が可能になることが明確化、破産の場合は20年の経過を待たず免除し、その免除等のための資産、収入調査の権限が市町村に付与されております。

また、市町村は災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための審議会を設置など、当該条例の基準となる法令が改正されたことから、本町においても基準の運用に支障が生じないように条例の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、議案説明資料の21ページ、議案第65号資料の新旧対照表をお開き願います。

第15条第3項につきましては、町が災害援護資金に係る償還金の支払猶予及び償還免除、その可否を判断するための調査を行う資料の提供を求めるための報告等が法律に規定されたことから、改めるものであります。

第16条では、災害弔慰金及び災害見舞金を支給するための調査審議するため、合議制の機関として支給審査委員会を置くこととしております。

第2項では、支給審査委員会の委員は医師、弁護士、そのほか町長が認める者のうちから町長が任命するものであります。

第3項では、そのほか必要な事項は町長が定めるものであります。

第17条につきましては、第16条の追加により1条を繰り下げ、改めるものであります。

恐れ入りますが、議案書33ページにお戻り願います。

附則といたしまして、公布の日から施行するものとしております。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大及び市町村における合議制の機関の設置等について所要の規定の整備を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 対象となる方がむかわ町にどれぐらいいらっしゃるのか。また、支給審査委員会、町長が任命するというふうになっているんですが、どのようにされるお考えですか。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） まず、対象の部分については、現在対象の方の相談等はちょっとございませんので、今はいらっしゃらないということでございます。

また、審議会の内容ということなんですけれども、地震により疾病が発症し、または悪化したことによって亡くなられた方、環境の変化等の間接的な原因で亡くなられた場合の地震と死亡との因果関係について審議する委員会でございます。現在、国も本制度の周知を積極的に図ることを法改正に盛り込んでいることですから、あわせて取り進めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） わかりました。例えばそういう関連死などのようなことが起きた場合に、その都度町長が医師等に任命をしていくということなんですか。だから、支給審査委員会を設置することができるというふうになっているけれども、今はいらっしゃらないから、それは発生したその都度、そういう事案があった都度、審査委員会を設置するという解釈でいいんですか。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） そういった事案、相談があった場合に設置のほうの認定基準など定めなければならないと思いますので、そのように進めていきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 むかわ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第18、議案第66号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田健康福祉課主幹。

〔藤田浩樹健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 議案第66号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書35ページ、議案第66号をお開き願います。

本件は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め、認定こども園及び保育所等の利用定員及び運営に関することについて必要な事項を定めているものであります。

本条例改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の発布に伴い、規定整備を行うものでございます。

当該条例につきましても、国が進める幼児教育無償化の実施に伴い、本町の基準運用に支障が生じないように条例の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、議案説明資料23ページ、議案第66号資料の新旧対照表をお開き願います。

資料は23ページから49ページまでとありますので、主な改正内容のみ御説明申し上げます。まず、23ページをごらんください。

国の法改正から、題名を「むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」に改めるものであります。

恐れ入りますが、次に28ページをお開き願います。

見開き右側の29ページの説明になりますが、現在の条例ですが、法令に基づき、食材料費等の実費徴収を行うことができる規定になっております。今回の法改正により、その実費徴収について、低所得世帯等を対象外とする規定を設けることとなります。対象外とする内容は、副食費の負担対象から年収約360万円未満の世帯と所得階層にかかわらず第3子以降の子どもを除外するものでございます。

最後に、45ページから49ページまでとなりますが、国の改正法による基準の新設で、今回の幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設、一時預かり事業など、特定子ども・子育て支援施設等の基準の運用についても規定に加えたものであります。

主な改正は以上のとおりですが、文言整理もあわせて行っております。

恐れ入りますが、議案書に戻りまして46ページをお開き願います。

附則といたしまして、令和元年10月1日から施行するものとしております。

本件は、子ども・子育て支援法の一部改正及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 1つだけ確認を含めてお願いをしたいというふうに思います。施行が令和元年10月1日というふうに書いておりますけれども、条例で定める3歳児の部分でございましてけれども、これは年度変わりということなのですか。それとも、子どもの生年月日ということなんでしょうか。その辺のお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 年齢の確認だと思いますが、年度の4月1日現在の年齢によります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 次に、日程第19、議案第67号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田健康福祉課主幹。

〔藤田浩樹健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 議案第67号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書47ページ、議案第67号をお開き願います。

本件は、保育を要する幼児、そのほかの児童の福祉の増進を図るため、むかわ町地域保育所を設置することを目的として、必要な事項を定めているものでございます。

子ども・子育て支援法の改正により、認可外保育施設についても無償化の対象となることから、本町においても基準の運用に支障が生じないよう条例の改正を行うため、議会の議決

を求めるものであります。

説明の都合上、議案説明資料の51ページ、議案第67号資料の新旧対照表をお開き願います。

別表（第6条関係）に地域保育所保育料が規定されており、幼児教育・保育無償化に伴い、3歳以上児の月額保育料を5,000円からゼロ円に改め、次の項では、今回の改正により3歳未満児について住民税非課税世帯が無償化となることから、ここに住民税非課税世帯を加え、改めるものであります。備考については、先ほど説明した住民税非課税世帯を加えたことにより、削るものであります。

恐れ入りますが、議案書47ページにお戻り願います。

附則といたしまして、令和元年10月1日から施行するものとしております。

本件は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 説明資料を見ているんですけども、ちょっとわからない言葉があってお聞きします。私的契約児童というのがあるんですけども、この意味について伺いたいのと、それから、現行では最も保育料が高い児童が保育料で定める額で、2人以上いる場合はそのうちの1人。じゃ、そのほかはというと半額になるということだと思っておりますけれども、制度改正ではそれが対象適用にならないのかなと受け取ったんですけども、この辺の解説をお願いします。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの2点の御質問についてお答えいたします。

こちらで書いております私的契約児童の部分なんですけど、こちらにつきましては、対象児童とならないお子様がいた場合に私的契約児童として受け入れることができるという部分でございます。通常の保育が必要となる方ではなくて、一時的に何か緊急的な部分でとか、そういうことが発生した場合に、対象にならない場合もできるということでの私的契約児童となっていますので、通常こういう方はございません。

それから、2人以上の部分ございますけれども、現行の部分では2人以上で、かつ住民税非課税の方となっています。今回住民税非課税の方が全て無償化の対象になりましたので、そちらのほうを削除しまして項目を追加しています。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第20、議案第68号 むかわ町霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

長谷山地域振興課主幹。

〔長谷山一樹地域振興課主幹 登壇〕

○地域振興課主幹（長谷山一樹君） 議案第68号 むかわ町霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書49ページ、議案第68号をお開き願います。

本条例の一部改正につきましては、複数の焼骨を共同で埋葬する施設である共同墓を宮戸霊園及び穂別霊園に設置し、町が管理を行い、利用を開始するため、所要の改正を行うもの

であります。

説明の都合上、議案説明資料の53ページの新旧対照表をお開き願います。

まず、題名を「むかわ町霊園及び共同墓の設置及び管理に関する条例」に改め、第1条中「むかわ町霊園」（以下、「霊園」という。）の次に「及び共同墓（複数の焼骨を共同で埋設する施設をいう。以下同じ。）」を加えるものです。

また、第2条中、「霊園」の次に「及び共同墓」を加え、第3条中、「霊園」の次に「又は共同墓」を加え、同条中、「次の事項を記載した書類を町長に提出して、その許可を受けなければならない」を「あらかじめ町長の許可を受けなければならない」に改め、同条第1号から第3号までを削るものであります。

また、第8条から第10条までの規定中、「霊園」の次に「又は共同墓」を加え、別表のAとして、各霊園の名称、位置、使用料、使用面積、イとして、共同墓の名称、位置、使用料、を区分ごとに加えるものであります。

議案書50ページにお戻りください。

附則して、この条例は令和元年9月20日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第68号について議案内容の説明を終わります。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） すみません、条例は9月20日から施行するとなっているんですけども、共同墓の利用の開始もこの時点のできる、もう共同墓はでき上がっているという認識でいいのでしょうか。

それから、以前にも議論しましたがけれども、要するに埋葬した方、親族の方が仏事をしたいという方もいるだろうと。そのときの当時の説明は、一切それはできないようになるだろうというようなことをおっしゃっていましたがけれども、その辺の議論というのはどのようになりましたか。

○議長（小坂利政君） 長谷山地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（長谷山一樹君） 今の御質問にお答えしたいと思います。

完成は9月20日までにもうできますので、9月20日より随時申請をしていただいで、順次

埋葬していく形となります。

祭事の関係なんですけれども、町としては宗教性を帯びない施設として設置する部分でありますので、特に儀式等は行うことはしないこととしております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 町として何もしないというのはそうであろうと思っているんですけれども、要するに、遺族とか親族の方が例えば納骨するときにお坊さんをお経を上げてもらいたいとか、そういう希望というのはあると思うんです。そういうことも含めてだめなんだろうかとということをお聞きしました。墓誌等の取り扱いはどんなふうになりますか。

○議長（小坂利政君） 長谷山地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（長谷山一樹君） 埋葬のときの儀式ということでの御質問だと思うんですけれども、一応共同墓という部分ではいろいろな方が埋葬される部分でありますので、宗教感も違うという部分もありますので、できるだけ儀式は控えていただきたいということを申請時にはちょっとお伝えしたいなと思っております。

あと、墓誌の関係だったんですけれども、特に墓誌、個人のお名前とかを刻むものは設置はいたしません。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

○5番（大松紀美子君） できるだけということで、あとは個人、遺族や親族の方がこっそりと、ひっそりとやる分にはおとがめはしないということで理解をいたしました。御答弁は要りません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 むかわ町霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号から議案第74号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（小坂利政君） 日程第21、議案第69号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）から日程第26、議案第74号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とします。

議案第69号から議案第74号までの6件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第69号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）から議案第74号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）まで一括して御説明申し上げます。

まず、議案第69号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）でございます。

議案書の51ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,597万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億416万6,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

5ページの歳出より御説明申し上げます。

2款総務費、1項1目30番、総務一般事務12万6,000円の追加につきましては、北海道町村会が主催する海外行政視察調査へむかわ町長が派遣されることとなりましたことから、本町が負担する経費につきまして追加するものでございます。派遣先となりますデンマーク及びリトアニアは、環境や再生エネルギーの先進拠点であるとともに、リトアニアにおきましては、全権大使を通じ、恐竜化石を通じた日本の自治体との交流を望んでいるアクメネ市か

ら村長に親書が届いていることから、現在調整中ではありますが、現地日本大使館を通じ、交流に向けた情報の収集を行う予定としております。

40番、共通物品調達事務50万円につきましては、災害関連事務等印刷物の増加や単価高騰の影響を受け、今後とも必要となる消耗品費を追加するものでございます。

5目財政管理費、181番、胆振東部地震対策基金積立金959万9,000円の追加につきましては、本年7月末現在におけるふるさと納税以外の一般寄附金のうち、北海道胆振東部地震関連寄附に係る分につきまして積み立てを行うものでございます。

6目財産管理費、225-02、地域情報施設管理運営事務（総合支所）290万8,000円の追加につきましては、穂別和泉への変電所移設に伴い北電柱の移設が増加し、光ケーブルの強化変更の必要が生じたため、移設にかかる修繕料を調整するものでございます。

9目企画費、250番、企画一般事務110万円につきましては、J R北海道に対する緊急的かつ臨時的な支援として、今年度及び来年度の2年間に限り、北海道と関係線区市町村が定時性や利便性、快適性の向上などの利用促進に資する経費として年間2億円を拠出することとされ、市町村支援金として日高線苫小牧鷗川間に係る435万円のうち本町負担額として110万円を計上するものでございます。

続きまして、6ページ、274番、恐竜プロジェクト事業121万円の追加につきましては、本庁・支所へ配置している公用車各1台にむかわ竜のラッピングを施し、地域資源であるむかわ竜を町内外へ広めるため、制作、加工等委託料を計上するものでございます。

300番、地域振興基金積立金50万円の追加につきましては、株式会社北斗住機様から設立記念事業の一環として一般寄附を受け、地域振興への意向を受けましたことから、基金へ積み立てするものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、590番、社会福祉一般事務110万円の追加につきましては、生活支援給付金としまして、高齢者等冬の生活支援、いわゆる福祉灯油の支援を行うもので、これまでの実績から110世帯分を計上するものでございます。なお、財源につきましては、補助基本額100万円の2分の1を地域づくり総合交付金とするものでございます。

640番、障害者福祉事業の1,780万1,000円につきましては、平成30年度の障害者自立支援給付費及び障害者医療費の精算確定に伴い、国庫及び北海道への償還金として追加するものでございます。

5目医療助成費、895番、未熟児養育医療費給付事業21万5,000円の追加につきましては、平成30年度の未熟児養育医療費の精算確定により国庫へ返還するものでございます。

続きまして、7ページ、2項1目児童福祉総務費、910番、児童福祉一般事務141万6,000円の追加につきましては、平成30年度の障害児入所給付費の精算確定に伴い、国庫及び道への償還金を追加するものでございます。

2目児童福祉施設費、925番、こども園運営支援事業690万1,000円の追加につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、10月からの消費税率改定による増額分を財源とし、3歳から5歳児の保育料を無償化とするため、むかわひかり認定こども園へ支出するものでございます。なお、財源につきましては全額国費となっております。別冊配付の議案説明資料57ページに、議案第69号資料①としまして、幼児教育・保育の無償化の概要を載せております。3歳以上の認定こども園・地域保育所の保育料及び非課税世帯における3歳未満児の地域保育所保育料を無償化とするものでございます。

続きまして、5款農林水産業費、2項1目林業振興費、1410番、鳥獣対策事業の18万円につきましては、ヒグマの出没が例年より増加しているため、年度当初15頭から21頭と見込み、増加する6頭分の駆除報償金を追加するものでございます。

8ページ、6款商工費、1項4目ふるさと振興費、1590番、移住定住促進事業の500万円につきましては、は一とふる事業における新築申請予定数が当初予算見込みを上回り、反面、改良と民間借家に関しましては当初予算時より減少する見込みとなりますが、相殺により報償費を追加するものでございます。

7款土木費、5項1目住宅管理費、1760番、町営住宅整備事業4,623万3,000円の追加につきましては、復興に向けた取り組みとしまして、令和3年度からの供用となるよう文京ハイツ1棟12戸の再建及び末広団地2棟18戸を建築するため必要となる実施設計委託を行うものでございます。あわせまして、仮設住宅入居者の将来動向を見据えた長期的な供給整備の見通しの再検討や公営住宅の新たなストック量の設定等に係る公営住宅等長寿命化計画の見直しの委託を行うため、必要額を計上するものでございます。財源は、実施設計委託に係る部分につきましては町債を充てるものですが、社会資本総合交付金の対象となることから、新たな配分額が決まりましたら財源を振り替える予定でございます。議案説明資料59ページに、議案第69号資料②としまして文京ハイツ整備事業の概要、61ページには、議案第69号資料③としまして末広団地整備事業の概要をまとめております。それぞれ建築場所、整備規模、整備位置等を記載しておりますので御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、9ページ、9款教育費、4項1目社会教育総務費、2160番、生涯学習推進基金積立金8,000円の追加につきましては、パシフィック・ミュージック・フェスティバル苦

小牧実行委員会様から一般寄附を受け、文化芸術振興への意向を受けましたことから、基金へ積み立てするものでございます。

2目公民館費、2230番、学習交流センター管理運営事務96万3,000円の追加につきましては、まなぶ館食品加工室設置の蒸し器が経年劣化により支障を来すようになり、修繕不可能でありますことから、機器の更新を行うものでございます。

10款災害復旧費、1項2目児童福祉施設災害復旧費、2720番、児童福祉施設災害復旧事業1,002万1,000円の追加につきましては、花岡保育所法面及び鶴川放課後子どもセンター玄関前における災害復旧工事として計上するものでございます。ともに昨年度の事業にて計上しておりましたが、年度内施工が難しいとの判断から、翌年度の取り組みとしたものでございます。復旧の内容につきましては、花岡につきましては法面崩落により民地への土砂流出を防ぐため、柵の設置等を行うものでございます。放課後子どもセンターにつきましては、玄関前インターロッキングの布設替え等を行うものでございます。財源につきましては、町債を充てるものでございます。

3項1目農業施設災害復旧費、2540番、農業施設災害復旧事業の702万5,000円につきましては、むかわ町農地等災害復旧支援事業協議会に対し事業費の75%の補助を行うものでございまして、農業施設9件に対するものでございます。

続きまして、10ページ、2目林業施設災害復旧費から4項1目の道路橋りょう災害復旧費及び2目河川災害復旧費につきましては、8月16日から17日にかけて発生しました台風10号に伴う大雨によるもので、事業番号2550番、林道災害復旧事業の470万円につきましては、5路線5カ所の修復を行うため計上するものでございます。なお、林道施設災害復旧事業の要件には達していないことから、町単独費で災害等補修委託とするものでございます。

2560番、道路橋りょう災害復旧事業の500万円につきましては、8路線の災害復旧補修業務委託、2路線の災害復旧工事を行うため追加するもので、災害復旧工事に係る170万円は町債を財源とするものでございます。

2570番、河川災害復旧事業の560万円につきましては、4河川の災害復旧補修業務委託、3河川5カ所の災害復旧工事を行うため追加するもので、災害復旧に係る340万円は町債を財源とするものでございます。別冊配付してございます議案説明資料63ページに、議案第69号資料④としまして、令和元年台風10号による被災箇所位置図としまして添付をしております。

続きまして、11ページにかけましての5項2目保健体育施設災害復旧費、2640番、保健体

育施設災害復旧事業1,637万1,000円の追加につきましては、鶴川スケートセンター及びむかわテニスコートの災害復旧工事におきまして、設計、工法変更に伴い、工事請負費を増額するものでございます。あわせまして、補助対象となる事務費の一部を追加するものでございます。財源は災害復旧費、国庫補助金及び町債でございます。

12款諸支出金、1項1目、2515番、公営企業支出金の150万円につきましては、農業集落排水事業で維持補修委託として適債とならない突出マンホールや道路陥没の補修を行うため補助するものでございます。

続きまして、説明に移らせていただきます。

一般会計補正予算説明書の3ページをお開き願います。

歳入でございますが、12款分担金及び負担金の児童福祉費負担金につきましては、10月1日以降、消費税増税分を財源とする3歳から5歳児の保育料無償化に伴い、町が運営する認定こども園、地域保育所に係る負担金を299万9,000円減額とするものでございます。

14款国庫支出金につきましては、児童福祉費負担金としまして平成30年度児童手当負担金の実績に伴い1万2,000円が追加交付され、子育てのための施設等利用給付交付金におきましては、子ども・子育て支援法改正に伴う新規交付金としまして990万円が交付され、保育料無償化に伴う財源となるものでございます。

道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、国庫補助金の対象となる事業費が減額となったことに伴い、財源調整として1,376万6,000円を減額するものでございます。

保健体育施設災害復旧費補助金の公立社会教育施設災害復旧費補助金につきましては、鶴川スケートセンター及びむかわテニスコート災害復旧工事の設計、工法変更に伴い、1,082万8,000円を増額するものでございます。

15款道支出金の地域づくり総合交付金50万円の追加につきましては、高齢者の冬の生活支援事業、福祉灯油へ充てるものでございます。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税以外の寄附に係るもので、北海道胆振東部地震関連寄附のほか、その他一般寄附として1,010万7,000円を計上し、3つの特定目的基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、4ページ、18款繰入金につきましては、移住定住促進のは一とふる事業の増額に伴い、地域振興基金からの繰り入れとして500万円を計上するものでございます。

19款繰越金につきましては、歳入予算の調整額としまして5,079万5,000円を追加するもの

でございます。

21款の町債につきましては、道路橋梁事業債1,380万円の追加につきましては、対象事業の国庫補助金が減額となりましたことから、財源調整をしたものでございます。

公営住宅建設事業債4,190万円の追加につきましては、文京ハイツ、末広団地建設に係る実施設計委託へ充てるものでございます。

土木施設災害復旧事業債510万円の追加につきましては、8月16日から17日にかけての台風10号による大雨で被害を受けました道路、河川の災害復旧工事に充てるものでございます。

社会教育施設災害復旧事業債480万円の追加につきましては、鷓川スケートセンター及びむかわテニスコート災害復旧工事費増額によるものでございます。

福祉施設災害復旧事業債1,000万円の追加につきましては、花岡保育所及び鷓川放課後子どもセンターにおける災害復旧工事によるものでございます。

続きまして、議案書の51ページをお開きいただきまして、第2条は債務負担行為の補正でございます。

55ページの第2表地方債補正の表をごらんいただきたいと思います。被災しました鷓川高等学校生徒寮の整備を行うため、プロポーザルで整備を開始し、令和2年度に購入するという事業でございます。議案説明資料65ページに、議案第69号資料の⑤としまして、鷓川高等学校生徒寮「三気塾」再建の考え方により御説明申し上げます。

目的としましては、応急仮設寮で暮らす生徒等が日常生活を取り戻すために高校を核とした地域活性化や交流人口の拡大等を図るために、むかわ町復興計画に基づき、生徒寮の再建を行うとしております。

建設予定地、基本仕様は資料にて御確認いただきたいと思います。

内容といたしましては、鷓川高等学校生徒寮整備事業は、令和2年度までの2カ年に係る事業となりますことから、限度額を公募型プロポーザル方式により選定した事業者が整備する鷓川高等学校生徒寮の取得に要する額と定めて債務負担行為とするものでございます。なお、限度額につきましては、プロポーザル方式により事業額が定まり次第明示いたしまして債務負担行為の補正とすることとしておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書の51ページへお戻りいただきまして、第3条でございます。地方債の補正でございます。地方債補正につきましては、56ページの第3表、地方債補正の表をごらんいただきたいと思います。

追加及び変更の内容につきましては、先ほど歳入での御説明をさせていただいたところ
でございます。

以上で議案第69号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第70号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
につきまして御説明申し上げます。

議案書の59ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万
4,000円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,185万8,000円とする
ものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予
算（第2号）（保険事業勘定補正予算第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出から御説明申し上げます。

7款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金、事業番号20250-01の65万円につき
ましては、胆振東部地震による減免及び過年度更正による保険税還付金を追加するもので
ございます。

5目償還金、事業番号20275-01の15万4,000円につきましては、平成30年度に行いました
集団と個別を含めた特定健診の実績に伴う交付金の償還分を追加するものでございます。

財源につきましては、3ページにお戻りいただきまして、歳入の6款で前年度繰越金を歳
出合計と同額の80万4,000円を追加するものでございます。

以上で議案第70号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第71号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
につきまして御説明申し上げます。

議案書の61ページをお開き願います。

元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算」を
「令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算」とし、年度表記については「平成31年
度」を「令和元年度」に読みかえるものでございます。

議案第71号につきましては、令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算補正予算
（第1号）でございまして、第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87
万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,894万7,000円とするものでござ
います。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出から御説明申し上げます。

3款諸支出金、1項1目還付金、事業番号170030-01の87万2,000円につきましては、胆振東部地震による減免及び過年度更正による保険税還付金を追加するものでございます。財源につきましては、3ページをごらんいただきまして、歳入の4款諸支出金で広域連合からの還付金を歳出同額で計上しているものでございます。

以上で議案第71号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第72号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の63ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,945万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,668万4,000円とするものでございます。

こちら説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出より御説明申し上げます。

5款諸支出金、1項1目償還金、事業番号50150-01、介護負担金等精算返納金1,933万3,000円の追加につきましては、平成30年度の事業費確定により、国庫、道、支払基金への介護給付費負担金、地域支援事業交付金の償還金でございます。

2目還付金、事業番号50160-01、第1号被保険者保険料還付金の12万3,000円につきましては、胆振東部地震による減免及び過年度更正による保険税還付金を追加するものでございます。

また、このため3ページの歳入、8款繰越金の前年度繰越金で歳出と同額を増額補正するものでございます。

以上で議案第72号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第73号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の65ページをお開き願います。

第2条は、資本的支出の不足額594万円に対し、過年度損益勘定留保資金540万1,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額53万9,000円を充てる内容となっております。

す。

別冊配付してございます令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

資本的支出は、1款水道事業資本的支出、1項建設改良費、3目施設整備費でございまして、春日浄水場における機器更新としまして、着水井内にあります流入調整弁及び苛性ソーダ注入ポンプを更新するため、594万円を計上するものでございます。

以上で議案第73号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第74号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の67ページをお開き願います。

第2条は、令和元年度むかわ町下水道事業会計の収益的収入と収益的支出にそれぞれ150万円を追加するものでございます。

第3条は、資本的収支の不足額246万4,000円に対し、当年度損益勘定留保資金224万円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額22万4,000円を充てる内容となっております。

こちら説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

1ページ中段の収益的支出から御説明させていただきます。2款農業集落排水事業費用、1項営業費用、1目管渠費の150万円につきましては、余震の影響と思われる突出マンホール及び道路陥没箇所等の補修につきまして、維持管理の中で行うため計上するものでございます。なお、補修箇所段差が5センチ未満と適債性がないことから、一般会計からの補助金を財源として実施するものでございます。

下段の資本的支出の2款農業集落排水事業資本的支出、3項建設改良費の246万4,000円につきましては、災害復旧工事施工箇所の工事後家屋等の影響調査を行うための費用として計上するものでございます。

議案書68ページへお戻りいただきまして、第4条、予算第8条中、他会計からの補助金額を150万円増額し、1億8,793万2,000円に改める内容となっております。

以上で、議案第69号から第74号までを一括して御説明させていただきました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第69号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書の5ページ、3歳出、2款総務費から8ページ、6款商工費までについて、質疑ありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 補正予算（第3号）の7ページの事業番号が925-00でございます。

こども園運営支援事業690万1,000円でございますけれども、確認をさせていただきたいと思いますが、何人が対象となっているかということでございます。平成27年と28年のむかわ町の子どもの出生数はたしか三十人台だったというふうに記憶しておりますので、その部分で、この数字との整合性をお伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 事業番号925、こども園運営支援事業についてお答えいたします。

これはひかり認定こども園の3歳から5歳児の保育料無償化に伴う負担金の部分でございます。対象者が72名になっています。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今の7ページの920、925にかかわってくるんですが、説明資料の57ページを中心にちょっとお伺いします。

10月1日からの消費税増税に伴う無償化のさまざまな変更なんですけれども、これまで町が負担していた部分というのがあると思うんです。それが歳入にもかかわってくるんですけれども、国から9,900万円来ていますが、それ以外に、精査していて10月1日から3月31日まで半年の間に町としてどれだけの財源が浮いていくのかということをもまず1点お伺いしたいのと、条例改正のところで質疑すればよかったのかもしれないんですけれども、この間保育園、ひかり認定こども園、それから地域保育所に入所したいということで、ちょっといろんな相談を受けておりました。

それで、いつお聞きしても待機児童はいないというお答えが返ってくるんですけれども、

実際に住民から聞くお話は、やっぱりそうではないと。それで、待機児童として数えるというのは、申し込みをした上で待機するんでなければ待機児童というふうにはならないと思うんですけども、そのことも含めて、この間入りたいけれども入れないという相談があったものですから、実態としてどのようになっているか、あわせて伺います。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） まず1点目の部分について、ちょっと私のほうからお答えします。

今回国のほうの基本的な考え方は、消費税の地方徴収がわずかであることから、臨時交付金を創設するというので、その分10月分から翌年、令和2年3月分までについては国が全額負担するというのでございますので、これまでの負担分について、それを充てることですので、すみません、浮くということではないかなと思います。浮くということのお話なんですけれども、充てるということでございます。経費について充てるということでございます。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ちょっとただいまの関連もでございますので、町の経費が浮くという考え方ではなくて、保育料が無償化になった分は国のほうからお金が来ますので、保護者からいただくなくても補填できるという考えです。町からの持ち出しは特段ございません。

あとは、こども園の入園の関係ですけれども、そちらにつきましては、申し込みが年度途中でであった場合には、態勢を整えなきゃならない場合については態勢を整えて、整った段階でお受けするというケースもございます。現在まだちょっと入園の相談を受けているところはございますけれども、ひかり認定こども園で、年齢枠によってはちょっとすぐに受け入れられないというところもございます。地域保育所のほうも必要に応じて志願した方を受け入れるということもできますので、そういったところで、今職員の募集等も行って、受け入れ態勢の調整をしているところがございます。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 大変申しわけございません。最初の1点目の部分なんですけれども、ひかり認定こども園の部分については国費で充当なんですけども、もともとさくら認定こども園は確かに負担というのはないので、国費の部分については運営費のほうに充当されるということになります。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ちょっと先日藤田さんのほうから、どこの自治体もそうです、これまで交付税で措置されていた部分というのは色はついていませんから、例えばむかわ町は結構軽減措置なんかも図っておりましたから、その部分のお金というのは結局10月からは無償化になって国から措置されるわけで、その分は使わなくて済むわけです。その金額が幾らなんですかということをお聞きして、先日お聞きした金額は知っていますけれども、それは間違いない金額なのか。それが間違いないのであれば、ここでお知らせしてほしいと。

そして、確認なんですけれども、先ほど半年間は特別交付金で措置される、それが歳入にかかわってくると思うんですけれども、今年度だけだということではないですよ。これからもそれは続けてくると私は思っていたんですけれども、そうではないんですか。そのことをあわせて伺います。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 先ほどのさくら認定こども園の負担分についてなんですけれども、248万9,000円ですが、歳入で減している部分、この部分については地方の負担にならないよう、国のほうから臨時交付金という部分で全額国が負担するということになっております。2020年度分については、現行制度の割合に応じた負担となりますことから、国の負担分については消費税増収枠と地方交付税の財源を確保するということになっておりますので、来年度からそのようになっております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） どこの市町村も10月1日から無償化になると。そうしたら、それまで自分たちが自分たちの市や町として、このこども園とかそういうものに使っていたお金は幾ら浮くんだということは全部示しています。それで私は先日聞いたんです。国から来る分も引いて、町の負担分は約半年分で900万程度だということをお聞きしていたんですけれども、その金額でよくないんですか。

財政のほうのこともあると思うんですけれども、10月1日からは半年分見ていた部分ありますよね。ことしの分は、こども園にかかるお金はこれだけだと書かっていた部分ありますよね。だけれども、10月1日からは国からお金 comes んですから、残った部分というのはありますでしょう。それが幾らなんだと私は聞いているんです。浮く分は幾らですかと。それはどこの市町村も計算しています。それを聞いているんです。わかりませんか。3回目だから、私もうやめなきゃならないから。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの質問にお答えします。

このたびの幼児教育・保育の無償化につきましては、国の消費税増税分を充てるということになっています。そういった意味では、地方がその分を負担することのないよう、国のほうから財源措置をするというような制度設計になっています。今年度、初年度10月から来年3月までにつきましては、特別交付金を国が交付するという形で、その後は消費税の増収分の地方配分分がございまして、そういうのを含めて国が地方に交付するという形で、地方が持ち出しすることがないような財源措置をするというような制度設計になってございます。町がその分、財源が浮くとかという部分ではないということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 5ページの250番、北海道鉄道利用促進環境整備負担金で、いわゆるJR北海道に対する道からの要請による負担金、これは苫小牧から鶴川間ということで沿線自治体負担すると。苫小牧が185万、厚真140万、むかわが110万。これは人口だとか財政状況を勘案しながら決定したということなんですけれども、金額的な部分から見ると、どうもいまいちその根拠がわかりづらいので、その辺の説明をお願いしたい。

さらに、これは2年間という緊急措置だけれども、その後は国に対して新たに対策を求めていく、その対策について要望していくということで終わっているようなんですけれども、その辺の基本的な考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 地域支援の負担の算出方法についてでございますが、道内、黄色線区と言われる維持困難線区が8線区ございます。今回、北海道と沿線にかかわる市町村の負担につきまして、まず道は2億円のうち1億4,000万で、残りの6,000万を8線区で負担するという中身になってございまして、6,000万円のうち半分、50%をまず均等割として、沿線にかかわる自治体の数で割ってございます。残りの3,500万円のうち人口割で半分の1,500万円、同じく残りの1,500万円を財政割としまして、関係する沿線自治体でそれぞれの財政力指数ですとか人口で割った比率で端数整理をして算出して、均等割と人口割と財政割を足したものが、本町におきましては110万円という金額で今年度算定をしたところございます。

国に対する支援の要請ですとか提案につきましては、きのうだと思えますが、新聞のほう

でも北海道知事が道内、オール北海道として市長会、町村会、あと関係自治体を初めとして年内に意見というものを取りまとめて国のほうに提出をしたいという記事が出ていたかと思えますので、本町としましても、1市4町、道の考え方というものが今後示されると思えますので、首長懇談会の中でも議論して、足並みをそろえて、同じ歩調で国のほうには提案することについては協力していきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 6番、三上議員。

○6番（三上純一君） これが、こういう負担が今後また生じるのかどうか、この辺は何とも言えないところだと思いますけれども、仮に生じることがあるとすれば、このことが一つの基準として負担を求められるというところはやっぱりあると思うので、非常にその辺は興味深いところなんですけれども、このJR日高線の問題に関しては、かれこれ運休してから4年経過しているんです。その間、日高関係7町村でいろんな協議もされている。胆振の町村会もその辺はいろんな協議に対応してきておりますけれども、いまだに結論は出ていない。各市町村の思惑がそれぞれ見え隠れしてなかなか一本化にならない。さらには、鶴川、日高、門別間は被害がないので、その分だけでもという声も事実、首長から出されておりました。

私は以前にもこのことを町長にお伺いしたんですけれども、むかわ町としても、鶴川駅と汐見駅と2つの駅を抱えております。特に人口、利用者の問題もあると思えますけれども、汐見の駅についても、やはり高齢化に伴って利用客が増えるという、そういう可能性も当然出てくるので、日高だけの問題ではないというふうに捉えて御指摘させていただきました。改めてこの4年間経過した中で、むかわ町としてJR日高線の復旧についてのスタンスというか考え方、改めて町長の考え方を伺いたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 昨日も行政報告で日高鶴川間、これは線区でございます、路線としては、日高線については、これは東胆振の1市4町のJR関係の懇談会の中においても、あくまでも鶴川様似間の維持存続というスタンスは変わっておりません。それぞれに今、実際に運行されている鶴川苦小牧間、そして運行されていない鶴川様似間といったような中での抱えている課題、私はそれも非常に名前を使いたくないんですけれども、片方がイエローライン、片方がレッドライン、こういうような中で、レッドのものをイエローに、この間接近させるようなところはどうなんだというところも、JR北海道とはお話をさせてもらってきているところです。JR北海道は今の段階においては、あくまでも黄色部分と赤部分ははっきりさせているのが現状でございます。

そこで、戻しまして、先ほどの北海道から提案がありました、あくまで2年間にわたっての臨時緊急的な措置として、これは東胆振の懇談会としても受けとめているところでもございます。この利用促進については、これまでも公共施設の一つとして、鉄道というのはそれぞれの町にとっても必要不可欠であるというところは先ほど述べたとおりでございます。その鉄道の維持存続に向けて、まずは自分たちでできる利用促進、必要とされる公共交通の一部である鉄道を守るために自分たち自治体が、あるいは北海道も入れた自治体がどのようなことができるんだろうかということを経験してきたのも事実でございます。

こういったまだ姿勢がよく見えない、具体的な方向性が見えないというところから、この機会に北海道、さらには関係自治体としても、これから自分たちができる利用促進策もあらわしていく、負担もしっかりとあらわすということから、一つの呼び水と言うんでしょうか、残す姿勢を積極的に見せるので、今後の国に対しての支援、そこを引き出す行動の一つとして御理解をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 8ページの商工費、移住定住の問題で500万の追加なんです、は一とふる関係での追加だということなんです、現実的にこの規模等々が何ぼで、あるいは見込みが何ぼなのか、そういうものも含めてどのぐらいの、どういうふうな状況としてなっているのかということちょっと中身を詳しく、少し丁寧に説明をいただければというのが1つ目でございます。

2つ目は、先ほど5番議員のほうからありました幼児教育・保育の無償化に関することで私からも改めてお伺いしますが、聞いていることは多分こういうことだというふうに思うんです。無償化ということになると、保育料そのものは国、道、市町村の公費の負担分と親御さんが支払う保育料の部分とあります。ここに公費がある。国から全額投入されてくるわけです。それを決める際に、市町村は恐らく市町村分の上限額を決めながら、それに保育料を試算して請求するという形になっていると思うんです。こういう形の中でそこにお金がかかるわけですから、これまで町として集め、持ち出していた部分が浮いてくるという形になるわけです。それはどれぐらい出ますかという話だと思うんです。

浮いているというのは変ですけども、当然枠が出てくるんです。ですから、それらについてどのぐらいあるのかなということと、そういうふうにして国からの無償化の支援金の中で浮いた分が出るわけですから、それらについては別の用途で何らかの形で活用したらいい

んじゃないかというふうに私たちは思うんですが、その辺のところを含めてお伺いしたいな
と思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの1点目のは一とふる事業の今回の補正の部分の内
訳ということで説明させていただきます。

この移住定住のは一とふる事業につきましては、新築、中古住宅の取得のは一とふる・ほ
一むの事業と、あとは一とふる・りふお一む、建物の事業、そしては一とふる・ちんたい、
民間住宅の補修の補助という3つに分かれております。今回の補正につきましては、は一と
ふる・ほ一むにつきましては当初20件ほど、予算としては1,600万を見ていましたが、現在
において大体25件の申請が上がっていきまして、相談も含めると30件ぐらいになるというこ
とで、今の中では1,600万の予算だったのを2,820万まで一応想定しております。

は一とふる・りふお一むとは一とふる・ちんたいにつきましては、今の申請数から勘案し
まして、は一とふる・りふお一むについては当初1,200万の予算が現時点では846万5,000円
の見通しとしております。は一とふる・ちんたいにつきましては、当初10件ほどの500万を
見ていましたが、今の中では3件ほどの133万5,000円の見通しをつけまして、その中で500
万の予算が足りませんので今回補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（小坂利政君） 2点目の質問の答弁調整があります。

したがって、暫時休憩をさせていただきます。

再開は15時30分とします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁は高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 御質問いただきました町の財源の部分について、先ほど説明
がちよっと不足した部分もございますので、その分を踏まえまして答弁させていただきます。

保育料につきましては、むかわ町独自として、平成27年度の新制度が始まった段階で町の

財源を使って保育料の軽減措置を行っています。その分については、保護者が保育料を通常よりも低い金額で納める形になっています。その分は、町が持ち出しをするということが一つございます。それは基本的には全てのお子様たちに係ってくるものでございます。

それから、平成29年からは、人数は少ないんですけども、非課税世帯の方につきましては一応独自で減免するというのもやっています。今回国のほうで、非課税世帯は国が全て見ますよとなりましたので、そういった部分では町がこれまで非課税世帯を先行してやった分が今度はかからなくなるというところで、町の財源がそこで削減できるということがございます。

それで、今回全てのお子様にかかわる部分もございますし、それぞれさまざまな階層の金額もございます。今言った形で軽減策をとっていますので、この場でどういう数字になるかというのはこちらはまだはじいていませんので、そういった意味ではそれに御理解いただいて、対象としてはそういう形で町の財源的には減額されるところが出てくるぞというところはこちらとしてもちょっと先ほどの説明で不足していましたので、改めましてこういう形で回答させていただきますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっと今の最初に確認させていただきますけれども、要するに、私が聞いたのは無償化、3歳以上ですけども、これでやって、そもそもの公費負担分の中に4分の1という町の負担分があります、それもあったなということと、それから独自財源、独自の支援として今言われたようにやっていた、その分についても今度は公費が来るんですよ。ですから、その分のお金が浮くぞということで、今度それらが無償化の対象にならないゼロ歳児からの子どもさんとかそういうところにもっと使うとか、あるいは子どもセンターのほうで活用する、もうちょっといいものにするとか、使い道はあると思うんです。そういうふうにぜひしていただきたいということでございますので、よろしく願いしたい。

それで再質問ですが、この住宅関連のところ、当然こういうふうにとんどん出てくるというふうには思うんですが、やっぱりこれをもっともっと積極的にアピールしながら、いわゆる一部損壊等々でなかなか道が開けないという人たちにも門戸を開くような、そういうふうなことで努力をしていただきたいというように思っているんですが、そういうことの議論というのは有権者の皆さんとなっているのかどうか、もう一度確認をさせていただきたいというのが2つ目であります。

それから、最初のところで質問すればよかったんですが落としてしまいました。私も8ページのこのJRへの負担金の問題で1点だけ伺いをしておきたいというふうに思うのは、私どもの町として、道が決めてこうやってやるということでは、鷓川までの日高線を存続するというのではやむを得ない措置かなというふうに思いつつも、日高沿線、様似までの関係で言えば、ここの皆さんの中にはまだ町村ごとにそれぞれのいろんな思い、考え方もあるようです。

そういう中で、やっぱり日高沿線全体を存置したいというふうにして頑張っておられる、浦河なんてそうだというふうに思っているんですが、そういうところなんかとの関係で、私どもがこういう形で今あるところの線区を残すというようになった中で負担をしていくというのはこういうことになっているんですが、そういうことについて日高沿線の首長さん等々との協議というのはなかったのかどうか。私は、ある程度の御理解もいただくような、そういうことも一緒にやっていく必要もあるのかなというふうに思っているんですが、そこら辺の取り組み等々について、改めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの質問にお答えします。

今の御質問、一般の入居者ということだったんですが、今回、ことし4年目になるんですが、この3年間の実績は、年々住民の方の活用が非常に増えているところです。今回につきましても、8月末現在では一とふる事業については25件の申請が一応今上がっていきまして、28年から事業を開始しているんですが、過去3年間につきましても51件、要は180名の定住成約の方々があります。今回令和元年度についても23件の申請、そして人数的には今現在でももう85名の入居成約者がいるというところなんです。ことし4年目に入りまして、確実に皆さんに周知してきているところかなと感じております。

今回の新築の調整、そして中古住宅の取得についても、仮設住宅からの入居、移設、移転、そして被災を受けた住宅からの住民の方々も多数おります。りふお一むにつきましても、今回一損だとか一部半壊の方、半分以上の方が私どものそういうりふお一む制度を使って来ていただいているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 日高線の鷓川から様似間、沿線7町でこれまでも協議会、さらには調査検討会議、私としては調査検討会議のほうに今後の鉄道の維持といったことも含めた公共

交通のあり方、この中ではオブザーバーとして一時参加をさせていただきまして、調査検討会議が終わって、ちょっと正式名称ではございませんけれども、今協議会のほうに移って、情報収集としては9月24日に沿線7町として今後に向けた一定の方向を導いていきたいというふうな情報を得ています。この間の1市4町の東胆振の懇談会におきましても、随時振興局、さらにはこちらからの電話の事情聴取も含めまして状況確認をして、先ほど6番議員の質問にもお答えさせていただきましたが、これからのJR北海道に向けての対応も含めてでございますけれども、1市4町としての基本的スタンスは、最初から日高沿線、苫小牧様似間の鉄道の存続ということは現段階も変えていないところで、御理解を願いたいと思います。

そうすると、先ほど言った9月24日の沿線7町の協議結果というのを踏まえながら、これからどう向き合っていくのかということも越えなければならぬのかなと、課題として押さえておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 5ページの30-00、総務一般事務で、胆振町村会の負担金12万6,000円、これ先ほど町長のほうからも、恐竜つながりでリトアニアにちょっと出かける旨のそういう説明があったんですけども、そのいきさつです。今、恐竜展を東京でやっていますので、そういったことが大きく影響してリトアニアの国の関係者との間でこういう状況になったのか、もう少し詳しくその辺ちょっとお知らせをいただきたいと思います。こういうことを言っただけは失礼なんですけれども、我々の感覚から言うと何かバイキングだとかいろいろそういう感じの国のイメージがあるものですから、その辺ちょっとわかれば詳しく教えてもらいたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） それでは、私のほうから若干経過について説明をさせていただきます。

リトアニア国は北欧になりますけれども、ソビエトから独立しましたバルト三国のうちの一つの国というのは皆さん御承知かと思っております。そちらのほうは現在も海洋性の化石類が多く産出されるということで、時代は三畳紀、ジュラ紀とあってちょっと古いんですけども、そういったお国柄だったそうでございます。そこはジオパークとあって自然環境を大切にしている地域でございまして、ちょっと時代をさかのぼると杉原千畝さんという方がユダヤの方を救ったということで、日本に対して大変好意的に思っている国でございます。

現在リトアニア国では岩手県久慈市と岐阜県八尾津町というところと連携交流を持っているんですが、アクメネ市というところの近くで、実は恐竜化石ではないかというような陸上の化石が見つかったそうでございます。その化石をよく調べるとワニの化石だったらしいんですけども、リトアニアに行っている山崎史郎さんという方がいまして、その方が北海道庁にも在籍したことがあったということで、内閣府を通じて今リトアニア全権大使を行っておるんですけども、その全権大使の方が日本で同じように盛り上がっている市町村があって、それがむかわ町だということをお話をして、むかわのほうに全権大使を通じて親書が届けられたという状況でございます。私よりも櫻井のほうは化石類については詳しいので、櫻井のほうからも若干補足をしてもらおうと思います。

○議長（小坂利政君） 櫻井恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） すみません、ちょっと補足させていただきます。

リトアニアという国はいわゆるバルト三国の一つになりまして、バルト海というのが北欧のスウェーデンとかノルウェーのあるスカンディナビア半島の根元のあたりにある国になります。ポーランドやラトビアやベラルーシと国境を接しているということで、旧ソビエトから1990年に独立したということでもあります。ヨーロッパの共和制国家でありまして、人口は国全体として280万人ということで、通貨はユーロで、母国語がリトアニア語ということだそうです。

説明がありましたけれども、こちらのアクメネという市なんですけれども、こちらには三畳紀とジュラ紀の海の地層があるということで、白亜紀の1つ前がジュラ紀、その前が三畳紀、同じ中生代という恐竜時代になります。数字で言いますと約1億5000万年前ぐらいから2億年前ぐらいになるんですけども、その間の海の地層があるということで、アンモナイトや巻貝や貝の化石がよく知られています。この辺が我々の町とも共通するところであります。

海の生き物ばかりだったところの地層から、このたび、最近陸の生き物の化石が見つかったということで、それも我が町と共通するところなんですけど、そういうことで大いに盛り上がっていて、何かつながりを求めてこちらにも連絡いただいたということだそうです。

○議長（小坂利政君） 竹中町長、簡潔にお願いします。

○町長（竹中喜之君） リトアニアのアクメネ市とむかわ町とのつながりというのは今担当のほうから触れられたとおりでございます。今回の北海道町村会としての主たる目的につきましては、1つが昨年、胆振東部地震でブラックアウトが起きたということから、ブラックア

ウト対策の参考となる環境エネルギーの先進国でありますデンマークのエネルギー施策の調査、ここが主たる目的でございます。

あわせて、リトアニアにつきましても、2050年を展望しながら、再生可能エネルギーをそこに充当していくといったことも含めて、さらには北海道とリトアニアとの文化、経済等に関する交流のきっかけづくりとして、日本大使館の支援のもとに今回海外視察に行くものがございます。4月に町村会のほうから視察に当たっての案内をいただいております。

そして、6月にじきじき、先ほど説明がありましたリトアニアのアクメネ市の市長のほうから今回、昨年のお見舞い・復興のお見舞い、さらにはむかわ町としてアクメネ市との何らかの交流のきっかけづくりができませんかということで親書をいただいているところでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それじゃ、私のほうも簡単に2回目の質問をいたします。

杉原千畝が絡んでいる国というふうになると、町長が訪問するということになると思うんですけど、歓迎を受けると思うんです。それで、今町長のほうではこれを機会に交流継続、こういったものも考えているということですけども、行く段階までの間にどういう交流をしようと考えているのか、まだ今思案の関係でそこまで考えているのかどうかだけお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 命のビザの杉原領事官、かなり親日の国なのかなと押さえているところでございます。私も地理的によくつかめていないので、当初、アクメネ市長のほうからリトアニアのアクメネ市のほうにいらっしゃいというふうな御案内をいただいたんですけども、リトアニアも広うございまして、今回視察に行く先についてはカウナスという都市でございます。カウナスとアクメネは、交通機関は別にして片道3時間半ぐらいかかるということで、ですから直接アクメネのほうには訪問できませんけれども、市長とはこのカウナスというところで北海道から行く関係者と一緒に、その中でこれからできる交流というのは何なのかなということも含めて、詰めていければなと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、8ページ、7款土木費から11ページ、12款諸支出金までについて、質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 土木費の事業番号1760-00、町営住宅整備事業についてでありますけれども、説明資料の第69号の資料②とかを見ますと、全部で40人ぐらい入れるところができるのかなど。40戸分ができるという予定のようなんですけれども、まず今被災されて仮設住宅に入られている方が、こちらに入居できる予定の数と日程的にそこに間に合うんだらうかと。2年という期限からいくと、その辺の見通しもちよっと教えていただきたいなと思っています。

それと、三気塾についても同じことです。もっと大事なこととしては、財源としてここに書かれているものは国庫補助金の活用及び町債ということで予定をしているようでありましてけれども、前々から言われているような震災の特別な交付金、補助金というものが充てられる見通しがあるのか。ある程度あつて、もうこれ十数億になると思うんですけれども、その辺の今後の見通しについて、お伺いをしたいなと思っています。

それと、三気塾に関してはプロポーザルという方式で、今回は債務負担行為だけを認めてくれよということでこういうふうになっているんだと思うんですけれども、三気塾自体も一体どのぐらいかかって、この3つの案件、文京と末広、それと三気塾で総額どれぐらいになるのか。今、財源内訳の見通しと大きく2つですけれども、そこの部分をまずお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、公営住宅及び文京ハイツの件についてお答えしたいかと思えます。

今回、実施設計で提案させていただきます末広団地が18戸で、文京ハイツが12戸、合計30戸という形での建設を予定して、実施設計を考えております。この戸数の算出のもとと申しますか、考えていた中で、鶴川地区で建設型の仮設住宅が35戸ございまして、そこでアンケート調査をとっていたときに、自立再建の方、自分で家を建てたり、またほかへ行ったりという、そういうところで約5件ほどあるという形で、30戸の必要戸数という形を考えまして、そこで文京ハイツと公営住宅の建設という形の戸数を考えたところでございます。

また、文京ハイツにおきましては、これはちょっと公営住宅の事業とまた違う事業で、そこに住んでいた方がまた戻るといふ形の建設事業を使う形でございまして、被災前は文京ハイツの方は10件住んでいたんですが、1件の方はもうちょっと町外に転出されまして、意向を確認したところでは戻らないという形で、残り9件の方はこちらのほうに戻るといふ形の

意向確認した中での建設を考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、財源の考え方ということでお答えをしたいというふうに思います。

まず、今江後主幹のほうからお話がありました文京ハイツについては、小規模改良住宅という事業がございますので、こちらが国庫補助金で3分の2程度、そして末広の住宅については、公営住宅の補助金ということで2分の1程度というところでございます。また、高校生徒寮につきましては適償性ということで、起債を当て込むというようなことで考えてございます。

金額等については、この資料に記載のとおり、公営住宅等については文京が4億3,000万円程度、そして末広については5億5,000万円程度というところでございます。なお、生徒寮については、総額で3億円程度というようなことで考えているというところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） すみません、建設時期の答弁が漏れてございました。

今この補正予算で提案させていただきまして、実施設計をこれから発注して、3月までに設計を固めるという形で考えております。建設のスケジュールとしましては、その次、新年度におきまして工事発注いたしまして、そこでの工期の設定でいく形なんですけど、12月ぐらいいまでは完成できるような形を努めていきたいかとは考えております。

また、建設におきましては、非常に高額な形になりますので、契約に当たってはまた議会承認で提案させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 文京ハイツや何かも同じ日程、12月という。そうすると、仮設住宅の2年というのには間に合う予定でやるんですよね。空白はないんだろうなとは思ったんですけども、じゃ、そこには何とか間に合うということなんです。

あと、財源の話ですけども、ちょっと聞き漏らしてしまって、文京ハイツが3分の2と言いましたか。それ以上に、災害で対応して補助金というのが充てられないのかなということです。結局3分の1は持ち出しという形になると思うんですけども、そちらのほうの見通しというのは全くもう諦めざるを得ない状況なのか。その部分も1点お聞きしたい。

それと、これから町の長寿命化計画とか、事態が事態ですから、災害という本当に予期し

ないことが起きているわけですから、そこからいくと、この3棟を建てることによって随分と変更しなきゃならないと思うんですが、今後その辺の計画をどういった形で進めて、いつごろまで変更する予定なのか、その2つをお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうからは、財源の部分で変わるところにつきまして、ちょっと御返答させていただきたいと思います。

まず、文京ハイツと末広団地につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一旦補助金を充てさせていただいて、補助の残りの部分については有利な起債ということで、現段階では公営住宅債を当て込むような形で考えているところでございます。こちらのほうについては、公債自体は充当率100%という形にはなりません。

ただ、後年度での交付税措置というところはちょっと見込めないところではあるんですが、今回については公営住宅の事業の中の住宅でありますので、そういった起債を今考えているところでございます。また、高校寮につきましても、先ほど課長のほうからも申し上げましたとおり、適債性のある有利な起債を充てるというようなことでございます。

ただ、これまでも取り組んできておりますとおり、国と道に対しましても有利な補助がないかということにつきましては、引き続きいろいろと研究をしていきたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、公営住宅の長寿命化等計画についてお答えしたいかと思えます。

今回長寿命化計画の変更の委託を補正予算で提案させていただきました。ここの長寿命化計画の変更の一番大きな点が、末広団地の新設という項目と文京ハイツの項目について新設するという、この2点が今までの計画にはない点ですので、これを計画に載せる形で、国の補助をもらう形の大前提の資料をつくるということで考えております。今後外部機関に委託しまして、3月までの委託期間を設けまして、最終的に国土交通省に提出して長寿命化計画の変更スケジュール、変更事務を進めるという内容でございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 起債の関係ですけれども、起債としては文京が4億3,000万の3分の1、それと2分の1とすると100%ですから、ざっと考えると6億から7億ぐらいの起債をせざるを得なくなるというふうに読み込めるわけです。そうすると、これから起債の制限枠

ということを見ると、だめだと言っているんじゃないです、その辺どういうふうに整合性を図っていく予定をしているのかなということがちょっと心配になったものですから、突然出てきた大きな金額なので、その辺の考え方についてお伺いをしたいなと思っています。

それと今、江後さんから話があった長寿命化計画、これを委託するという事だけでも、もともと計画のないものにせざるを得ないという状況なんですけれども、全部委託するという事だからどういうふうになるのかわからないですけれども、今の時点でほかに影響が出てくるという、その後しばらく長寿命化計画ができなくなるというか、そこら辺はどういうふうに指示して発注するものなのかというところがあれば、お教えいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 財源的なお話でございますけれども、文京ハイツと公営住宅の2つについては、国庫補助金を活用して起債をということで考えております。もう一つ、三気塾については今までも要望しておりますけれども、なかなか補助等には該当しないということで非常に苦慮しているのが実態であります。

そういった中で、今回プロポーザルという形で民間活力を利用いたしまして、できるだけ安価に、公共事業ではなくて民発注の中でやっていきたいということで考えております。そういった中での買い取りということになります。ですから、今回実施設計とかは盛り込んでいませんけれども、できるだけ安くやっていきたいというようなことと、加えて有利な起債を充てていく、プラス、先ほどちょっと申し上げましたけれども、北海道、国に対して粘り強くさらなる要望をしていくというところでございます。

それと、今の段階で単純に話をしていくと、6億くらいの起債というふうにおっしゃいましたけれども、確かに町の財政フレームの中では、単年度6億程度というふうな目安はございました。そういった中でありますけれども、現在非常時といいますか災害の中ということで、一昨年もそうでしたが、ことしにおいても、どうしても起債枠はフレームを超えていかざるを得ないだろうというふうに思っております。来年度の予算に向かってこういった計画にしていくのかというのはこれから予算を詰めていきますけれども、いずれにしても今回上げた住宅系の事業については最優先事業ということでまずは取り組んでいきたいと思っておりますので、あとその中でほかの事業をどう盛り込んでいけるかというのは、これから精査をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

それと、建設の時期も仮設の2年間の中に何とかあわせていきたいというふうには考えてございますけれども、恐らく難しい面もあろうかと思っております。年度内には当然完成というこ

とでありますけれども、仮設も段階的にやっていますから、10月から12月くらいにかけて、入っている方によって切れる期限が違います。3町も同じ事情を抱えております。これからそういった事情も説明しながら、積極的な取り組みをやっているんだけど、完成できないということも踏まえて、延長を含めて、今後とも要望等は進めていきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 私のほうからは長寿命化計画の関係を御説明させていただきます。

もともとの公営住宅長寿命化計画というのは令和2年までの計画がありました。今回長寿命化計画で委託する部分に関しましては、今後令和2年からの公営住宅の長寿命化計画の委託になります。当然ながら復興計画にもう住宅政策等が載っております。その住宅政策を考えながら、令和2年からの公営住宅、どういうふうに長寿命化していくかというのを内部で当初検討しているものがあります。それと専門技術のコンサルさんとうちの今後の復興に向けての住宅政策と課題を一緒に考えていただいて、どういう公営住宅の管理をしていくかというのを今後決めていきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 事業番号1760-00、住宅管理費、先ほどと同じなんですけれども、三気塾の関係でちょっとお伺いしたいんですが、三気塾、要するに野球部の寮なんですけれども、プロポーザル方式で安くという答弁がありました。ある程度の浴室とかいろいろなことを加味した中でプロポーザル方式ということなんです。あくまでも野球部の塾ということだけで今のところ考えているのか。

本当は野球部、ずっと未来永劫続けてもらいたいんですが、将来的に少子化の流れで野球部がつかれなくなったときに普通の高校の寮として使う、そういうようなことも考えているのか。もしくは、今50年ぐらいはもつので、違ういろんなことに転用を考えてのプロポーザルということで選定をしていくのか。その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） 高校生徒寮の質問にお答えいたします。

高校の生徒寮をプロポーザルで今回行わせていただくわけですが、現在一応58名想定ということで今建設をしたいというふうに考えてございます。ここ5年間で平均

が48名ということで、ことしの野球部員につきましては1年生が17名入りまして、鷓川高校野球部につきましては震災後の活動が大きく取り上げられていることから、ことしにつきましても体験見学会のほうでは昨年よりもかなり多い人数が来ております。

そこで、今後少子化等もございますけれども、むかわ町の野球部につきましては、今後も寮としましては野球部を中心に考えて、今回はつくっていききたいという考えでございます。

また、研修室等も設けまして、一般に地域コミュニティとしての活用、また合宿機能も一部持たせたような活用というものを考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 今、合宿機能と言われました。絶対野球部がなくなるという保障もないので、使わなくなった後、合宿とか、今言った違う、例えばグループホームとか高齢者の住宅とか、転用できるようなことも考えながら、何億もかけて建てる建物ですので、何十年後かにまた手出しをしなくてもいいような考えで進めていただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 先ほどの8ページの1760、ちょっと町営住宅の関連でお伺いをしたいと思います。

今回30戸の住宅が建つわけですが、これについては異論を申し上げるつもりはございませんけれども、現実的には被災された方がそのまま優先的に入るといふ、そういう状況だと思っております。それで、きのう一般質問でもちょっと出てはいたんですが、鷓川地区においてはどうも慢性的な住宅不足というような状況もあるものですから、この30戸では少し無理があるのかなと。

それで、今現在私もいろいろ紹介するんですが、若い人方、給料がちょっと低いということで、民間のアパートというのはなかなか高くて入れない。それで、きのうもちょっと一般質問で話ありましたが、私の紹介した人も鷓川では入れないということで富川から通っている方もいますし、そういう状況を考えると、先ほど長寿命化対策、これ変更という話を聞いたものですから、ひょっとして公営住宅で改修して入れるような住宅が鷓川地区にあるのかなというふうに私、期待をしましたら、文京、末広の住宅の関係で、これ変えますよというふうな答弁だったんです。

それで、あわせて空き家だとか、鷓川地区において改修すれば何とか入れるという住宅が1戸もないものなのか。所管で調査したときには、正直もう人が住めない、解体がもう最優

先だという、そういう公営住宅ばかり見てきたんですけれども、実際に調査した段階でもって、今後鶴川地区においてはそういった利用できる公営住宅、低家賃で入れる住宅の改修というのは1戸もないぐらいの無理な状況なのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 今の御質問、私のほうで答えさせていただきます。

まず、文京ハイツと公営住宅で30戸、それ以外に足りないのではないかという御意見の中で、公営住宅、それから文京ハイツは定住促進住宅としてうちのほうで管理しております。今後そういう住宅の建設を町で全てということだけではなく、きのう副町長からも答弁されておりましたが、民間の力もお借りしながら、うちの一とふるシリーズの中で民間活用を考え、研究してまいります。

そのほかに、今回の長寿命化計画の中で、当然ながらうちの両地区にあります公営住宅の管理をされている戸数、こちらのほうを今後使用できるか、使用できないかというのも担当者、職員等各課、各グループで検討課題として考えております。今現在何戸あるかという戸数のお答えはちょっとなかなか難しいんですが、活用できるか、できないかも踏まえて今後進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 1760、住宅管理費の関連でお聞きします。

入居時期という点では、退去、仮設住宅の入居期限後直ちにということ冬になるのかなとは思っているところなんです、仮設に入っている方は、例えば文京ハイツに入って転出された方は、町の方は文京ハイツに戻れますよ、退去期限までに何とかしますよということ言っていたのでと心配していない方もいらっしゃいました。

ただ、じゃ家賃はどうなるのか。これまでどおりなのかとか、それから仮設住宅はペットも可でしたから、ペットがいらっしゃる方もいるようですし、そうなったときに、じゃ再建された住宅には連れて行けるんだろうとか、そういう心配もされている方がいます。

それで、例えば家賃はどうなのかとか具体的なことはきょう決まりますから私たちもお知らせできますけれども、家賃がどうなっていくとかそういうことも含めて、できるだけ早く知らせてほしいと思っているんですが、その辺わかっていることがあればちょっと伺いたいのと、それから財政のことなんです、さっき7番議員が聞いたことと私が理解しているの

が違うんですが、例えば文京ハイツであれば国庫補助、3分の2補助だと、それで残り3分の1は公営住宅建設事業債で100%充当されるんだと。早い遅いはあるかもしれないけれども、災害復旧だからほぼ全額に近い形で返ってくるんだと私は理解しているんですが、それは違うと。ちょっと頭が悪いので、これぐらいは負担していかなきゃならないんだよということをはっきり教えてください。

それから、35世帯移転、希望も聞いて、この数で間に合うのではないかということでした。それで、末広団地もそうでしたけれども、できた段階で当然一般公募ということも可能になってくるんだろうなと思うんですけれども、住宅が足りないと今4番議員も言っていました。吉田さんから御答弁していただきましたけれども、そういった話はもうずっと聞いているんです、ずっと。

私も相談を受けていますが、結局生活に困窮している方は公営住宅じゃないと入れないんです。それほど安い住宅がむかわ町内にあるかといったらありません。民間住宅といっても4万も5万も出すようなところだと入れませんから、例えば病気がちで、今すぐ住宅が欲しいという人でもないんです、何カ月待っても。だから、私も含めて皆さん住んでいるところがあるから切迫感はないのかもしれないけれども、やはり改良して使えるのであれば、1戸でも2戸でもそういうことを進めるべきだと思うんです。もう何カ月も言っているんですから、同じことを議会で。そこのところをやっぱり町長もわかっていたいただきたい。鷓川地区は特にないんですから、住宅、みんな困っているんですから。

その辺、以前洋光団地をバリアフリーにして2戸ぐらい高齢者が使いやすいように改良したことありましたよね。だから、その後何年かたって無駄になるかもしれないけれども、やっぱりそういう使えるところを改良してください、今ないんですから、鷓川地区。そのことも含めて、早急にやっぱり改善していくという姿勢を見せるべきではないかと思うんですけれども、この幾つかについて御答弁ください。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 私のほうから、今の御質問全て網羅して答えられるかちょっとあれですが、まず文京ハイツ、それから末広団地の建設を完了し、引っ越しができる段階になって皆さんに周知という形をできるだけ早く考えております。

今まで末広団地も、当然ながらその前段に皆さんに見ていただいて、中を見学する見学会とかも開いております。そのスケジュールを後ろから考えますと、突然1カ月前に入居できますよというような情報提供にはならないというふうに考えております。当然ながら何カ月

か前に入居募集をし、入居決定、そして募集をかける際も見学会を開いて、皆さんに周知したいと考えております。

家賃に関しましても、新しい住宅になりますとどうしても今まで入っていた公営住宅よりも高くなる。それから、今までの文京ハイツの家賃と今回の新しい文京ハイツの家賃がどれくらい高くなるのか、これも家賃というのは建物の戸当たりの面積等が関係して算定されてきますので、そちらのほうも実施設計がある程度固まって面積ができ上ってから、家賃の計算を担当のほうで行います。その段階で、早い段階でできるだけ皆さんに家賃の御説明をする説明会というのにも必要かと担当のほうでは考えております。

もう一つ、ペットの関係ですが、公営住宅は基本的にペットは不可です。ペットにつきまして、今仮設住宅に入居されている方もペットを飼われていると。そういう部分をどのように解決していくかということも、私たち担当グループでも検討課題にしております。もう少しお時間をいただきたいというふうに考えております。

あと、佐藤議員の質問と同じような内容になりますが、今現在、既存の古い公営住宅等は昭和40年代中盤から後半にかけての1棟4戸長屋、1棟2戸長屋のものが主にあります。こちらをうちのほうで何戸使えるかというのは今現在まだ押さえておりません。今後長寿命化計画の中で、使えるものは当然使っていきたいと考えておりますが、まだちょっと何戸という話まではなかなか難しいかと思えます。

あと、民間活用の話ですが、は一とふるシリーズでどこまで民間の家賃に対して研究していけるかということも課題として当然私たちは考えておりますので、鋭意努めてまいりますので、御理解よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうから、先ほどの起債に関しまして再度御説明させていただきますと思います。

今回の事業につきましては、災害復旧事業ということではなく、あくまでも公営住宅の建設というような扱いになります。ですので、起債に関しましては公住債の扱いになります。公住債につきましては、家賃収入が財源といいますか、交付税バックが充てられないということは、要は家賃収入を一定程度償還に充てるというような考えに基づいてというところもございます。先ほど野田議員にお答えした部分はそういった部分ございましたので、改めて御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長、簡潔にお願いいたします。

○町長（竹中喜之君） 質問内容については、担当のほうから詳しく説明があったかと思えます。私のほうからは、姿勢としてどうなっているのかということですが、改めて復興計画で議員からの質問についてはお答えをしているのが一つの姿勢でございます。公営住宅の建設、住まいの再建というのを最優先にしながら、空き家については既存の事業、震災前からの一とふるというのを積極的に活用していただくよと。新設については、今援助、支援に向けての新たな制度というのを調査研究させていただくとしっかりと復興計画に記載させていただいておりますので、そこをにらみながら、町民の皆さんとともに浸透させて、具体的に加速化していきたいなと思っています。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） すみません、ちょっと家賃のことについて、例えば住みかえの場合は傾斜家賃とかという制度があります。この場合は、震災によって国の基準に該当しないがために復興災害公営住宅を建てられなくて、こういう普通の公営住宅を建てることになるんですけれども、そういう場合にはもう全くそういう傾斜家賃とか、支援するような仕組みというのはないんですか。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 今の御質問の傾斜家賃について、私のほうからお答えさせていただきます。

当然ながら末広団地は公営住宅で建設いたします。公営住宅の家賃が上がる場合は、5年間の傾斜家賃という手法を使って皆さんに軽減できるように検討してまいります。ただ、その前の家賃というのが仮設住宅で家賃が免除になっているということが、正直私たち担当職員の中では課題として考えております。その前に入られていた公営住宅等の家賃を使うか、そういうのも調査研究して鋭意努めてまいりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから4ページまでの1総括全般、2歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり51ページから57ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2

表債務負担行為補正、第3表地方債補正までの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書（保険事業勘定補正予算 第1号）事項別明細書の1ページから4ページまでの1総括全般、2歳入全般、3歳出全般と議案書つづり59ページから60ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の1ページから4ページまでの1総括全般、2歳入全般、3歳出全般と議案書つづり61ページから62ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書の1ページから4ページまでの1総括全般、2歳入全般、3歳出全般と議案書つづり63ページから64ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書1ページの事項別明細書全般と議案書つづり65ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案第74号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、1ページの事項別明細書全般と議案書つづり67ページから68ページまでの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第74号の質疑を終わります。

これから議案第69号から議案第74号までの討論を行います。

討論の順序は議案番号順とします。

初めに、議案第69号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第69号の討論を終わります。

次に、議案第70号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第70号の討論を終わります。

次に、議案第71号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第71号の討論を終わります。

次に、議案第72号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第72号の討論を終わります。

次に、議案第73号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第73号の討論を終わります。

次に、議案第74号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第74号の討論を終わります。

先ほどの答弁の中で間違った答弁をしておりますので、この際訂正をして承認をしていただきたいと思えます。

吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 大変申しわけありませんでした。先ほどの大松議員の質問にありました傾斜家賃についてです。私のほうで傾斜家賃が使用できるか、できないか、それがうちのグループの担当の中でも課題になっておりますということで御説明をさせていただきました。もともとの傾斜家賃が活用できる方法は、団地の建てかえ事業に関しましての傾斜家賃活用になりますので、今までは洋光建てかえの傾斜家賃を活用しておりました。今回の実施設計で補正させていただいています末広団地に関しまして、それから文京ハイツに関しましては傾斜家賃のほうは活用できないということになります。大変申しわけありませんでした。

○議長（小坂利政君） ただいまの答弁修正について、質問者の御理解がいただければ、そのようなことで採決に入りたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これから議案第69号から議案第74号までの6件を採決します。

採決の順序は議案番号順とします。

初めに、議案第69号を採決します。

お諮りします。

議案第69号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号を採決します。

お諮りします。

議案第70号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号を採決します。

お諮りします。

議案第71号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号を採決します。

お諮りします。

議案第72号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号を採決します。

お諮りします。

議案第73号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号を採決します。

お諮りします。

議案第74号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第27、意見書案第10号 「新たな過疎対策法の制定」に関する意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 「新たな過疎対策法の制定」に関する意見書の趣旨説明をさせていただきます。

事前に印刷配付をさせていただいておりますので、一部朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。御理解、御決定いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第28、意見書案第11号 市町村への「プラごみ対策押し付け」を止め、ごみを出さないシステム確立を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、大松紀美子議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 意見書案第11号 市町村への「プラごみ対策押し付け」を止め、ごみを出さないシステム確立を求める意見書（案）の趣旨説明をさせていただきます。

海洋プラスチックごみを初めとするプラごみの生態系への影響が深刻化する中、その対策は、地球環境の将来を左右する重要課題です。国連環境計画は2018年、プラごみの廃棄量が年間3億トンに及ぶという推計を発表し、そのうち800万トン以上が海に流出していると言われています。

特に、5ミリ以下のマイクロプラスチックや洗顔料、化粧品などに使用されているマイクロビーズを魚や鳥、動物が飲み込み、人体への影響も危惧され、国際社会では使い捨てプラスチック製品の製造・販売・流通の禁止に踏み込む流れが強まっています。

18年、カナダで開かれた主要7カ国首脳会議でも大きな議題の一つとなり、海洋プラスチック憲章がまとめられ、英・仏・独・伊とカナダが署名しました。海のプラスチックごみ量を減らすために、2030年までに全てのプラスチック製品を再利用可能かリサイクル可能なものにする、不要な使い捨てプラスチック使用を大幅削減し、代替品も環境への影響を考慮するなど盛り込み、期限と数値の具体的対策を示したものです。ところが、日本と米国が署名をしなかったことに、産業界への配慮ではないかと批判が上がりました。

大阪での20カ国・地域首脳会議では、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指し、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを採択しましたが、環境NGOから、期限達成が遅過ぎることなど、不十分と指摘されています。

日本は1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量が米国に次いで2番目に多く、年間900万トンのプラスチックごみを排出し、約100万トンが東南アジアに輸出されています。ところが、輸出された大量のプラスチックごみがきちんと処理されず、環境や海洋汚染を引き起こしていることが明らかになりました。バーゼル条約が改定され、汚れたプラスチックごみは国内処理が原則となり、東南アジアの諸国が輸入中止に踏み出しています。中国も2017年末に輸入を禁止したため、日本国内の処理が追いつかず、プラスチックごみが保管場所に山積みになったり不法投棄されたりするケースが相次いでいます。特に、プラスチックごみの8割近くを占める産業廃棄物には対応し切れていない状況です。

安倍政権は、プラスチック資源循環戦略を決定しましたが、生産者責任を曖昧にして、一般廃棄物を燃やす自治体の焼却施設で広域の産業廃棄物も燃やすことを押しつけようとしています。産業廃棄物を燃やすと焼却施設が高温になり、施設が傷みます。少しでも施設の寿命を延ばそうと努力している平取町外衛生施設組合にとって、産業廃棄物の受け入れは現実的ではありません。ましてや、域内外の産業廃棄物受け入れなど、住民の理解を得ることは困難です。

よって、国の責任において、生産の段階からプラスチックごみ減量対策に取り組むことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 反対をしたいと思いますが、まずもって趣旨説明、全くそのとおりでございます。そのためにプラスチック資源環境戦略を採択しているわけでありまして、地方にごみを燃やすことをさせようとしていると決まってもいけないことを今むかわ町議会として、意見書として出すのはいかななものかということを思います。

ただ、プラスチックを出さないということに関しては私も同感であるので、このプラスチック資源環境戦略に関しては賛成ということで、押しつけということに関しては決まってもいけないということで、町議会では出すわけにいかないということで反対といたします。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今この意見書が出ているように、マスコミ等でも皆さんが知っているように、日本のごみが太平洋側、アメリカ海岸まで行っているということは、これはもう世界で各メディアでも流されているように国際問題にもなっているということです。まして、こういう大きな問題は、これから地球環境にも物すごく影響することです。

これは、私たち一人一人がプラスチックを捨てないとか、そういう問題については日本の各自治体でやっていけるとは思います。大きな問題としては、やっぱり国が責任を持って今後どうするのかということを決めていくのが筋道だということで、私は賛成の立場で意見を述べます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（小坂利政君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第29、意見書案第12号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

その前に、本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長することを御理解ください。

11番、北村 修議員。

[11番 北村 修議員 登壇]

○11番（北村 修君） 意見書案第12号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

本年6月、金融庁の審議会報告書で、公的年金だけでは老後の30年間には2,000万円不足するぞということが出されて以来、年金問題が大きな問題として、今国民の皆さんに大変な不安を与えているところは御存じのとおりでございます。

この報告書では、公的年金で足りない分は原本割れリスクのある投資制度や貯蓄による資産運用を勧めるという内容で、国民に大きな怒りと不安を呼びました。

こうした試算は、政府が2004年に導入した、物価や賃金が上がっても金額を上げない仕組み、いわゆるマクロ経済スライドが前提となっているものです。実際に19年度の年金額で見れば、物価が1%増だったにもかかわらず、賃金の伸び0.6%増を基準にして調整率を0.5%差し引かれ、年金額は0.1%増にとどまっています。物価が1%増なのですから、実質0.9%の削減となったというような実態でございます。

このままでいったら基礎年金部分だけでも3割低下するということがさまざまな試算の中から明らかにされ、政府も認めているところであります。そうした中であって、多くの国民の皆さんが願う、老後を安心して暮らせる年金にしてほしい、そういうための意見書でござ

います。

では、そういうふうにするという意味で、財源がないのではないか、だから仕方ないのではないかという御意見もあろうかと思えます。その点について、下段触れられておりますが、若干説明をさせていただきたいというふうに思えます。

まず最初に、マクロ経済スライドを廃止するということが前提になりますが、そうした上にあって財源をどう確保するか。第1には、まず今の年金の保険料の見直しを図ることでございます。例えば現在の保険料で言えば、年収が1,000万円を超えると保険料額がそこで頭打ちになります。2,000万になっても1億になっても、1,000万の方と同じだけの保険料で済むようになっています。こうした点をまず改めていくことが大事だというふうに思われます。

2つ目には、空白の積立金といわれるここにも書かれておりますが、巨額の積立金と言われる200兆円の年金積立金がございます。しかし、残念ながら今これを使うということにはなっていません。2050年だと思いますが、そうした段階までこれはちょさないというような段階になっています。そして、これが資金運用という形の中で今運用されていることは御存じのとおりでございます。こうしたことをやめて、これを正しく活用していくというふうにするなどが上げられるかと思えます。

さらに言えば、8月31日の北海道新聞が社説で示しておりましたけれども、このままですみますれば、まず国民年金が一番大きく低下するということが言われております。さらに、こういう中で4割を占める非正規労働者、いわゆる低賃金の方々の状況が大変だ、対策が急務だとも言われています。したがって、財源を生み出す方法としても、こうした非正規の低賃金の労働者の皆さんの安定を図り、これらが正しく年金保険料に反映できるようにすれば、それでまた財源の捻出が大きく変わってくるなどが上げられるというふうに思えます。

北海道新聞では、低年金対策につながる一方、これらの問題の中では、今のままでいけば中小企業の負担が重くて、支援策が欠かせないということも言われておるように、今申し上げました方向で改善することこそが安定した年金財源を生み出す道であり、また安定した年金制度をつくり上げる道になるだろうというふうに思えます。

そういう意味でこの意見書を提出し、皆さんの御賛同をいただくようお願いするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することの説明とさせていただきます。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 反対意見を申し上げます。

少子高齢化の中で保険者が少なくなり、このままでは年金制度が破綻するというので、2004年の年金改正法で導入されたものでございます。確かに年金スライドと物価指数の差異はありますけれども、さらに保険者が少なくなっている現在、マクロ経済スライドにかわる対策がありません。今、年金受給を70歳かあるいは75歳からにするという話や、パート従業員を厚生年金に加入させてはという話もありますが、結論は出てございません。

年金制度を破綻させないためにも、このマクロ経済スライドにかわる対策を具体的に出せない限り、現状ではマクロ経済スライド廃止を含む意見書には反対いたします。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 賛成討論をします。

厚生労働省も参議院の財政金融委員会で、このままマクロ経済スライドを続けていくと基礎年金は今よりも3割も低下すると認めているんです。国も認めていると。しかしながら、安倍首相は、経済がよくなってデフレを脱却すれば、年金は減ることはないと言っているんですけれども、でも10月から消費税が10%になりますし、景気がよくなるなんて国民は誰も信じられないと思っています。

私もそうですけれども、公的年金だけで生活する、特に国民年金だけで暮らす高齢者はこの報道がされたとき以来、本当にもう生きていけないんじゃないか、どうすればいいんだろう、どこを切り詰めればいいんだろうというふうなことで、やっぱり生きていていいんだろうかぐらいのことまで思っています。

ですから、マクロ経済スライドをやめたら、じゃ財源はどうするんだというのはこの今の意見書の中にかかれていまして読みませんが、やはりこういう地域の高齢者の切実な声を議会として上げていくということはとても大切なことだと思うので、賛成討論といた

します。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（小坂利政君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第30、意見書案第13号 JR北海道が単独では維持することが困難な線区の維持・存続を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） JR北海道が単独では維持することが困難な線区の維持・存続を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

趣旨説明は事前に印刷配付をさせていただいておりますので、朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

JR北海道が発表した、単独では維持することが困難な線区の沿線自治体等は、鉄道を持続的に維持する仕組みの構築に向け、当面の2年間、JR北海道と一体となって利用促進、経費節減のための各種事業を取り組むとされています。

また、緊急的かつ臨時的な地域独自の支援については、令和元年度及び2年度の2年間に限り、維持困難線区8線区における定時性や利便性、快適性の向上などの利用促進に資する経費に対し、北海道と沿線自治体等で2億円を支援することとされています。

しかし、令和3年度以降、地方に年間40億円の支援が必要であるとされ、JR北海道の経営は依然として危機的な状況であることを踏まえると、国の支援を継続するために法改正が

必須であり、J R 北海道の経営自立へ向けてこれまで国が J R に対して支援を行ってきた経過を踏まえ、J R への指導を含め、引き続き国が中心的役割を果たす必要があります。

よって、国及び関係機関におかれましては、下記の項目について実現されるよう強く要望いたします。

1. J R 北海道が事業運営を適切かつ健全に行うよう収益の増加とコストの削減の取組状況を把握し、徹底した経営努力を行うよう指導を継続すること。

2. J R 日高線ほか持続困難線区の維持・存続のため、自動車を持たない住民等の日常生活に支障が出ないように、J R 北海道に対する支援の根拠となる日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律を改正し、J R 北海道への支援を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。御審議、御決定、よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第31、意見書案第14号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第14号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案について趣旨説明をさせていただきます。

冒頭、この意見書案は我々も加盟をしております北海道森林議連からの提出でございます。8月7日、会議が札幌で開かれまして、私も参加をさせていただき、その中で決めたものでございます。

この意見書は、森林施策をめぐる状況の中で、特に北海道において森林環境、林地の特性に応じた森林の着実な整備、森林資源の循環利用をすることの施策を求めていく、そのことの強化を図ることが必要であるというふうに求めた意見書で、3つの点について求めているものであります。

1つは、森林整備と治山事業における財源の十分な確保であります。

2つ目には、起債事業でやられる場合が多いわけでありましてけれども、これの特例措置を継続してほしいということであります。

3つ目には、森林づくりを担う事業者や人材の育成に必要な支援の拡充・強化をお願いしたいということでございます。

私もここに参加をさせていただき、これらの面では若干意見のあるところもあるわけでありましてけれども、森林を活用し、森林を整備した国づくり、北海道づくり、地域づくりにこれは欠かせないものということで提案をさせていただくものでございます。どうぞ御審議、御決定のほどよろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査報告の件

○議長（小坂利政君） 日程第32、所管事務調査報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から所管事務調査報告書、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長から中間報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（野田省一君） 印刷のとおり、追加する報告はございません。

○議長（小坂利政君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（北村 修君） 当委員会といたしましては、農業復旧、農業振興について調査を継続し、一旦ここで調査を終了することといたしましたが、引き続き、次なる段階では作況調査を含めて同様な形で取り組みを進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小坂利政君） 次に、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長、報告はありませんか。

○胆振東部地震復旧復興調査特別委員長（北村 修君） ありません。

○議長（小坂利政君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで各委員長報告に対する質疑を終わります。

各委員会の所管事務調査報告の件については報告済みとさせていただきます。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第33、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、恐竜ワールド構想調査特別委員会、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（小坂利政君） 日程第34、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件については、全国町村議会広報研修会、胆振管内議会議員研修が予定されております。お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思っております。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては議長に一任願いたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長（小坂利政君） これで本定例会に付された事件は全部終了いたしましたので、会議を閉じます。

令和元年第3回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時08分